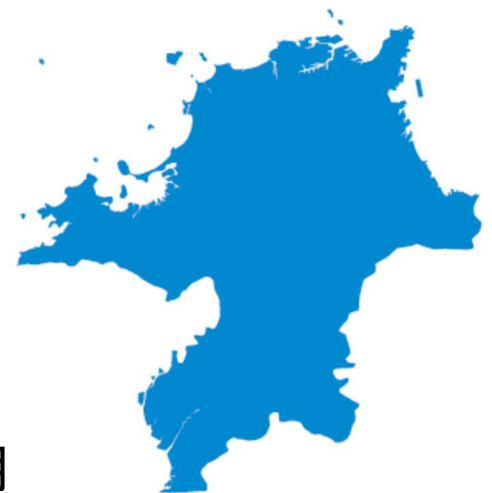


福岡県地域強靱化計画

強くしなやかな

地域づくりを目指して



令和8年4月

| | |
|---|-----|
| はじめに | 1 |
| I 計画策定の趣旨 | 1 |
| II 計画の位置付け | 1 |
| III 策定体制 | 2 |
| 第1章 本県の地域特性 | 3 |
| I 県域の概況 | 3 |
| 1 地形条件 | 3 |
| 2 地質条件 | 4 |
| 3 気象 | 4 |
| 4 社会的条件 | 4 |
| II 自然災害に関する特性 | 5 |
| 1 風水害 | 5 |
| 2 地震・津波 | 8 |
| 第2章 地域強靱化の基本的な考え方 | 17 |
| I 地域強靱化の意義 | 17 |
| II 対象とする災害 | 17 |
| III 基本目標 | 18 |
| IV 地域強靱化を推進する上での基本的な方針 | 18 |
| 第3章 本県の強靱化の現状と課題（脆弱性評価） | 29 |
| I 脆弱性評価の考え方 | 29 |
| II 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） の設定 | 29 |
| III 施策分野の設定 | 29 |
| IV 脆弱性の分析・評価の手順 | 31 |
| 第4章 強靱化施策の推進方針及び脆弱性評価結果 | 32 |
| I 施策推進に当たっての目標値の設定 | 32 |
| II リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針及び脆弱性評価結果 | 32 |
| 第5章 計画推進の方策 | 93 |
| I 計画の推進体制 | 93 |
| II 計画の進捗管理と見直し | 93 |
| 別紙 1 施策別関連リスクシナリオ整理表 | 94 |
| 別紙 2 施策別関連施策分野整理表 | 101 |

はじめに

I 計画策定の趣旨

東日本大震災では、未曾有の被害が広範囲にわたり発生し、我が国の社会・経済システムの脆弱性が露呈した。また、近年の気候変動に伴い、全国各地で大型台風や集中豪雨による甚大な被害が発生しており、これまでの復旧・復興を中心とした「事後対策」ではなく、平常時からの「事前防災・減災」の重要性が認識されることとなった。

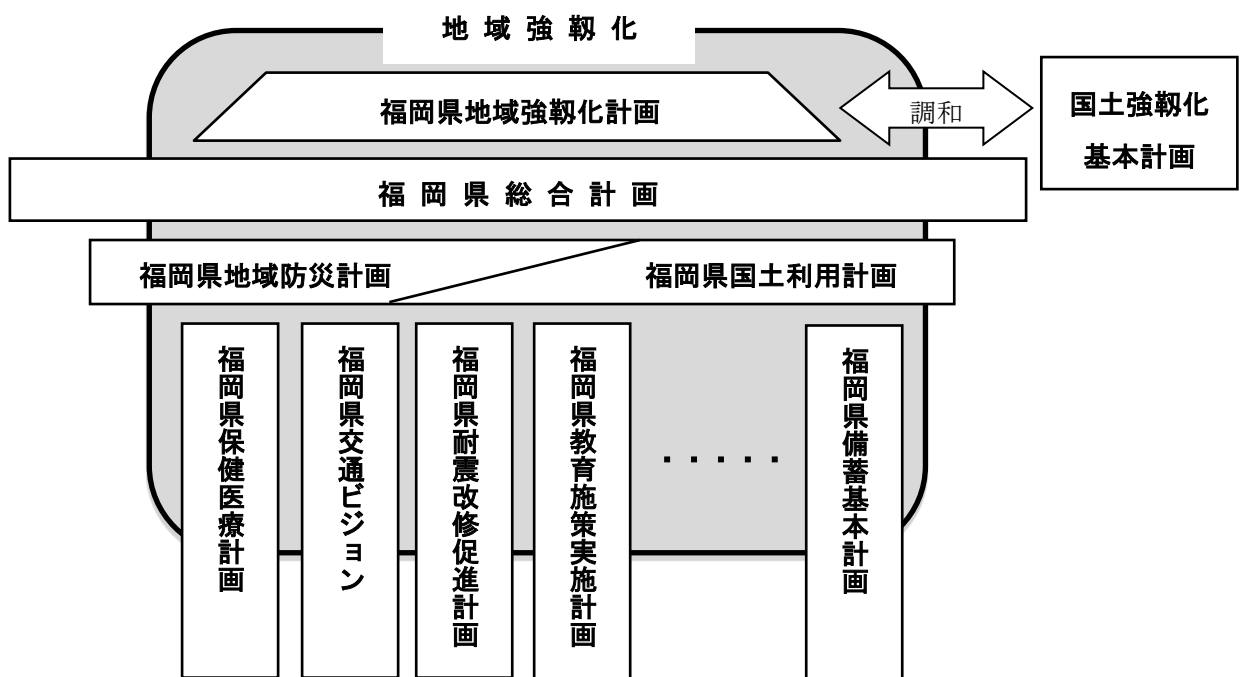
このような中、国では、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が施行され、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が閣議決定された。（平成 30 年 12 月 14 日及び令和 5 年 7 月 28 日、基本計画の変更について閣議決定）

本県においても、基本計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に向けた「県土の強靱化」を推進するため、「福岡県地域強靱化計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものである。

II 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国土強靱化に係る本県の他の計画等の指針となるものである。すなわち、強靱化に関する事項については、地域防災計画はもとより、本県の様々な分野の計画等よりも「上位」に位置付けられるものである。

なお、本計画は、基本法第 14 条に基づき、基本計画との調和を図るものとする。



地域防災計画との関係

地域防災計画は、地震や風水害といった災害の種類ごとに、その対応を取りまとめたものである。このため、「地震・津波対策編」、「風水害対策編」など、災害ごとに計画が立てられている。

一方、地域強靱化計画は、いかなる大規模な自然災害が発生しようとも最悪の事態に陥ることがないように、「強靱」な行政機能、地域社会、地域経済を平常時から作り上げていこうとするものである。

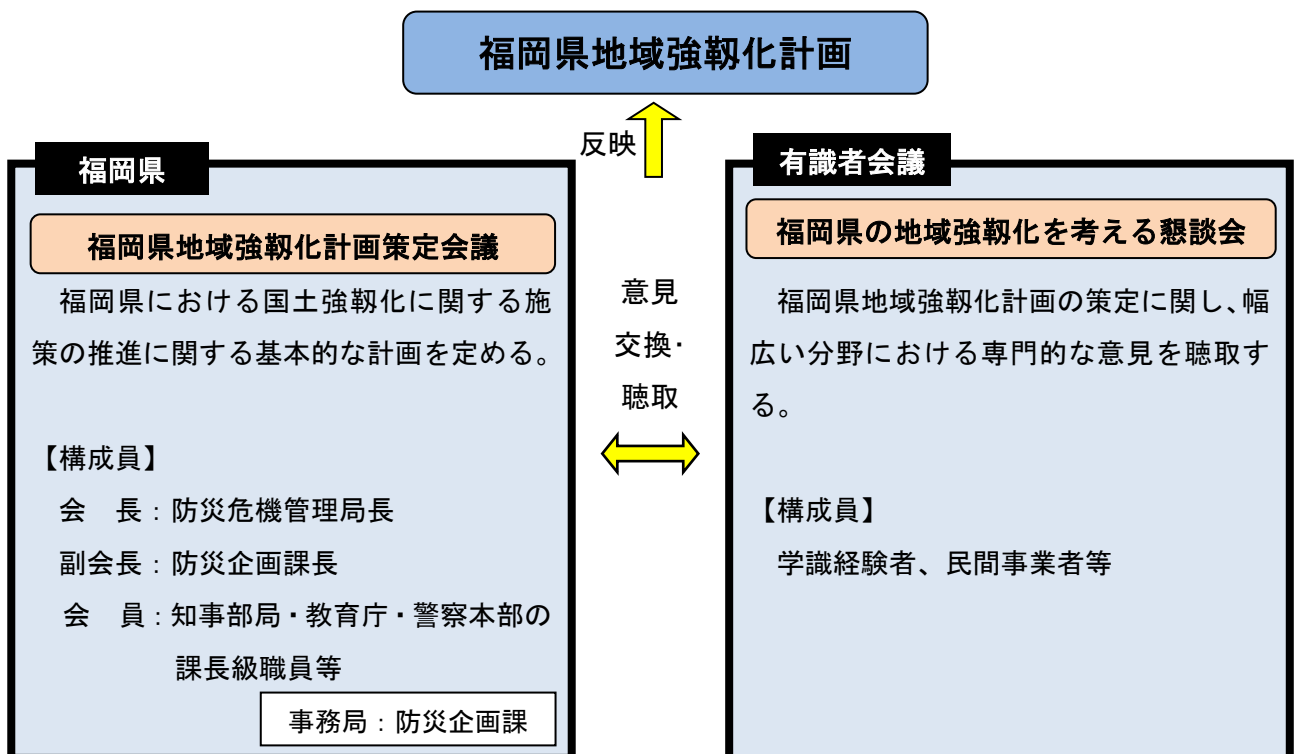
そのため、まずは「起きてはならない最悪の事態」を想定して、そういう事態に陥らないために、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて、事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチがなされている。

Ⅲ 策定体制

平成 26 年 8 月、知事部局・教育庁・警察本部の課長級職員等で構成する「福岡県地域強靱化計画策定会議」（以下、「策定会議」という。）を設置し、全庁的に策定作業を進めた。

また、平成 27 年 1 月、国土強靱化に関連の深い政策・施策分野について識見を有する者や民間事業者等で構成する「福岡県の地域強靱化を考える懇談会」（以下、「懇談会」という。）を設置し、専門的な意見を求め、計画に適切に反映させた。

計画の見直しにおいても同様の作業を行った。



第1章 本県の地域特性

I 県域の概況

1 地形条件

(1) 山地等

県内を北東から南西にかけて、中国山地の延長にあたる筑紫山地が連なり、断層線によって多くの山塊に分かれており、県の気候区分に大きく作用している。

(2) 河川

本県の一級河川は4水系192河川であり、特に筑後川は、九州第一の長流で、県南部の穀倉地帯を貫流している。

二級河川は52水系、那珂川、紫川等149河川である。

(3) 平野

周防灘に臨む豊前平野、遠賀川流域の直方平野、博多湾に面した福岡平野、有明海に注ぐ筑後川・矢部川流域に九州一の広さを持つ筑紫平野等が開けている。

(4) 海岸

北側は玄界灘を経て対馬海峡に面し、東部は豊前海（周防灘）を隔てて中国及び四国に対し、南西部は有明海に臨む。海岸延長は約645kmである。

ア 有明海沿岸

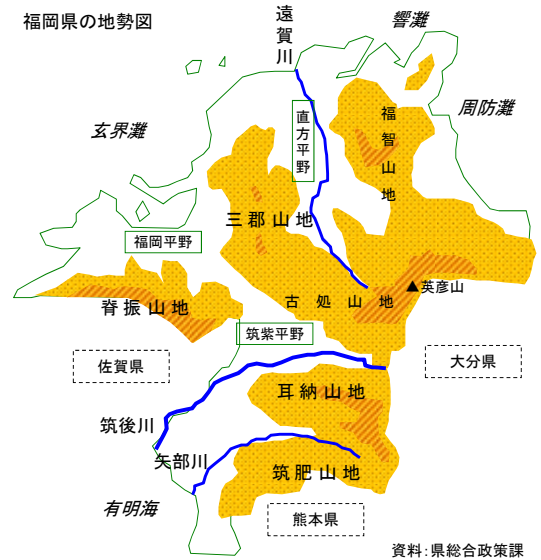
有明海沿岸はわが国最大の干満差であり、最大6mに達する。海岸延長は約47km、海岸保全施設の有効延長は約55km。古くから干拓が行われ海岸堤防が連なっており、天然海岸は皆無である。

海岸堤防の背後は、満潮面以下の農地、宅地が多く、地質は厚い沖積層の粘土質シルトの軟弱地盤である。

イ 玄界灘沿岸

大部分が天然海岸であり、海岸延長は約284km、海岸保全施設の有効延長は約91kmである。

福岡市西方の加布里海岸及び今津海岸は藩政時代の干拓堤防であるが、他は砂浜か、岸壁がきり立った天然海岸である。



ウ 豊前豊後沿岸

海岸延長は約 314km、海岸保全施設の有効延長は約 78km である。

北九州市西境から響灘、周防灘に位置し、北から南東にかけて緩く湾曲した比較的単調な海岸線で、海域は遠浅となっている。

干満差が比較的大きく(4m)、台風時などは、沿岸一帯に高潮、高波が打ち寄せる。このため、海岸保全施設は、高潮対策として築堤されており、天然海岸(砂浜)は少ない。

2 地質条件

山地では、第三系以前の古い地質や、それらが浸食・堆積した崖錐・崩積土が分布する。

平野部は、主に粘性土、砂質土からなり、軟弱な沖積低地や盛土地が広く分布している。

玄界灘沿岸には砂丘の発達が著しい。遠賀川流域には軟弱な有機質土も分布する。都市海岸部では埋め立てなどの人工改変地も存在する。

3 気象

福岡地方、北九州地方、筑豊地方は、日本海気候区に属し、冬期には北西の季節風が強く曇りや雨の日が多い。年平均気温は 18.6~19.3℃、年降水量は約 1,200~2,030mm である。

筑後地方は、内陸型気候区に属し、夏と冬の寒暖の差が大きい。冬期は晴天の日が多い。年平均気温は 17.5~17.9℃。年降水量は、平野部で 2,000mm 前後、大分・熊本県境付近の山間部では 2,400mm 前後である。近年、九州・山口県において、大雨及び短時間強雨の発生頻度の増加がみられており、これには地球温暖化の影響もあると考えられている。

4 社会的条件

(1) 人口の状況

ア 人口

本県の令和 2 年国勢調査による人口は、約 513 万人。北九州市と福岡市、二つの政令指定都市が存在するなど、人口集積が高い。

地域別人口は、福岡地域 268 万 9 千人(構成比 52.4%)、北九州地域 125 万 4 千人(同 24.4%)、筑後地域 79 万 4 千人(同 15.5%)、筑豊地域 39 万 7 千人(同 7.7%)であり、福岡地域への人口集積が進んでいる。

イ 高齢化の進行

本県における 65 歳以上の高齢者人口(高齢化率)は、平成 2 年に 59 万 8 千人

(12.4%)であったものが、令和2年には139万5千人(28.1%)となっており、高齢化が進んでいる。(令和2年国勢調査)

(2) 土地利用の状況

本県は比較的地形がなだらかであり、農用地、宅地等の可住地面積が多い反面、地形が浅く森林が少ないという特徴がある。

本県の土地利用の動向としては、人口、産業の集中化や都市化の進展に伴い、農用地等が減少し、宅地、道路等の都市的土地利用が増加しており、特に福岡、北九州地域でその傾向が著しい。

また、今日、産業構造の変化による都市の空洞化、都市周辺部での都市的土地利用と農業的土地利用の混在、過疎化の進行に伴う農用地や森林の機能の低下がみられる。

(3) 経済・産業の状況

令和3年度の県内総生産は、名目約19.5兆円で、全国の約3.5%を占めている。

本県の産業構造は、総生産額比率で見ると、第1次産業約0.6%、第2次産業約19.6%、第3次産業約78.8%となっており、第3次産業のウェイトが高く、第1次産業のウェイトが低くなっている。(令和3年度県民経済計算年報(令和6年3月発表))

県内4地域では、全地域とも第3次産業が最も大きな割合を占めるが、各地域の特徴としては、県全体の産業構成比に対して、福岡地域、北九州地域、筑豊地域は第2次、筑後地域は第1次及び第2次産業の構成比が高い。

II 自然災害に関する特性

1 風水害

福岡県の気候は筑紫山地を境に南北で異なるため、気象災害にも複雑な地域性がみられる。

(1) 台風による風水害及び高潮、高波害

台風の年間発生数の平年値(※1)は25.1個である。このうち、福岡県を含む九州北部地方への接近・上陸は年平均約3.8個である(※2)。台風が接近・上陸すると、風害、水害、高潮害、高波害などの大きな災害が発生するおそれがある。

昭和20年9月、鹿児島県枕崎市付近に上陸後、九州を北上した枕崎台風は福岡県においても大きな被害を与え、死者・行方不明者は87名に達した。

平成3年9月に長崎県に上陸し、福岡県を北東に通過した台風第17号/第19号では、死者・行方不明者14名、負傷者891名、家屋の全半壊4,448棟、その他風倒木等により農林業も大きな被害を受けた。

平成11年9月、熊本県北部に上陸後福岡県を通過し、周防灘へ進んだ台風第18

号では、周防灘沿岸で大きな高潮災害が発生した。

※1 平成3年（1991年）から令和2年（2020年）まで30年間の平均

※2 台風の中心が九州北部地方（山口県を含む）のいずれかの気象官署から300km以内に入ったもの

ア 台風による強風害

台風が接近すると、強風により建造物の倒壊や倒木、鉄道・航空機等の交通機関の運休など著しい影響を受ける。

イ 台風による水害

台風は強風とともに大雨をもたらす。台風の周辺は活発な雨雲が取り巻いており、激しい雨によって、洪水・浸水害、土砂災害等が発生させるおそれがある。

ウ 台風による高潮害、高波害

一般に台風や低気圧の中心では気圧が周辺より低いため、気圧の高い周辺の空気は海水を押し下げ、中心付近の空気が海水を押し上げるように作用する結果、海面が上昇する（吸い上げ効果）。また、台風や低気圧に伴う強い風が沖から海岸に向かって吹くと、海水は海岸に吹き寄せられ、海岸付近の海面が上昇する（吹き寄せ効果）。遠浅の海や、風が吹いてくる方向に開いた湾の場合、地形が海面上昇を助長させるように働き、特に潮位が高くなる。また、台風による高潮で潮位が高くなっているときに高波があると、普段は波が来ないようなところまで波が押し寄せ、被害が拡大することがある。

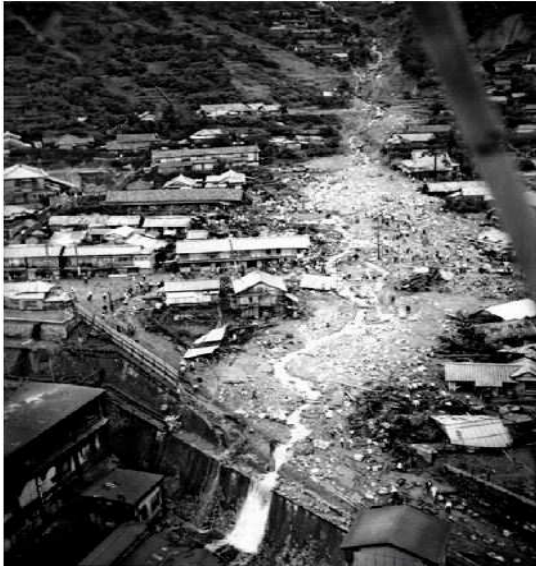
(2) 大雨による災害

一般に、降り始めからの降水量が100mmを超えた場合や1時間に30mmを超える激しい雨が降った場合は、中小河川の増水や氾濫、低地の浸水などが発生し、床上・床下浸水や交通障害等の災害が起こりやすくなる。また、地盤の弱い急傾斜地などでは土砂災害が発生するおそれもある。

降り始めからの降雨量が200mmを超えた場合や1時間に50mmを超える非常に激しい雨が降った場合は、大きな土砂災害の発生する危険性が高まり、厳重に警戒する必要がある。

近年の都市化に伴い、道路の舗装や下水道の整備が進み、土地の保水力が低下しているため、従来では災害の起こらなかった程度の雨でも浸水する状況が増えている。

福岡県における最も大きな大雨災害は、286名の死者・行方不明者を出した昭和28年6月の梅雨前線による大雨災害（西日本大水害）である。



撮影:毎日新聞社



撮影:毎日新聞社

近年では、平成2年6月28日の梅雨前線による大雨で筑後地方を中心に死者4名、床上床下浸水8,496戸の被害が発生した。

平成11年6月29日の梅雨前線による大雨で福岡地方を中心に死者2名、床上床下浸水6,163戸の被害が発生した。都市部の地下空間への浸水による犠牲という、従来見られなかった災害が発生した。



平成15年7月18日から21日の梅雨末期に九州地方を中心に発生した大雨では、福岡地方を中心に死者1名、床上床下浸水6,961戸の被害が発生した。

平成21年7月19日から26日の梅雨前線により中国地方及び九州北部地方で発生した大雨では、24日から26日にかけて、九州北部地方を中心に豪雨となり、県内だけでも死者10名、床上床下浸水5,476戸の被害が発生した。

平成24年7月3日から14日の梅雨前線により九州北部地方で発生した大雨では、県内だけでも死者5名、床上床下浸水6,222戸の被害が発生した。

平成29年7月5日から6日にかけて梅雨前線により九州北部地方で局地的に猛烈な雨が降り、県内だけでも死者37名、床上床下浸水619戸の被害が発生した。

この大雨では、線状降水帯が発生し、数キロ単位の範囲で記録的な大雨となり、屋内避難の被害者が多く、家屋被害も全壊半壊が1,108戸と、浸水被害より多いという特徴がみられた。

平成30年6月28日以降の台風第7号や梅雨前線の影響によって、西日本を中心

に全国的に広い範囲で記録的な大雨が降り、県内だけでも死者4名、床上床下浸水3,390戸の被害が発生した。この大雨では、1府10県で特別警報が発表され、広い範囲で長時間の記録的な大雨となった。

令和2年7月3日から8日にかけて、九州地方を中心に記録的な大雨が降り、県内だけでも死者2名、床上床下浸水2,031戸の被害が発生した。この大雨では、7県で特別警報が発表され、広い範囲で記録的な大雨となった。

令和3年8月11日以降、西日本から東日本の広い範囲で大雨となり、12日には九州北部地方で線状降水帯が発生し、県内だけでも床上床下浸水1,570戸が発生した。この大雨では、4県に大雨特別警報が発表され、記録的な大雨となった。

令和5年7月7日から10日にかけて、梅雨前線の影響により大雨となり、10日には線状降水帯が発生し、福岡県、大分県を対象に大雨特別警報が発表された。県内だけでも死者5名、床上床下浸水3,440戸の被害が発生した。

令和7年8月7日から12日にかけて、九州地方では大気の状態が非常に不安定となり、9日から10日にかけて県内全域に線状降水帯が発生し、県内では死者2名、床上床下浸水328戸の被害が発生した。

このように、福岡県における大雨の気象要因は、梅雨前線によるものが多い。



(3) 竜巻による被害

福岡県では、昭和36年以降23回の竜巻が確認されており、発生時の気象状況は、台風接近時より前線の影響によるものが多い。

(4) その他の災害（凍霜害）

福岡県の凍霜害は早霜による被害は少なく、農作物の成育が活発となる4月～5月のおそ霜による被害が大きい。

2 地震・津波

(1) 地震・津波災害の履歴

ア 地震動による被害

福岡県は、他の地域と比べると地震によって被害を受けた経験が少ないといわ

れてきたが、平成 17 年 3 月 20 日、福岡県北西沖（福岡市の北西約 30 km・当時の震央地名は福岡県西方沖）を震源とする最大震度 6 弱の地震（深さ 9 km、マグニチュード 7.0）が発生した。



また、「平成 28 年熊本地震」の一連の活動の中で、平成 28 年 4 月 16 日 1 時 25 分に熊本県熊本地方で発生した地震（深さ 12 km、マグニチュード 7.3）により最大震度 5 強を観測した。

イ 液状化による被害

平成 17 年福岡県西方沖地震では、近年に埋め立て造成された福岡市早良区百道浜地区等の博多湾沿岸部の広範囲で、地面に土砂を含んだ水が湧き出る液状化現象が、道路やグラウンド、駐車場などで起こった。

ウ 津波による被害

本県沿岸では、近年大きな津波は観測されておらず、平成 17 年福岡県西方沖地震や平成 23 年東日本大震災においても、津波による被害は発生していない。

火山活動に伴う地震では、寛政 4 年（1792 年）の雲仙火山の眉山大崩壊に伴う波高数十 m にも及ぶ津波が発生したことが知られている。島原半島側で約 10 m、対岸の熊本県側で数十 m にも及ぶ津波が発生し、福岡県にも数 m の津波が及んだ。記録上、福岡県沿岸での総被害ははっきりしないが、隣の佐賀領では 17 名の死者、23 名の負傷者が出ており、59 件の家が流された、という記録がある。

■ 直近の本県関係の地震【平成 28 年熊本地震】

| 年月日 時間 | 震源 | 深さ (km) | M | 被害の概要 |
|-------------------|----|------------|-----|--|
| 2016/4/16 1:25 | 熊本 | 12 | 7.3 | 震度 7 西原村、益城町 震度 6 強 南阿蘇村、熊本市ほか 震度 6 弱 阿蘇市、別府市ほか 福岡県 最大震度 5 強 県内の住家被害 半壊 1 棟、一部損壊 230 棟 |

■ 過去の本県関係の主な地震

(日本被害地震総覧より)

| 年月日 時間 | 震源 | 深さ (km) | M | 被害の概要 |
|---------------------|--------------|------------|-------------|---|
| 679/12/- 夜 | 筑紫 | | 6.5- 7.5 | 家屋倒壊、 幅2丈(6m)、長さ3000余丈(10km)の地割れ |
| 1872/3/14 17時頃 | 浜田沖 | | 7.1 | 久留米地区で液状化による被害 |
| 1941/11/19 1:46 | 日向灘 | | 7.2 | 宮崎県を中心に大分、熊本、愛媛でも被害。宮崎ではほとんどの家の壁に亀裂。人吉で死者1名、負傷者5名、家屋全壊6棟、半壊11棟等の被害。日向灘沿岸では津波最大1mで船舶に若干の被害。 震度5 宮崎 人吉 震度4 福岡 熊本 大分 |
| 1968/8/6 1:17 | 愛媛県 西部 | 40 | 6.6 | 愛媛県を中心に、船舶、通信、鉄道に小被害。宇和島で重油タンクのパイプが破損し、重油170klが海上に流出 震度5 大分 震度4 福岡 山口 宮崎 延岡 熊本 阿蘇山 鹿児島 |
| 1996/10/19 23:44 | 日向灘 | 34 | 6.6 | 有感範囲は福井市までと広範囲にわたったが、被害は宮崎・大分県などで棚のものが落下する程度。飫肥城大手門・松尾の丸などで瓦が数百枚落ちた。沿岸で波高10cm程度の小津波。 震度5 宮崎市 鹿屋市 震度4 福岡 |
| 1997/6/25 18:50 | 山口県・ 島根県境 | 8 | 6.6 | 軽傷2名、家屋全壊1棟、半壊2棟、一部損壊176棟。水道断水は、阿東町、むつみ村の2町村でピーク時90戸。 震度6強 益田市 震度4 久留米市 |
| 2005/3/20 10:53 | 福岡県 北西沖 | 9 | 7.0 | 福岡市を中心に被害。 人的被害：死者1名、重傷者197名、軽傷者989名 住家被害：全壊143棟、半壊352棟、 一部損壊9,185棟 福岡県 最大震度6弱 |

(2) 地震災害の想定

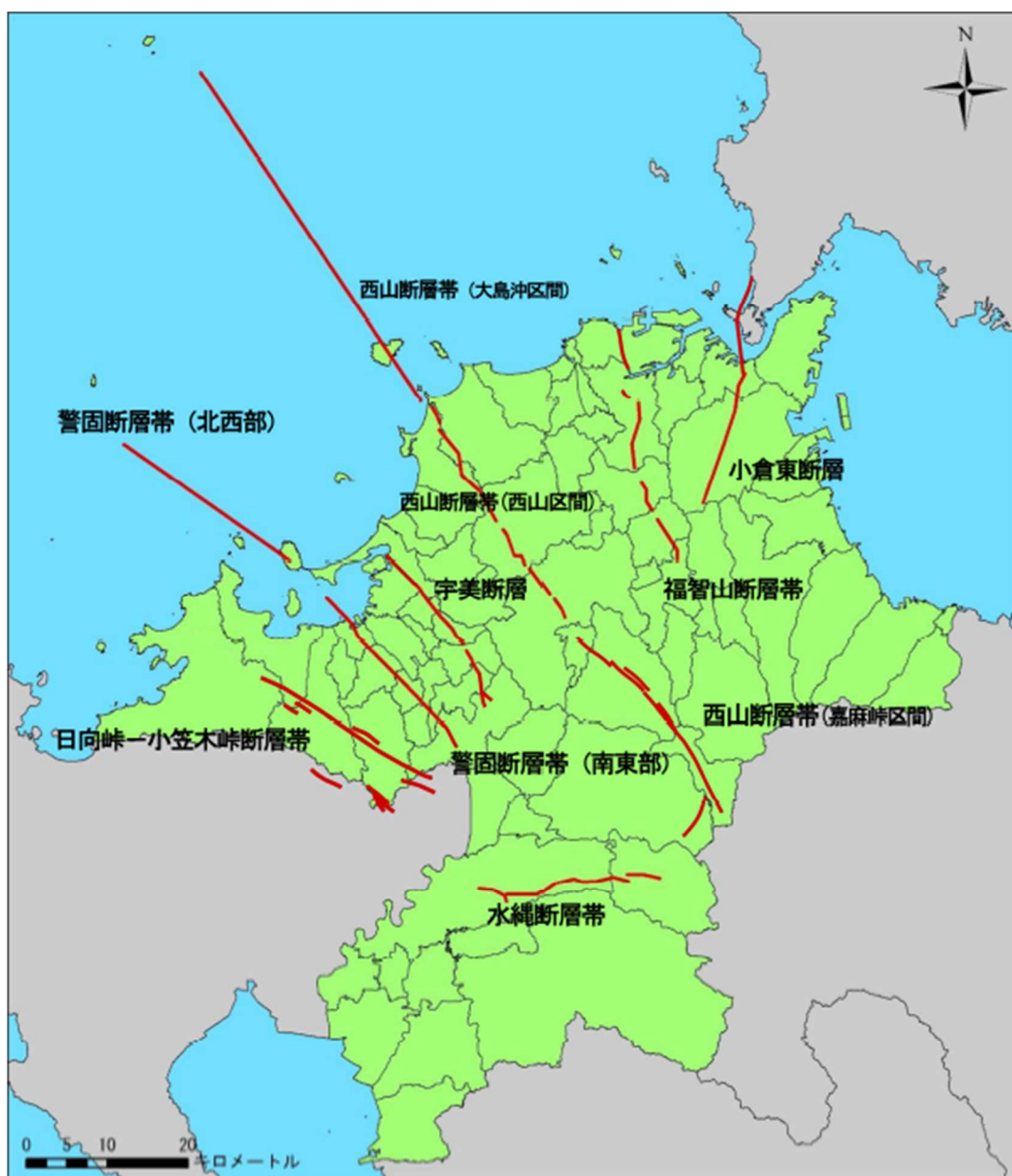
前回の地震に関する防災アセスメント調査（平成 23 年度）から約 10 年間の社会情勢の変化及び活断層、地盤条件などの調査研究の蓄積を踏まえ、これまで被害想定を調査していない「南海トラフ地震」や県内の主要活断層を含めた被害想定を調査し、令和 7 年 9 月に調査報告書としてまとめた。以下は調査結果の概要である。

ア 本県の主な活断層

現在、県内において存在が確認されている活断層は 7 つであり、それぞれの活断層の評価は別表「福岡県内における主な活断層の長期評価概要」のとおりである。

【福岡県周辺の活断層分布】

(令和 6 年 3 月, 「福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）」より引用)



【福岡県内における主な活断層の長期評価概要（算定基準日：令和7年1月1日）】

| 活断層 (評価単位区間) | | 断層長さ | 区間単独による地震の規模(M) | 区間連動による地震の規模(M) | 30年以内の地震発生確率 | 平均活動間隔 【最新活動時期】 |
|-----------------|-----------------|------|-----------------|-----------------|--------------|--|
| 1 | 小倉東断層 | 23km | 7.1程度 | - | 不明 | 不明 【約4,600年前以後、約2,400年前以前】 |
| 2 | 福智山断層帯 | 28km | 7.2程度 | - | ほぼ0~3% | 約9,400年-32,000年 【約28,000年前以後、約13,000年前以前】 |
| 3 | 西山断層帯 大島沖区間 | 38km | 7.5程度 | 7.9-8.2程度 | 不明 | 不明 【約20,000年前以後】 |
| | 西山断層帯 西山区間 | 43km | 7.6程度 | | 不明 | 不明 【約13,000年前以後、概ね2,000年前以前】 |
| | 西山断層帯 嘉麻峠区間 | 29km | 7.3程度 | | 不明 | 不明【不明】 |
| 4 | 宇美断層 | 23km | 7.1程度 | - | ほぼ0% | 約20,000-30,000年 【約4,500年前以後】 |
| 5 | 警固断層帯 北西部 | 25km | 7.0程度 | 7.7程度 | 不明 | 不明 【2005年福岡県西方沖の地震】 |
| | 警固断層帯 南東部 | 27km | 7.2程度 | | 0.3~6% | 約3,100年-5,500年 【約4,300年前以後、約3,400年前以前】 |
| 6 | 日向峠- 小笠木峠断層帯 | 28km | 7.2程度 | - | 不明 | 不明【不明】 |
| 7 | 水縄断層帯 | 26km | 7.2程度 | - | ほぼ0% | 14,000年程度 【679年筑紫地震】 |

※確率値は有効数字1桁で記述している。ただし、30年確率が10%台の場合は2桁で記述する。また確率が「ほぼ0%」とあるのは、 $10^{-3}\%$ 未満の確率値を表す。

※データ参照先：国（地震調査研究推進本部）による長期評価

イ 想定地震による被害等の概要

南海トラフ地震や小倉東断層等、計 14 地震について地震動等の想定を行った。

活断層による地震については、断層の破壊の仕方（破壊開始点の位置）によって被害が変化するため、複数の破壊開始点を設定し、地震動を予測したうえで、各断層で最も被害が大きくなると考えられる想定地震の被害想定を行った。

【想定地震ごとの調査内容】

| 想定地震 | 地震動・液状化等の予測 | | 被害想定 |
|-----------------------------|-------------|---|------|
| 南海トラフ | ○ | ➡ | ○ |
| 小倉東断層 | ○ | ➡ | ○ |
| 福知山断層帯 | ○ | ➡ | ○ |
| 西山断層帯大島沖区間 | ○ | | |
| 西山断層帯西山区間 | ○ | | |
| 西山断層帯嘉麻峠区間 | ○ | | |
| 西山断層帯 (大島沖区間+西山区間+嘉麻峠区間) | ○ | ➡ | ○ |
| 宇美断層 | ○ | ➡ | ○ |
| 警固断層帯北西部 | ○ | | |
| 警固断層帯南東部 | ○ | | |
| 警固断層帯 (北西部+南東部) | ○ | ➡ | ○ |
| 日向峠 - 小笠木峠断層帯 | ○ | ➡ | ○ |
| 水縄断層帯 | ○ | ➡ | ○ |
| 基盤一定の地震 | ○ | ➡ | ○ |

○ 地震動

いずれの想定断層においても、断層周辺で強い地震動が予測され、その強さは断層から離れるに従って減衰する傾向にある。

南海トラフ地震を除く各断層の想定地震において、震度 6 弱以上が想定された。

○ 液状化

液状化危険度も地震動と同様に断層周辺に危険度の高い地域が多く認められる。さらにそれらの地域でも特に、河川沿い、海岸部、埋立地などに液状化危険度が高い地域が分布しており、これらは軟弱な砂質地盤や盛土の存在が影響しているものと予測される。

○ 急傾斜地崩壊

南海トラフ地震を除く各断層の想定地震において、急傾斜地崩壊危険度がAランク（崩壊の危険性が高い）と予測される地域がある。断層に近いほど急傾斜地の崩壊の危険性が高い地域が多い。

○ 被害想定

各被害想定項目において、県全体で以下のとおり最大の被害が予測される。

| | 被害項目 | 被害数 | 想定地震 | 時節 |
|----------------------------|---------------------|-------------|------------------------|------------|
| 建 物 | 全壊・焼失棟数 | 約 41,000 棟 | 西山断層帯 | 冬 18 時・強風 |
| | 半壊棟数 | 約 121,000 棟 | 西山断層帯 | — |
| 人 的 | 死者数 | 約 1,900 人 | 宇美断層 | 冬 18 時・強風 |
| | 負傷者数 | 約 19,000 人 | 西山断層帯 | 冬 5 時・強風 |
| ラ イ フ ラ イ ン | 電柱折損数（電力） | 約 1,900 本 | 西山断層帯 | — |
| | 上水道被害箇所数 | 約 90 箇所 | 西山断層帯 | 冬 18 時・強風 |
| | 下水道被害延長 | 約 600 km | 西山断層帯 宇美断層 警固断層帯 | — |
| | 都市ガス復旧対象需要家数 | 約 88,000 戸 | 警固断層帯 | 冬 5 時・平均風速 |
| 交 通 施 設 | 道路 | 約 1,800 箇所 | 西山断層帯 | — |
| | 鉄道 | 約 680 箇所 | 西山断層帯 | — |
| | 港湾 | 約 110 箇所 | 小倉東断層 | — |
| | 漁港 | 約 70 箇所 | 西山断層帯 | — |
| 重 要 施 設 | 災害対策本部の 制約施設数 | 25 箇所 | 西山断層帯 | — |
| | 警察・消防活動拠点の 制約施設数 | 37 箇所 | 西山断層帯 | 冬 18 時・強風 |
| | 避難活動拠点の 制約施設数 | 695 箇所 | 西山断層帯 | 冬 18 時・強風 |
| | 医療活動拠点の 制約施設数 | 577 箇所 | 西山断層帯 | 冬 18 時・強風 |

(3) 津波災害の想定

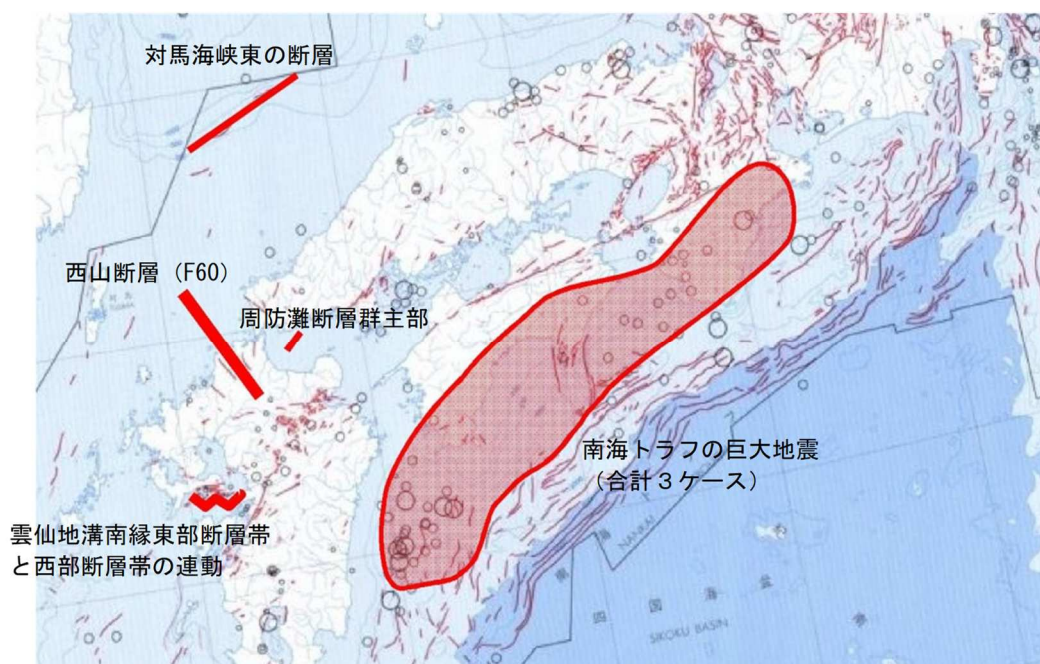
平成 23 年 12 月に「津波防災地域づくりに関する法律」が成立・施行されたことなどを踏まえ、従来の「津波に関する防災アセスメント調査」（平成 24 年 3 月 福岡県）に基づく津波浸水想定を見直し、同法の基本指針や国の最新の知見に基づく津波浸水想定を新たに設定し、被害を予測した。

ア 概要

本県は、日本海に面した玄界灘沿岸、日本海側から関門海峡を通り四国や本州と向かい合う豊前豊後沿岸、本県をはじめ、長崎県、佐賀県、熊本県に囲まれた有明海沿岸の 3 つの沿岸を有する。

本県に來襲する可能性のある想定津波のうち、最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層について、各沿岸で以下のように選定し、津波の予測を行った。

| | |
|--------|--------------------------------------|
| 玄界灘沿岸 | ①対馬海峡東の断層、④西山断層 |
| 豊前豊後沿岸 | ①対馬海峡東の断層、②周防灘断層群主部、④西山断層、 ⑤南海トラフ |
| 有明海沿岸 | ③雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動、 ⑤南海トラフ |



イ 想定津波による被害等の概要

本県では最高津波水位 4.60 m の津波が予測される。この予測値は、対馬海峡東の断層を波源とし、初期潮位を朔望平均満潮位とした場合の値である。

最速の津波到達時間は 1 分であり、西山断層を波源とした場合の値である。

津波による被害は、南海トラフの断層を波源とした場合が最も多いと予測され、建物被害は、791 棟の全壊、5,355 棟の半壊が予測される結果となった。人的被害

は、55 人程度の死者が予測されるが、津波の到達まで時間があることから、避難が迅速に行われれば被害は大きくならないと考えられる。

【各地震による最高津波水位及び津波到達時間】

| No | ケース | | 最速津波到達時間※ (分) | 最高津波水位 (m) | 建築物被害棟数 (棟) | | 人的被害 (死者数) |
|----|----------------------|---------|------------------|---------------|-------------|-------|---------------|
| | 波源 | 初期潮位 | | | 全壊 | 半壊 | |
| ① | 対馬海峡東の断層 | 朔望平均満潮位 | 91 | 4.6 | 66 | 442 | 28 |
| ② | 周防灘断層群主部 | 朔望平均満潮位 | 27 | 4.0 | 53 | 515 | 25 |
| ③ | 雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動 | 朔望平均満潮位 | 42 | 3.5 | 748 | 3,901 | 15 |
| ④ | 西山断層 | 朔望平均満潮位 | 1 | 4.3 | 46 | 382 | 28 |
| ⑤ | 南海トラフ | 朔望平均満潮位 | 177 | 3.5 | 791 | 5,355 | 55 |

※ 津波到達時間：計算開始から+20 c m水位上昇までに要した時間

第2章 地域強靱化の基本的な考え方

I 地域強靱化の意義

本県は、九州の北端に位置し、北部には玄界灘、響灘、周防灘が、南西部には有明海が広がるとともに、北東から南西に連なる筑紫山地、九州一の広さを誇る筑紫平野、九州第一の長流である筑後川を含む四つの一級河川など様々な地勢を有している。

二つの政令指定都市を中心に人・モノ・情報が集積しており、国の出先機関や指定公共機関の本社などが多数立地するとともに、国際拠点港湾である北九州港や博多港、拠点空港である福岡空港や北九州空港、主要ターミナル駅であるJR博多駅、九州自動車道や東九州自動車道を中心とした基幹道路ネットワークなどの優れた交通基盤を有している。

陸路では、関門橋及び関門トンネルにより九州で唯一本州と繋がっており、交通の要衝であるとともに、国外に目を向けると、韓国、台湾、中国などのアジアから多くの観光客が訪れるアジアの玄関口として、日本経済を活性化する上でも重要な役割を果たしている。

近年、本県が被った大規模な災害としては、大震災となった平成17年3月の福岡県西方沖地震や矢部川の決壊をもたらした平成24年7月の豪雨があり、また、筑後川の支川である山地部の中小河川において、大量の土砂や流木による堤防の決壊や河道閉塞などの被害が発生した平成29年7月九州北部豪雨や、筑後地域を中心に甚大な被害が発生した令和2年7月豪雨、令和5年梅雨前線豪雨が記憶に新しい。

本県は、海岸、山地、平野、河川など多様な地勢を有しており、地震、洪水、土砂災害など様々な災害が起こり得ること、想定を超える規模の地震・風水害にも対応する必要があることなどから、早急に本県の地域強靱化を推進しなければならない。

また、国全体の強靱化を推進するためには、それぞれの地域がその特性を踏まえて主体的に地域強靱化に取り組むとともに、地域間で連携して災害リスクに対応していくことが不可欠であり、本県の地域強靱化を推進し、首都中枢機能のバックアップ拠点の整備や、南海トラフ地震などの被災地域に対するサポート体制の整備を行うことで、東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成を促進していくことが重要である。

さらに、このような地域強靱化の取組は、官民投資の呼び込みによる雇用の増加や、東京一極集中の是正による首都圏からの人材の還流を生み出すとともに、地域間の連携強化を促進することから、本県における地方創生にも寄与することとなる。

II 対象とする災害

県民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定さ

れるが、本県における過去の災害被害及び国の基本計画を踏まえ、本計画では、まずは広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とする。

Ⅲ 基本目標

国が基本計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下のとおり設定する。

基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

なお、基本目標をより具体化するため、別途、6つの「事前に備えるべき目標」を設定する（30 ページ参照）。

Ⅳ 地域強靱化を推進する上での基本的な方針

国の基本計画との調和を図る観点から、国が基本計画で定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」に準じることとした上で、地域の特性を踏まえ、以下の点に留意して地域強靱化を推進する。

1 県民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

巨大災害リスクの切迫や気候危機の深刻化等、県土や地域の持続性を脅かす危機に備え、県民の生命と財産を守るため、防災インフラの整備・管理を戦略的に推進する。

(1) 被害を最小に抑え、地域経済を支える防災インフラの整備

- ・ 事後的に復旧を行うよりも少ない投資で大きな効果をもたらす「事前防災」を計画的に実施するため、河川・ダム、砂防・治山、海岸等の国土保全のための防災インフラの充実・強化を着実に推進する。
- ・ また、自然災害によって被災した防災インフラの原形復旧のみでは再度災害の防止が十分でない場合において、被災箇所を含む一連区間で施設の機能向上を図る改良復旧を行うなど、状況に応じた適切な対応を図る。

(2) 予防保全型メンテナンスへの本格転換など防災インフラ施設の老朽化対策

- ・ 施設に不具合が生じてから対策を行う「事後保全型」から、損傷が軽微な早期段階での手当てによって施設を長寿命化させる「予防保全型」への本格転換によりライフサイクルコストの低減を図るとともに、市町村界にとらわれない広域的な観点から、複数の分野のインフラを群として捉え、官民連携や新技術・デジタ

ルの活用によりメンテナンスを効率化・高度化するなど、広域的・戦略的なインフラマネジメントを進める。

(3) 既存の防災インフラにおける操作の高度化・効率化

- ・ 水門・樋門等の自動化・遠隔化やダム of 事前放流等を有用な技術として確立・発展させるため、事例が今後蓄積されていく過程において分析・検証を行うなど、防災インフラの操作の高度化・効率化を進める。

(4) 避難所としても活用される学校施設等の環境改善・防災機能の強化

- ・ 地域コミュニティにおける災害対応の拠点として重要な役割を果たしている小中学校の校舎や公園・緑地等の施設について、避難所としての機能をより一層高めるため、トイレ・空調設備等の整備やバリアフリー化等の環境改善を図るとともに、耐震化や浸水対策等の防災機能の強化を推進する。

(5) 自然環境が有する多様な機能（グリーンインフラ）の活用

- ・ 住民が子育て時や老後も住み続けたいと思う故郷の風景を残せるよう、自然環境が有する多様な機能を活用・保持し、地域住民を始めとする多様な主体の参画によって持続可能で魅力ある地域づくりに貢献するグリーンインフラの取組を積極的に推進する。

(6) 建設・医療を始め地域強靱化に携わるあらゆる人材の育成、防災体制・機能の拡充・強化

- ・ 地域を支え、平時のみならず、災害発生時においても重要な役割を果たしている建設・医療等の地域強靱化に携わる分野で働く人材の確保・育成を積極的に進める。

2 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

国際情勢の複雑化に加え、グローバル化の進展やテクノロジーの発展、産業基盤のデジタル化・高度化といった社会経済構造の変化に対応し、自然災害発生時においても、交通・通信・エネルギー等の機能が一体的に安定して発揮できるよう、相互関連性も踏まえつつ、ライフライン全体の強靱化を図る。

(1) 壊滅的な損害を受けない耐災害性の高い構造物補強

- ・ 地震・洪水等の自然災害発生時に直接死を最大限防ぐため、多くの住民が利用する公共施設・民間施設において、想定される外力に対し、基準に即した適切な設計・施工・維持管理が確保されるよう取組を進める。
- ・ 災害時に拠点となる避難所や病院など重要施設に係る上下水道施設の一体的な耐震化が進むよう、上下水道事業者による取組を推進する。

(2) 人員の避難・物資輸送の強化・複数経路の確保・防災拠点の整備

- ・ 孤立集落の発生を回避し、災害発生時に被災地への人員・物資の輸送が迅速に行えるよう、過去に発生した災害等も参考に、道路、鉄道、空港、港湾等の各種交通ネットワークにおける耐災害性の強化及び同ネットワーク間での代替経路の整備を進める。
- ・ また、災害時でも確実に機能する拠点がなければ、確実な避難や必要な人員・物資の輸送は困難であるため、各種交通ネットワークと一体となって機能する防災拠点等の整備を進める。

(3) 予防保全型メンテナンスへの本格転換などライフライン施設の老朽化対策

- ・ 防災インフラと同様に、施設に不具合が生じてから対策を行う「事後保全型」から、損傷が軽微な早期段階での手当てによって施設を長寿命化させる「予防保全型」への本格転換によりライフサイクルコストの低減を図るとともに、市町村界にとらわれない広域的な観点から、複数の分野のインフラを群として捉え、官民連携や新技術・デジタルの活用によりメンテナンスを効率化・高度化するなど、広域的・戦略的なインフラマネジメントを進める。

(4) 災害発生時にも安定的な通信サービスを可能な限り確保

- ・ 大規模災害発生時に、県民の多くが携帯端末により避難行動に必要な情報を入力し、また被災者自身も情報発信することが定着しつつあることから、電力・通信施設の耐災害性の向上や自家発電等非常用電源の確保、燃料の備蓄・調達等を進めるほか、多様な通信手段の確保を図るなど、災害時においても可能な限り通信サービスを維持するための取組を推進する。

(5) 災害や海外情勢の変化にも強靱なエネルギー・食料の安全保障と水の安定供給

- ・ 有時を見据え、再生可能エネルギーや蓄電池等の活用等を通じた自立・分散型システムの導入、再生可能エネルギーの導入を見据えた次世代ネットワークの構築、備蓄燃料の確保等、エネルギー供給全体の安定化につながる取組を推進する。
- ・ また、気候変動に伴う雨や雪の降り方の変化や、農作物の種類・品種・栽培管理技術等の変更に伴う水利用の変化に対応するため、貯水・送水システムの改善や、農業用水・工業用水・生活用水を同時に供給する取水施設等の強靱化に向けた取組を推進する。食料に関しては、農業用水の確保に加え、持続可能な食料供給の仕組みの構築等を推進する。

3 デジタル等新技術の活用による地域強靱化施策の高度化

デジタルが持つ、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させる力を最大限活用し、地域が直面する災害への対応力を強化する。また、個人の価値観やライフスタイルの多様化、情報格差の拡大等を背景に複雑化する社会

状況も踏まえ、デジタル技術になじみの薄い高齢者や障がい者など、デジタル化の恩恵を受けられない人を生まないように、きめ細かな取組を一体で推進する。

(1) 事前防災・地域防災に必要な情報の創出・確度向上・デジタルでの共有

- ・ 河川や内水の氾濫・津波・高潮・土砂災害・地震等に関する地域の防災情報について、遠隔監視システムや観測網の整備・強化、被災実績や被害想定等を踏まえた最新のデータへ更新し、確度の向上を図るほか、個人や企業が自ら行動できるよう、災害履歴情報を盛り込んだハザードマップを視覚的に分かりやすい形で生成し、デジタルデータで配信するなど、防災情報の高度化を進める。

(2) 被災者の救援救護や災害時の住民との情報共有にデジタル（ロボット・ドローン・A I 等）を最大限活用

- ・ 発災直後、人命救助の観点から貴重な情報となるヘリやドローンによる空撮映像等の災害関連情報の収集について、一層の迅速化・効率化を図るほか、人が立ち入ることが困難な場所での救出活動や情報収集等を迅速かつ効率的に行うため、災害現場におけるロボットやA I、I o T等の活用を図るなど、消防や防災分野のD Xを推進する。
- ・ また、被災地で食料・飲料水等の生命に関わる物資供給を確実かつ円滑に行うため、輸送オペレーションのデジタル化等を推進する。住民との情報共有に当たっては、情報弱者に陥りやすい高齢者・障がい者に対して十分に配慮し、位置情報や音声読み上げ機能、プッシュ型の情報受発信システムを活用するなど、デジタルを用いた支援を推進する。

(3) 災害時における個人確認の迅速化・高度化

- ・ 発災直後の混乱した状況における被災地の住民の安否確認等、個人確認を迅速かつ正確に行うため、マイナンバーカードを始めとするデジタル等新技術の活用を推進する。

(4) デジタルを活用した地方の安全・安心の確保

- ・ 地方の豊かさと都市の利便性が融合した「地域生活圏」の形成において、建築B I M、3 D都市モデル（P L A T E A U）、不動産I Dを一体的に進める建築・都市のD X等により防災まちづくりや老朽化対策を進めるなど、デジタルの徹底活用を通じて、人口減少が加速する地方においても人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進する。

(5) 災害時にもデータを失うことがないように分散管理

- ・ 社会経済活動を営む上で必要となる、日常的に蓄積・活用されているあらゆるデータが大規模災害によって損失し、復旧困難となることで、発災後に社会経済

に大きな混乱が生じないように、データの特性やセキュリティ等を勘案の上、クラウド技術やオフラインの記録メディアの活用を含めた分散管理を推進する。

(6) デジタルを活用した交通・物流ネットワークの確保

- ・ 災害に伴う大規模な車両滞留の発生や長時間の通行止めによる死傷者の発生を防ぐため、AIやIoT等を活用した迅速な情報収集体制を強化し、冬期道路交通の確保や躊躇ない通行止め等を推進するほか、鉄道における異常検知システムの設置や、港湾におけるサイバーポートの活用を図るなど、デジタルを活用した交通・物流ネットワークの確保を推進する。

(7) その他様々な地域の課題をデジタルで解決

- ・ 都市部、中山間地域、島しょ部を問わず、災害時にも使い慣れたツールとして機能するよう、平時からデジタルを活用した情報共有ツールの普及を促進する。

4 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

県民の多様化する価値観に即し、地域が直面する災害リスクに対応するため、県の適正な連携・補完関係を強化するとともに、民の力を最大限発揮し、官民の多様な主体の連携・協働による取組を推進する。

(1) 県内におけるサプライチェーンの複線化や工場等の分散など災害等に強い産業構造

- ・ 大規模地震の切迫性の高まりや新型コロナウイルス感染症拡大等を背景に、人口が密集する都市のバックアップ機能の整備や、生産拠点の国内回帰・多拠点化等の県内サプライチェーンの強靱化の重要性が高まっている現状を踏まえ、行政はもとより、企業による自主的な防災減災投資や事業継続計画（BCP）の策定が促進されるよう、適切な支援を行う。
- ・ また、非常時のエネルギー供給や在庫管理等について、デジタル技術を活用したサプライチェーンの可視化等により、企業間の連携強化を促し、災害等に伴う情勢変化に迅速かつ柔軟に対応可能な産業構造への転換を進める。

(2) 民間施設でも早期に強靱な構造物へ補強等が可能な支援

- ・ 行政施設の耐震化等を進めるとともに、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化について、国の支援や容積率緩和制度の活用等により、耐震診断とその結果を踏まえた対策を促進するほか、災害を受けるリスクの高いエリアからの移転や災害に強い市街地形成等を促進する。
- ・ その際、巨大災害リスクの切迫や気候危機の深刻化等、県土や地域の持続性を脅かす危機に備えることはもとより、県民一人一人がゆとりを持って自身の生命と財産を守る冗長性ある社会を形成することも推奨する。

(3) 民間施設においても適切な情報伝達と早期避難が可能な支援

- ・ 行政施設はもとより、多数の利用者が出入りする民間施設においても、災害発生時に適切な情報伝達と早期避難が可能となるよう、アナウンスも含めた日頃の避難訓練や避難経路の確認等の備えに対し、必要な支援を行う。

(4) 非常電源設備を始め民間施設のライフライン確保へ支援

- ・ 浸水リスクの高い区域にある施設に設置された非常用電源、データサーバー等の高階層への移設や、大規模地震の際に破断しにくい電線・水道管への改良など、施設のライフラインを確保するために必要な対策について、行政施設における取組を推進するとともに、民間施設に対し必要な支援を行う。
- ・ あわせて、地震に伴う電気火災防止対策等を推進するなど、施設の安全性向上のための取組を推進する。

(5) 防災投資や民間資金活用・公共性の高い民間インフラの維持管理など官民連携の強化

- ・ 地域強靱化の分野における民間の資金や人材、技術、ノウハウ等の活用を推進するため、被害予測等の情報提供を徹底するなど、地域強靱化に資する自主的な民間の投資を誘発する仕組みを構築する。
- ・ また、大規模物流拠点や宅地開発等について、災害を受けるリスクの高いエリアからの移転や災害に強い市街地形成を促進するため、規制やインセンティブ等について検討し、防災機能強化の観点に配慮して、民間投資を促進する。

(6) 企業体としての社員に対する防災教育の充実

- ・ 企業・団体が行う社員や資産を守るための防災教育は、県全体の地域強靱化にも通じることから、優良事例の紹介等を通じて取組を促進する。
- ・ また、企業・団体のほか、地域住民、コミュニティ、NPO等の各主体が実施する自助・共助の取組が効果的で持続的なものとなるよう、実践的な訓練・教育、リスクの見える化、平時からのコミュニティの活力維持等の取組に対し支援を行う。

(7) 医療の事業継続性確保の支援

- ・ 大規模災害が発生し、負傷者の大量移送が困難な状況下においても、初動から応急復旧の各段階で救急医療や被災者の心身のケア等の医療を提供できるよう、医療コンテナ等の活用を図るなど、医療の事業継続性確保に向けた取組に対し、必要な支援を行う。

5 地域における防災力の一層の強化

未曾有の人口減少、少子高齢化の加速等、県土や地域の持続性を脅かす危機に対し、

地域の資源を総動員して、地域の力を結集し、県土全体でつなぎ合わせ、高齢者・障がい者・こども等のあらゆる人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進し、地域における防災力の一層の強化を図る。

(1) 避難生活における災害関連死の最大限防止

- ・ 近年発生した災害においても被災者が避難生活を送る中で体調が悪化し、最悪の場合、命を落とすケースもあるため、災害用トイレや簡易ベッドの活用、間仕切り用パーティションやテントによるプライバシーの確保、トレーラーハウス・コンテナハウスを活用した応急仮設住宅の確保等、過去の災害経験から得られた知見を踏まえつつ、被災状況に応じた避難所や仮設住宅の環境改善を図る。
- ・ また、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）による支援や災害派遣精神医療チーム（DPAT）先遣隊の整備を進めるなど、被災者の心身のケアを進める。これらの取組について、定期的な訓練を行うことを通じて実効性を高め、災害関連死を最大限防止する。

(2) 地域一体となった人とコミュニティのレジリエンスの向上

- ・ 地域の防災力の向上に当たっては、地域強靱化の担い手である県民一人一人が、県民同士あるいは行政と双方向でコミュニケーションを行うことを通じて身近な地域コミュニティを強化することが重要である。このため、定期的に行われる防災訓練を始めとする地域で住民が参加するイベント等も活用し、行政と住民等が直接コミュニケーションを図る機会を増やすなど、常日頃から顔の見える関係構築を図るとともに、具体的な連携方策について議論できる体制の確保を促進する。
- ・ 県民自らが主体的に地域強靱化について考え、災害によるストレスへの対処法を知り、レジリエンスを高めるとともに、地域社会・行政機関・企業・団体等におけるリーダーや地域防災力の中核である消防団員や水防団員、防災分野の専門家、研究者等を育成・確保する必要がある。
- ・ このため、男女共同参画など幅広い住民の参画の視点にも留意しつつ、防災・減災に関する情報発信や地域づくりを目的として整備された拠点等も活用しながら、災害から得られた教訓・知識を伝承・実践する活動を県全体の運動としてより一層推進する。
- ・ また、地域住民一人一人が自ら率先した避難行動をとり、また災害から命を守るために地域で支え合えるよう、ハザードマップに地域住民が経験した近年の災害履歴情報を追加する取組や、風水害等に備えるタイムラインの作成を推進する。

(3) 地元企業やNPO等の多様な市民セクターの参画による地域防災力の向上

- ・ 地方公共団体と地域の民間事業者との双方向のコミュニケーションが積極的に行われるよう、地域強靱化に関する情報提供や啓発を行うとともに、地域に密着した公益的企業を防災力強化の担い手として位置付けるなど、地域防災力の向上

に資する地元企業やNPO等の多様な主体の活動を積極的に支援する。

(4) DEI（多様性・公平性・包摂性）の観点を踏まえたSDGsとの協調

- ・ 地域強靱化の取組において、SDGsで定めた社会課題の一つである性別や世代、障害の有無等の違いを有する多様な人々がお互いを認め、一体感を持った取組が進むよう、DEIを踏まえたあらゆる取組を推奨し、支援する。

(5) 男女共同参画・女性の視点に立った防災・災害対応・復旧復興の推進

- ・ 地方公共団体の防災組織や、災害発生時の初動を行う災害対策本部への女性登用をより一層促進するほか、地域の自主防災組織への女性参画について女性の意見をより丁寧に聞く場を設けるなど、平時のBCP策定や防災対策、災害時の初動対応や避難生活、復旧復興の各段階に女性の視点が十分盛り込まれるよう必要な取組を進める。

(6) 高齢者・障がい者・こども等の要配慮者へのデジタル対応を含めた支援

- ・ 災害発生時の早期避難や避難所における生活において支援を必要とする高齢者や障がい者、こども等の要配慮者に対し、位置情報や音声読み上げ機能、プッシュ型の情報受発信システム等、デジタルを用いた支援を実施し、移動時の補助や必要な物資の供給、心身のケア等、災害時の地域コミュニティの活動の充実を図る。

(7) 若者から高齢者まで幅広い年齢層における防災教育・広報と要配慮者を含めた双方向のコミュニケーション

- ・ 義務教育のみならず、生涯教育の一環として防災教育を位置付け、地域コミュニティにおける活動の機会等を捉え、幅広い年齢層が防災教育に触れる機会を増やすとともに、その広報に取り組む。
- ・ 災害発生時には若者から高齢者まで幅広い年齢層が一体となって避難行動、避難所生活を行うことから、平時における避難訓練を始め、自主防災活動に幅広い世代が参加し、双方向のコミュニケーションの促進が図られるよう支援する。
- ・ また、一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する災害ケースマネジメントを促進する。

(8) 外国人も含めた格差のない情報発信・伝達

- ・ 県在住の外国人や訪日外国人が、必要な情報を得られなかったために被災することのないよう、多言語による情報発信・伝達を積極的に行う。また、日本在住の外国人も避難所の運営など被災時の対応を連携して行えるよう、日頃から訓練を共にし、外国人に対しても格差のない災害対応を推進する。

(9) 地域の貴重な文化財を守る防災対策と地域独自の文化や生活様式の伝承

- ・ 地域の誇りである貴重な文化財は、復旧復興段階における被災地の心の支え、原動力となるため、歴史的な建築物や美術工芸品等が壊滅的な被害を受けないよう、耐震性・耐火性・防火性の向上を着実に推進する。
- ・ また、自然災害からの復興に当たって、地域の復興意欲の創出や象徴となり得る地域独自の文化や生活様式等の伝承に努めながら、防災・減災を意識したまちづくりを進め、地域コミュニティの充実を図る取組を積極的に支援する。

(10) 地域特性を踏まえた教育機関や地域産業との連携

- ・ スポーツや歴史研究等、教育機関による地域と連携した活動が活発化する中、地域の防災・減災をテーマにした取組や、その地域を支える担い手となる青少年を対象とした防災教育に対し支援を行う。
- ・ また、自然災害時に地域に根付いた地元企業が避難場所や資機材・物資等を提供する取組が広がっており、平時から地域住民と地域産業との連携・コミュニティ維持を図る取組についても推進する。

(11) 近傍／遠距離の地方公共団体の交流等を通じた被災地相互支援の充実

- ・ 近傍の市町村や、同時には被災しにくい遠距離の市町村が相互に締結する災害協力協定は、地域強靱化の観点から推奨すべき取組である。このため、市町村の自主性を尊重しつつ、必要に応じて協定締結のきっかけづくりを進め、円滑な締結に必要な支援を行う。

(12) ハード・ソフト両面の内容の充実

- ・ 取組については、地域の特性に応じて、地域住民一人一人の多様性を踏まえた対応が求められることから、ハード対策のみならず、地域コミュニティの強靱化等、ソフト面での対策の充実を図るために適切な支援を行う。

【参考】

国が基本計画で定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」【抄】

(1) 国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

巨大災害リスクの切迫や気候危機の深刻化等、国土や地域の持続性を脅かす危機に備え、国民の生命と財産を守るため、防災インフラの整備・管理を戦略的に推進する。

- 1) 被害を最小に抑え、地域経済を支える防災インフラの整備
- 2) 予防保全型メンテナンスへの本格転換など防災インフラ施設の老朽化対策
- 3) 既存の防災インフラにおける操作の高度化・効率化
- 4) 避難所としても活用される学校施設等の環境改善・防災機能の強化
- 5) 自然環境が有する多様な機能（グリーンインフラ）の活用
- 6) 建設・医療を始め国土強靱化に携わるあらゆる人材の育成、防災体制・機能の拡充・強化

(2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

国際情勢の複雑化に加え、グローバル化の進展やテクノロジーの発展、産業基盤のデジタル化・高度化といった社会経済構造の変化に対応し、自然災害発生時においても、交通・通信・エネルギー等の機能が一体的に安定して発揮できるよう、相互関連性も踏まえつつ、ライフライン全体の強靱化を図る。

- 1) 壊滅的な損害を受けない耐災害性の高い構造物補強
- 2) 人員の避難・物資輸送の強化・複数経路の確保・防災拠点の整備
- 3) 予防保全型メンテナンスへの本格転換などライフライン施設の老朽化対策
- 4) 災害発生時にも安定的な通信サービスを可能な限り確保
- 5) 災害や海外情勢の変化にも強靱なエネルギー・食料の安全保障と水の安定供給

(3) デジタル等新技术の活用による国土強靱化施策の高度化

デジタルが持つ、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させる力を最大限活用し、我が国・地域が直面する災害への対応力を強化する。また、個人の価値観やライフスタイルの多様化、情報格差の拡大等を背景に複雑化する社会状況も踏まえ、デジタル技術になじみの薄い高齢者や障害者など、デジタル化の恩恵を受けられない人を生まないように、きめ細かな取組を一体で推進する。

- 1) 線状降水帯の予測精度向上等により気象予測等の課題をデジタルで克服
- 2) 事前防災・地域防災に必要な情報の創出・確度向上・デジタルでの共有
- 3) 被災者の救援救護や災害時の住民との情報共有にデジタル（ロボット・ドローン・AI 等）を最大限活用
- 4) 災害時における個人確認の迅速化・高度化
- 5) デジタルを活用した地方の安全・安心の確保
- 6) 災害時にもデータを失うことがないよう分散管理
- 7) デジタルを活用した交通・物流ネットワークの確保
- 8) その他様々な地域の課題をデジタルで解決

(4) 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

国民の多様化する価値観に即し、地域が直面する災害リスクに対応するため、国と地方の適正な連携・補完関係を強化するとともに、民の力を最大限発揮し、官民の多様な主体の連携・協働による取組を推進する。

- 1) 国内におけるサプライチェーンの複線化や工場等の分散など災害等に強い産業構造
- 2) 民間施設でも早期に強靱な構造物へ補強等が可能な支援
- 3) 民間施設においても適切な情報伝達と早期避難が可能な支援
- 4) 非常電源設備を始め民間施設のライフライン確保へ支援

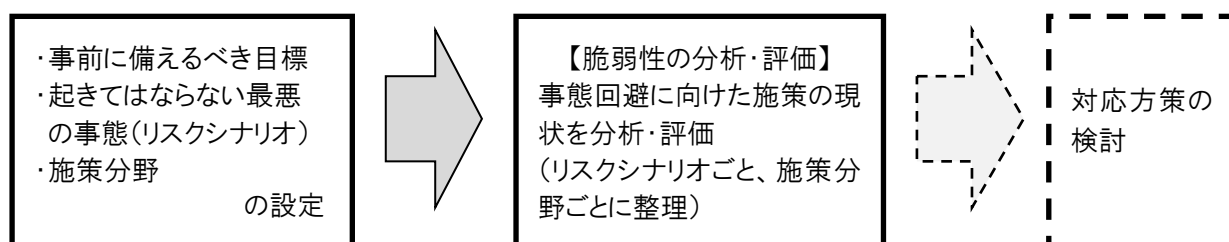
- 5) 防災投資や民間資金活用・公共性の高い民間インフラの維持管理など官民連携の強化
 - 6) 企業体としての社員に対する防災教育の充実
 - 7) 医療の事業継続性確保の支援
 - 8) 大規模災害時における遺体の埋火葬の実施体制の確保
- (5) 地域における防災力の一層の強化
- 未曾有の人口減少、少子高齢化の加速等、国土や地域の持続性を脅かす危機に対し、地域の資源を総動員して、地域の力を結集し、国土全体でつなぎ合わせ、高齢者・障害者・子ども等のあらゆる人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進し、地域における防災力の一層の強化を図る。
- 1) 避難生活における災害関連死の最大限防止
 - 2) 地域一体となった人とコミュニティのレジリエンスの向上
 - 3) 地元企業や NPO 等の多様な市民セクターの参画による地域防災力の向上
 - 4) DEI（多様性・公平性・包摂性）の視点を踏まえた SDGs との協調
 - 5) 男女共同参画・女性の視点に立った防災・災害対応・復旧復興の推進
 - 6) 高齢者・障害者・子ども等の要配慮者へのデジタル対応を含めた支援
 - 7) 若者から高齢者まで幅広い年齢層における防災教育・広報と要配慮者を含めた双方向のコミュニケーション
 - 8) 外国人も含めた格差のない情報発信・伝達
 - 9) 地域の貴重な文化財を守る防災対策と地域独自の文化や生活様式の伝承
- 10) 地域特性を踏まえた教育機関や地域産業との連携
- 11) 国際社会との連携による被災地域の早期復興と「仙台防災枠組 2015-2030」に基づく国際社会への貢献
 - 12) 近傍／遠距離の地方公共団体の交流等を通じた被災地相互支援の充実
 - 13) 国土強靱化地域計画の再チェックとハード・ソフト両面の内容の充実

第3章 本県の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

I 脆弱性評価の考え方

大規模な自然災害に対する脆弱性の分析・評価は、強靱化に関する現行の施策の弱点を洗い出す非常に重要なプロセスとされている。

本県では、国が示す評価手法を参考に、以下の流れに沿って脆弱性の分析・評価を実施した。



II 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

国の基本計画では、6つの「事前に備えるべき目標」と35の「起きてはならない最悪の事態」が設定されているが、本計画では、本県の地理的条件、社会・経済的条件、災害特性や懇談会の意見等を踏まえて整理・統合を行い、6つの「事前に備えるべき目標」と28の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

III 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野を、以下のとおり設定した。

（個別施策分野）

- ①住宅・都市、②保健医療・福祉、③エネルギー、④産業、⑤交通・物流、
- ⑥農林水産、⑦県土保全、⑧環境、⑨土地利用（県土利用）、
- ⑩行政／警察・消防／防災教育等

（横断的分野）

- ⑪リスクコミュニケーション、⑫人材育成、⑬官民連携、⑭老朽化対策・研究開発、
- ⑮デジタル活用

| 基本目標 | 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） | | |
|------------------------------|--|------------------------|---|---|
| ①人命の保護が最大限図られる | 1 あらゆる自然災害に起因する直接死を最大限防ぐ | 1-1 | 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生 | |
| | | 1-2 | 津波・高潮による多数の死傷者の発生 | |
| | | 1-3 | 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む） | |
| | | 1-4 | 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生 | |
| | | 1-5 | 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生 | |
| ②県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される | 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ | 2-1 | 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞 | |
| | | 2-2 | 被災地における医療機能の麻痺 | |
| | | 2-3 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生 | |
| | | 2-4 | 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止 | |
| | | 2-5 | 大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱 | |
| | | 2-6 | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 | |
| | | 2-7 | 大規模な自然災害と感染症との同時発生 | |
| ③県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 | 3 必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1 | 警察機能の大幅な低下による治安の悪化・交通事故の多発 | |
| | | 3-2 | 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下 | |
| | | 4-1 | 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能 | |
| | | 4-2 | エネルギーの長期にわたる供給停止 | |
| ④迅速な復旧復興 | 4 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 4-3 | 上下水道施設等の長期にわたる機能停止 | |
| | | 4-4 | 交通インフラの長期にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響 | |
| | | 5 経済活動を機能不全に陥らせない | 5-1 | サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全 |
| | | | 5-2 | 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大 |
| | | | 5-3 | 海上・臨海部における広域複合災害の発生 |
| 5-4 | 食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響 | | | |
| 5-5 | 農地・森林等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下 | | | |
| ④迅速な復旧復興 | 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 6-1 | 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態 | |
| | | 6-2 | 災害対応・復旧復興を支える人材等の不足（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）、地域コミュニティの崩壊により復興できなくなる事態 | |
| | | 6-3 | 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ | |
| | | 6-4 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・喪失 | |
| | | 6-5 | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 | |

IV 脆弱性の分析・評価の手順

28 のリスクシナリオごとに、次の手順により実施した。

1 「最悪の事態が発生する要因」の洗い出し

リスクシナリオごとに関連する強靱化施策を整理する際に、施策の漏れを防止するため、リスクシナリオと施策を直接的に結び付けるのではなく、まずは、具体的にどのような被害が生じて「最悪の事態」に陥るのかを想像しながら、「起きてはならない最悪の事態が発生する要因」を設定。



2 脆弱性の現状調査・分析

「最悪の事態が発生する要因」を踏まえた上で、リスクシナリオごとに県の各部局等が実施している施策を調査・整理。

- (1) 県の各部局等において実施している施策を調査。
- (2) 各施策の進捗状況の把握、課題等の分析。



3 脆弱性の課題の検討・評価

- (1) リスクシナリオごとに強靱化施策の評価を実施。
- (2) 施策の進捗度等を表す指標（現状値）を可能な限り設定。
- (3) (1)を踏まえ、施策分野ごとに評価結果を整理。

第4章 強靱化施策の推進方針及び脆弱性評価結果

I 施策推進に当たっての目標値の設定

施策推進に当たっては、個別施策の進捗状況を定量的に把握できるよう、可能な限り具体的な数値目標を重要業績指標（KPI）として設定した。

なお、本計画に掲載する目標値は、県以外の市町村や国などが主体となって実施する施策も数多くあることなどから、今後の事業量等を確定的に積み上げたものではなく、施策推進に関わる各主体が目指すべき努力目標として位置付ける。

また、計画策定後においても、状況変化等に対応するため、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

II リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針及び脆弱性評価結果

第3章で示した脆弱性評価結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策について、その推進方針及び目標値をリスクシナリオごとに整理した。

なお、整理した強靱化施策の中には、複数のリスクシナリオに関連するものも多く含まれるが、これらの施策については、「起きてはならない最悪の事態」の回避に最も関連の深いリスクシナリオに掲載することとし、他のリスクシナリオへの再掲は省略する（詳細については別紙1を参照）。

施策名の横に記載する【】内の文字は、各施策を所管する部局を省略して記載したもの。

【総務】：総務部、【総務（防）】：総務部防災危機管理局、【政策】：政策企画部、
【市町村】：市町村・地域振興部、【人材】：人材育成・活躍推進部、
【保健】：保健医療介護部、【福祉】：福祉こども政策部、【環境】：環境部、【商工】：商工部、
【農林】：農林水産部、【県土】：県土整備部、【建築】：建築都市部、【企業】：企業局、
【教育】：教育庁、【警察】：警察本部

1 あらゆる自然災害に起因する直接死を最大限防ぐ

1-1 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

○ 住宅、建築物の耐震化【建築】＜施策分野：①住宅・都市＞

建築物の所有者等に対し、耐震化の理解を深めるための相談窓口の設置やセミナーの開催を行うとともに、市町村と連携し、木造戸建て住宅や大規模建築物等の耐震改修が進むよう支援し、一層の耐震化を促進する。

また、耐震性が不明な防災拠点となる市町村庁舎等について、「福岡県建築物耐震改修促進計画」に位置付け、耐震診断を義務付けることにより、市町村自らの計画的な耐震化の取組を促進する。

さらに、地震時にブロック塀の倒壊等による人的被害の発生を防ぐため、安全性に問題のあるブロック塀の撤去・改修等を促進する。

＜重要業績指標＞

- ・ 住宅の耐震化率【建築】
91.9%（R5年）→ 耐震性が不十分なものをおおむね解消（R17年度末）
- ・ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率【建築】
95.9%（R7年）→ 耐震性が不十分なものをおおむね解消（R12年度末）

（脆弱性評価結果）

セミナーの開催や相談窓口の設置等を通じて県民や設計者等に耐震化の必要性を周知するとともに、耐震診断アドバイザーの派遣や、市町村と連携して木造戸建て住宅の耐震改修工事や建替え等に伴う除却工事、大規模建築物の耐震改修工事に要する経費の補助を行っている。

また、耐震性が不明な防災拠点となる市町村庁舎等について、「福岡県建築物耐震改修促進計画」に位置付け、耐震診断を義務付けるとともに、市町村に対し、耐震改修工事に関する工法、そのコストや工期等について情報提供を行い、市町村自らの計画的な耐震化の取組を促進している。

その他、家具の転倒防止や屋根瓦の落下防止等の耐震対策、火災警報器や消火器等の住宅用防災機器の設置に関する啓発を行っている。

また、ブロック塀倒壊防止対策、建築物の外壁及び、大規模空間を有する建築物の天井などの非構造部材、広告物の破損・落下防止対策として、点検・調査や改善指導等を行うとともに、エレベーター閉じ込め防止対策として、地震時管制運転装置などの安全装置を設置するよう、管理者に対し周知や指導等を行っている。

全国平均並みの進捗が図られているものの、更なる安全確保を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

なお、特に近年の大地震においてブロック塀の倒壊により人的被害が発生していることを受け、小学校の通学路等に面したブロック塀の点検を実施し、安全性に問題がある塀の所有者等に対して、撤去・改修の指導を行っている。

地震時にブロック塀の倒壊等による死傷者の発生を未然に防ぐため、引き続きこのような取組が必要である。

- ・ 住宅の耐震化率
91.9%（R5年）＜全国値：約90%（R5年）＞
- ・ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率
95.9%（R7年4月）＜全国値：約92.9%（R6年4月）＞

○ 病院、社会福祉施設等の耐震化【保健、福祉】＜施策分野：②保健医療・福祉＞

災害拠点病院が大規模地震時に中核的機能を提供できるよう、国庫補助金等を活用して施設の耐震化を着実に促進する。社会福祉施設等についても、改修を促進するとともに、老朽施設については、緊急度の高いものから優先的に全面改築による耐震化を促す。

高齢者施設等においては、ブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進する。

＜重要業績指標＞

- ・ 災害拠点病院の耐震化率【保健】
100%（R6年度）→ 維持
（※国の指標は「全国の災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率」となっているが、本県の救命救急センターは全て災害拠点病院でもあるため、災害拠点病院として整理。）
- ・ 社会福祉施設等の耐震化率（政令市・中核市除く）【保健、福祉】
94.5%（R3年度末）→ 99.71%（R12年度末）

(脆弱性評価結果)

災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震化を促進するため、災害拠点病院等の開設者が実施する耐震化整備や、非常用自家発電装置、災害用ヘリポート、災害時用簡易ベッドなどの施設や設備の整備に要する経費の補助を行っている。また、避難行動要支援者等が利用する社会福祉施設の耐震化を促進するため、国庫補助や基金等を活用して、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設等の改築や改修に対する経費の補助を行っている。

高齢者施設等においては、近年の地震におけるブロック塀等の倒壊による人的被害の発生を受け、安全上対策が必要なブロック塀等の改修に対する経費の補助を行っている。

災害時の医療・福祉機能の確保及びブロック塀等の倒壊事故等の防止のため、引き続きこのような取組が必要である。

- ・ 病院の耐震化率 75.7% (R4.9.1時点) <全国値 : 79.5% (R4.9.1時点) >
- ・ 災害拠点病院の耐震化率 100% (R6年度末時点) <全国値 : 95.4% (R4.9.1時点) >
- ・ 社会福祉施設等の耐震化率 (政令市・中核市除く)
94.5% (R3年度末) <全国値 : 91.4% (H30年度末) >

○ 学校施設の耐震化【人材、教育】<施策分野 : ①住宅・都市>

公立学校施設の耐震化が早期に完了するよう、市町村に対して国の方針や補助制度などの情報を提供し、指導助言を行う。

私立学校の設置者に対し、補助制度の周知を図りながら耐震化を強く指導するとともに、国に対し予算の確保を求め、私立学校施設等の耐震化を促進する。

併せて、非構造部材やブロック塀等の点検及び対策等が速やかに実施されるよう、市町村及び私立学校の設置者に対し、指導助言を行う。

(脆弱性評価結果)

公立学校施設については、耐震化が未完了の市町村に対して、一刻も早く耐震化を完了させるよう指導助言を行うとともに、国の方針や補助制度などの情報提供を行っている。

私立学校施設については、平成26年度から、学校法人が行う私立学校施設の耐震改修及び改築工事について、国庫補助に加え、県費で補助を上乘せするとともに、私立学校の設置者に対し、説明会の開催や個別ヒアリングの実施により、補助制度の周知を図りながら耐震化の働きかけを行っている。

併せて、非構造部材やブロック塀等の点検及び対策等が速やかに実施されるよう指導助言を行っている。

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も担っており、その安全性の確保はきわめて重要であり、引き続き耐震化の一層の促進が必要である。

- ・ 公立学校施設の耐震化率 99.9% (R6.4.1時点) <全国値 : 99.8% (R6.4.1時点) >
- ・ 私立学校施設の耐震化率 89.8% (R6.4.1時点) <全国値 : 93.6% (R6.4.1時点) >

※ 令和5年度調査より、幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園が調査対象外となった。

○ 応急危険度判定体制の整備【建築】<施策分野 : ①住宅・都市>

被災後の宅地の崩壊、被災建築物の倒壊や落下物等による二次災害を防止するため、被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定を行う被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士の登録者数拡大に向けた養成講習会を開催し登録を行う。

＜重要業績指標＞

- ・ 被災宅地危険度判定士の登録者数【建築】
1,403人（R5年度末）→ 1,700人（R10年度末）
- ・ 被災建築物応急危険度判定士の登録者数【建築】
2,121人（R6年度末）→ 2,300人（R10年度末）

（脆弱性評価結果）

被災後の宅地の崩壊、被災建築物の倒壊や落下物等による二次災害を防止するため、被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定を行う被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士の登録者数拡大に向けた養成講習会を開催し登録を行っている。

また、被災建築物応急危険度判定についてデジタル応急危険度判定体制を整備し、判定業務の迅速化を図っている。

被災後の宅地の崩壊や被災した建築物の倒壊等による死傷者の発生を防ぐため、引き続き判定士の確保など体制整備に取り組む必要がある。

○ 大規模盛土造成地の安全性の把握【建築】＜施策分野：①住宅・都市＞

大地震時における大規模盛土造成地の安全性を把握するため、現地調査を行う市町に対して、国からの支援制度や調査の実施方法などについて、情報提供や助言を行う。

（脆弱性評価結果）

大地震時における大規模盛土造成地の安全性を把握するため、現地調査を行う市町に対して、国からの支援制度や調査の実施方法などについて、情報提供や助言を行っている。

また、住民（所有者等）に大規模盛土造成地の情報を提供し、宅地被害に対する関心や防災意識を高めてもらうため、大規模盛土造成地の位置を示したマップやパンフレットを作成し、ホームページで公表している。

大規模盛土造成地の安全性の把握のための調査を円滑に進めるには、引き続きこのような取組が必要である。

○ 住環境等の整備【建築】＜施策分野：①住宅・都市＞

住環境等の整備を促進するため、市街地再開発事業や土地区画整理事業の事業主体となる組合等、及び住環境整備事業や狭あい道路整備等促進事業を実施する市町村に対し、国の交付金による各種事業手法について助言を行う。

＜重要業績指標＞

- ・ 住環境等の整備促進のための市町村や組合等を対象とした研修、会議などの実施【建築】
年2回（H29年度）→ 継続実施

（脆弱性評価結果）

住環境等の整備を促進するため、老朽化した公営住宅の建替え等を行う公営住宅等整備事業を推進するとともに、細分化された敷地の集約、不燃化された共同建築物の建築などを行う市街地再開発事業や、良好な宅地の造成、道路・公園等の公共施設の整備・改善を行う土地区画整理事業を実施する組合等、及び老朽住宅等の除却、生活道路・児童遊園等の公共施設の整備・改善を行う住環境整備事業や、狭あい道路の拡幅整備を行う狭あい道路整備等促進事業を実施する市町村に対し、国の交付金による各種事業手法について助言を行っている。

火災に強いまちづくりを推進するため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 不燃化を行う区域の指定【建築】＜施策分野：①住宅・都市＞

新たな市街地の形成などの状況を踏まえ、市町村と連携し建築基準法に基づき、屋根の不燃化及び延焼のおそれのある外壁の準防火性能化を行う区域を指定し、市街地における防火対策を促進する。

（脆弱性評価結果）

市町村と連携し建築基準法に基づき、屋根の不燃化及び延焼のおそれのある外壁の準防火性能化を行う区域を指定することで、市街地における防火対策を促進している。

なお、都市計画法による防火地域又は準防火地域を除く市街地について、全て指定済みである。法に基づく区域指定による更なる防火対策の普及を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 指定緊急避難場所となる県営公園の整備、老朽化対策【建築】

＜施策分野：①住宅・都市、⑭老朽化対策・研究開発＞

指定緊急避難場所となっている県営公園の機能を維持するため、改築・更新等の維持管理を適切に行う。

（脆弱性評価結果）

指定緊急避難場所として指定され、所在市の地域防災計画に位置付けられている県営公園の機能を維持するため、予防保全的管理によって低廉なコストで実施できる施設管理計画に基づき、改築・更新等の維持管理を適切に行っている。

災害時に指定緊急避難場所となる公園内の施設の機能を維持するため、引き続きこのような取組が必要である。

1-2 津波・高潮による多数の死傷者の発生

○ 海岸保全施設等の津波・高潮・侵食対策【農林、県土】

＜施策分野：⑥農林水産、⑦県土保全＞

津波・高潮等による被害から背後地を守るため及び、冬期風浪等による侵食対策を行うため、各管理者において、海岸保全基本計画に基づき、堤防や護岸などの海岸保全施設の整備を行う。

併せて、海岸保全基本計画を改定し、気候変動の影響を考慮した海岸堤防等の整備に向けた検討を進める。

また、県では、市街地等を風害、潮害などから守るため、海岸防災林の整備や病虫害被害の防止にも取り組む。

（脆弱性評価結果）

海岸は台風や冬季風浪等の厳しい自然状況にさらされており、波浪による海岸侵食や津波・高潮による浸水に対して脆弱性を有しているため、海岸保全基本計画に基づき、堤防や護岸などの海岸保全施設の整備を行っている。

特に、近年では、気候変動の影響による海面水位の上昇や台風の強大化が懸念されており、気候変動への適応が求められている。

また、県では、市街地等を風害、潮害などから守るため、海岸防災林の整備や病虫害被害の防止にも取り組んでいる。

○ 津波・高潮に対する避難体制の強化【総務（防）、県土】

＜施策分野：⑦県土保全、⑪リスクコミュニケーション＞

防災意識の向上を図るため、関係市町に対して最大クラスの津波・高潮に対応したハ

ザードマップの作成支援を行うほか、災害図上訓練や避難訓練などを通じた避難計画の策定などの支援を行う。

また、国において高潮に関する防災気象情報の見直しが行われていることから、今後の防災気象情報の運用について国と連携し検討を進める。

津波に関しては、浸水想定、避難場所・避難所等について住民に事前に周知するため、市町村向け防災関係会議にて、ハザードマップを各戸に配付するとともに、研修会や前講座、避難訓練等を実施するよう働きかける。

＜重要業績指標＞

- ・ 津波ハザードマップの作成率【総務（防）】
100%（R6年度）→ 維持
- ・ 高潮ハザードマップの作成率【県土】
93%（R6年度末）→ 100%（R8年度末）
- ・ 津波に関する避難場所・避難所等の更なる周知に関する市町村への説明【総務（防）】
実施（R6年度）→ 年1回実施

（脆弱性評価結果）

防災意識の向上を図り、津波・高潮発生時に円滑・迅速な避難が行われるよう、津波については、災害図上訓練や避難訓練などを通じ、避難計画の策定など関係市町を支援してきたほか、沿岸地域の市町に対し津波災害警戒区域図や高潮浸水想定区域図の作成・提供により最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップの作成を支援している。津波・高潮に対応したハザードマップの作成が進んでいない市町に対し、引き続きこのような取組が必要である。また、高潮に関する防災気象情報の取扱いについては、住民の避難行動と結びついた情報体系へ改善するため、現在国が検討を進めている。併せて、津波等の災害時において、防潮堤等の防護ラインより海側で活動する港湾労働者等が安全に避難できるよう、津波の到達が早いなどといった港湾の特殊性を考慮した避難計画の作成について検討が必要である。

○ 水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化などによる効果的な管理運用の推進【県土】

＜施策分野：⑦県土保全＞

津波や高潮等の来襲に対し、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化などによる効果的な管理運用を検討する。

（脆弱性評価結果）

水門・陸閘については、平成28年までに操作員の安全に配慮した操作規則を作成しているが、津波や高潮等の来襲に対し、より安全かつ確実な操作が可能となる自動化・遠隔操作化などによる効果的な管理運用の検討が必要である。

○ 河川施設の地震・津波対策【県土】＜施策分野：⑦県土保全＞

地震・津波による浸水被害の軽減のため、河川堤防等の河川管理施設の点検を進めつつ、その点検結果に基づき、必要に応じて対策を実施する。

（脆弱性評価結果）

地震・津波による浸水被害の軽減のため、河川堤防や護岸等の河川管理施設の点検を行い、その点検結果に基づき、必要に応じて対策を実施した。

河川管理施設の点検を行い必要に応じて対策を実施することは、地震・津波による浸水被害の軽減につながることから、継続して取り組む必要がある。

○ 大型台風を想定したタイムラインの運用【総務（防）】

＜施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等＞

大型台風時に災害対応の遅れや漏れを防ぐため、台風接近時には、台風災害に備えたタイムラインを市町村に提供し、住民に対する適時適切な情報提供や避難誘導等に活用するよう促す。

また、各市町村における実際の災害対応を検証し、必要に応じてタイムラインの見直しを行う。

（脆弱性評価結果）

台風災害に備え、県、市町村、住民がどのように対応を行っていくかを時系列で整理したタイムラインを平成29年7月に作成し、台風接近時には、このタイムラインを県内全市町村に提供し、住民に対する適時適切な情報提供や、避難情報の発令に活用するよう促している。

あらかじめ発生が予測できる台風について、災害対応の遅れや漏れを防ぐため、引き続きこのような取組が必要である。

- ・ 大型台風を想定したタイムラインの策定（H29.7月）

○ 漁村地域における防災・減災対策の推進【農林】＜施策分野：⑥農林水産＞

漁村地域における災害リスクに備えるため、漁港管理者による物揚場や岸壁の耐震・耐津波対策を推進するとともに、市町に対し、避難路・避難施設の確保や住民への周知といった取組の普及啓発を行う。

＜重要業績指標＞

- ・ 防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率【農林】
100%（R5年度末） → 維持

（脆弱性評価結果）

防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防護による津波対策について、関係市町に対し、会議等を通じて普及啓発を行っており、津波対策の必要性の更なる浸透のため、引き続きこのような取組が必要である。

また、関係市町において、漁村地域における災害時の初動対応を迅速に行うため、避難路や避難施設の確保、周知を行っており引き続きこのような取組が必要である。

1-3 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

○ 気候変動による水災害の激甚化、頻発化に備えた「流域治水」の推進

【総務（防）、農林、県土、建築】＜施策分野：⑥農林水産、⑦県土保全＞

気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、これまでの河川整備に加え、田んぼや学校等を活用した雨水貯留浸透施設の整備、ハザードマップの作成、危険な地域への建築制限などに総合的に取り組み、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を推進する。

市町村等における流域治水を推進するため、公園やグラウンド等の活用可能な雨水貯留浸透施設の検討や整備に対して、支援を行っていく。

(脆弱性評価結果)

流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を推進するため、一級水系及び二級水系において流域内のあらゆる関係者による「流域治水協議会」を設置し「流域治水プロジェクト」を策定・公表するとともに、実施状況のフォローアップを行っている。

市町村等における流域治水を推進するため、公園やグラウンド等の活用可能な雨水貯留浸透施設の検討や整備に対して、支援を行っている。

このような取組は、「流域治水」の推進につながることから、継続して実施していく必要がある。

○ **激甚な水害が発生した地域等において集中的に実施する災害対策【農林、県土】**

＜施策分野：⑥農林水産、⑦県土保全＞

「平成30年7月豪雨」や「令和5年梅雨前線豪雨」により激甚な被害が発生した河川について、同様の災害からの被害を防止・軽減するため、原形復旧にとどまらず、川幅の拡幅や堤防の嵩上げなど施設機能の強化を図る改良復旧を集中的に実施する。また、「令和3年8月の大雨」等で浸水被害を受けた県をまたぐ河川については、浸水被害を軽減する対策について隣接県等と連携して取り組む。

農地についても、「平成29年7月九州北部豪雨」により広範囲にわたり被災した区域については、農地の区画を変更する改良復旧を実施する。

このような取組に加え、内水氾濫による大規模な湛水被害が発生した地域におけるシミュレーションを用いた湛水リスクの評価や、筑後川下流地域において、あらかじめクリークの水位を下げ、雨水の受け皿を確保する先行排水の広域化に向けた取組を実施する。

(脆弱性評価結果)

「平成29年7月九州北部豪雨」や「平成30年7月豪雨」により激甚な施設被害が発生した河川について、施設箇所の原型復旧のみでは事業の効果が限定される場合、川幅の拡幅や堤防の嵩上げなど施設機能の強化を図る改良復旧を集中的に実施している。農地についても、「平成29年7月九州北部豪雨」により広範囲にわたり被災した区域については、農地の区画を変更する改良復旧を実施している。

また、「平成30年7月豪雨」や「令和5年梅雨前線豪雨」等で大きな浸水被害が発生した河川については、関係機関（国・県・市）と連携し、短期間で重点的に整備する範囲や目標を定め、ハード・ソフト一体となった治水対策を実施している抜本的な治水対策として、緊急対策事業を立ち上げ、河川改修、洪水調節施設整備等を整備してきているが、事業効果の早期発現を図るため、引き続き集中的な治水対策を実施していく必要がある。

「令和3年8月の大雨」等で浸水被害をうけた県をまたぐ河川については、関係機関（国・県・市）と会議等を実施し、避難情報の共有等、浸水被害を軽減する対策に取り組んでいる。

このような取り組みは、地域の治水安全の向上につながることから、関係機関と連携しながら、引き続き集中的な治水対策を実施していく必要がある。

○ **治水対策の推進【県土】**＜施策分野：⑦県土保全＞

大雨による浸水被害の軽減を図るため、大きな被害が想定される河川について、河道掘削、堤防整備、堤防強化、調節池等の整備を推進する。

また、近年頻発する内水氾濫については、本川の水位低下対策や排水機場の整備など、国や市町村と連携して取り組む。

（脆弱性評価結果）

大雨による浸水被害の軽減を図るため、大きな被害が想定される河川について、河道掘削、堤防整備、堤防強化、放水路、調節池等の事前防災対策を推進している。

また、近年筑後川水系において内水被害が頻発している。内水氾濫による浸水被害の軽減を図るためには、本川水位を低下させることが重要であることから、本川の浚渫や河川改修等といった治水対策の更なる推進を国に対して働きかけてきた。加えて、排水機場の整備などのハード対策やソフト対策を国や市町村と連携して取り組んでいる。

近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化していることから、事業効果を早期に発現させるために、引き続き計画的な治水対策の推進を実施していく必要がある。

○ **リアルタイムな河川情報の提供【県土】**

＜施策分野：⑦県土保全、⑪リスクコミュニケーション＞

早急な水防活動や住民の適切な避難行動を支援するため、水位計や河川監視カメラを活用し県管理河川の監視体制や住民への情報提供を強化する。

（脆弱性評価結果）

大雨の際に水防活動や避難行動を適切に実施するためには、リアルタイムな河川情報が必要であることから、従来の水位計や河川監視カメラに加え、低コストで設置可能な危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置を推進し、河川情報の充実を図る必要がある。

○ **下水道による都市浸水対策【建築】**＜施策分野：⑦県土保全＞

都市における浸水対策の強化を図るため、雨水排水施設及び雨水貯留浸透施設の整備に取り組む市町に対し、地域の実情を踏まえた助言を行い、都市浸水対策を推進する。

＜重要業績指標＞

- ・ **下水道による都市浸水対策達成率【建築】**
72.1%（R5年度末）→ 73.7%（R9年度末）

（脆弱性評価結果）

福岡県では、平成29年から令和6年までの8年間のうち、6回の大雨特別警報が発令されるなど、大雨による浸水被害が頻発しており、近年の激甚化している水災害に対応するため、雨水排水施設及び雨水貯留浸透施設の整備に取り組む市町に対し、地域の実情を踏まえた助言を行い、都市浸水対策を推進してきた。

今後も引き続き、浸水被害の軽減のため、取り組みを推進する必要がある。

- ・ **下水道による都市浸水対策達成率 72.1%（R5年度末）**＜全国値：約66%（R4年度末）＞

○ **ダムの事前放流の取組【県土】**＜施策分野：⑦県土保全＞

河川管理者、ダム管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施するため、一級水系においては国が設置している筑後川、矢部川、遠賀川各水系の洪水調節機能協議会、二級水系においては福岡県が設置している福岡県二級水系洪水調節機能協議会の場において、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図る。

(脆弱性評価結果)

「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」(令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定)に基づき、河川管理者、ダム管理者、関係利水者との間で治水協定を締結し、事前放流の実施体制を構築している。

今後は、河川管理者、ダム管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施するため、一級水系においては国が設置している筑後川、矢部川、遠賀川各水系の洪水調節機能協議会、二級水系においては福岡県が設置している福岡県二級水系洪水調節機能協議会の場において、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図る必要がある。

○ **排水ポンプ車の運用【県土】<施策分野：⑦県土保全>**

県内の各地域において浸水被害が発生した際に迅速な対応がとれるよう、排水ポンプ車を12台配備し、市町村の要請に応じて排水ポンプ車を出動させることによって、浸水被害の軽減、早期解消を図る。

(脆弱性評価結果)

県内の各地域において浸水被害が発生した際に迅速な対応がとれるよう、排水ポンプ車を12台配備し、市町村の要請に応じて排水ポンプ車を出動させた。

このように市町村の要請に応じて排水ポンプ車を出動させることによって、浸水被害の軽減、早期解消を図ることができることから、継続して取り組む必要がある。

○ **洪水ハザードマップの作成【県土】**

<施策分野：⑦県土保全、⑪リスクコミュニケーション>

水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、洪水ハザードマップを作成する市町村に対し、各市町村の実情を踏まえた助言を行うとともに、ハザードマップを活用した防災訓練の実施等を働きかける。

洪水ハザードマップについては、水防法の改正により、想定最大規模降雨に対応したハザードマップへ見直しが必要なため、その更新の支援を行う。

<重要業績指標>

- ・ **想定最大規模降雨による洪水ハザードマップを作成・公表した市町村の割合【県土】**
53.3% (R6年9月) → 100% (R9年度末)

(脆弱性評価結果)

水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、市町村は、洪水ハザードマップを作成することとなっている。

平成29年度末で対象市町村の全てが洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施しているが、水防法の改正により、想定最大規模降雨に対応したハザードマップへ見直しが必要なため、その更新の支援を行っていく必要がある。

○ **「水防災意識社会 再構築ビジョン」の推進【県土】**

<施策分野：⑦県土保全、⑪リスクコミュニケーション>

施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、河川管理者・都道府県・市町村等からなる、県内7圏域の「大規模氾濫減災協議会」において、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

＜重要業績指標＞

- ・ 大規模氾濫減災協議会
毎年度開催

（脆弱性評価結果）

河川管理者、気象台、市町村などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進していくために、「大規模氾濫減災協議会」を通じて取組状況のフォローアップを行う必要がある。

○ 災害関連情報収集のためのドローンの活用【県土】

＜施策分野：⑦県土保全、⑭老朽化対策・研究開発＞

迅速な災害復旧に繋げる必要があるため、ドローンを利用し、災害関連情報の収集の高度化を図る。

（脆弱性評価結果）

迅速な災害復旧に繋げる必要があるため、ドローンを利用し、災害関連情報の収集の高度化を図る必要がある。

○ 雨水出水浸水想定区域図の作成【建築】＜施策分野：⑦県土保全＞

水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、想定最大規模降雨に対応した内水浸水想定区域図（雨水出水浸水想定区域図）を作成する必要がある市町に対し、助言を行う。

＜重要業績指標＞

- ・ 雨水出水浸水想定区域図を作成した市町の割合【建築】
30.0%（R5 年度末）→ 100%（R9 年度末）

（脆弱性評価結果）

近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化しており、これらへの対応に向け、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めるため、令和3年度に水防法、下水道法を含む流域治水関連法の改正が行われ、原則、下水道による浸水対策を実施する全ての団体において、想定最大規模降雨に対する内水浸水想定区域（雨水出水浸水想定区域）を指定することが義務づけられた。

福岡県では、想定最大規模降雨に対応した内水浸水想定区域図（雨水出水浸水想定区域図）を作成する必要がある市町に対して助言を行ってきたが、引き続き早期の区域図作成に向け、助言を行っていく必要がある。

○ 防災まちづくり拠点施設及び防災広場、防災公園の整備【建築】

＜施策分野：①住宅・都市＞

大雨による河川からの越水、地すべり、がけ崩れ等の多様な災害から住民を守るため、防災まちづくり拠点施設（避難所、貯水槽、倉庫等）及び防災広場、防災公園の整備を行う市町村に対し、国の支援事業である都市防災総合推進事業について助言を行う。

（脆弱性評価結果）

大雨による河川からの越水、地すべり、がけ崩れ等の多様な災害から住民を守るため、防災まちづくり拠点施設（避難所、貯水槽、倉庫等）の整備を行う都市防災総合推進事業については、市町村を対象とした研修会において、制度内容や県内の事例を紹介している。また、事業内容を紹介したパンフレットを市長村に配布しており、今後もこのような取組を行う必要がある。

○ 浸水対策としての公共施設、宅地の嵩上げ【建築】＜施策分野：①住宅・都市＞

大規模な豪雨災害による浸水被災地で、家屋の集団移転が困難等の要件満たす地区において、同程度の出水に対する安全性を確保するために、公共施設と宅地との一体的な嵩上げを行う市町村に対し、国の支援事業である宅地嵩上げ安全確保事業について助言を行う。

（脆弱性評価結果）

大規模な豪雨災害による浸水被災地で、家屋の集団移転が困難等の要件満たす地区において、同程度の出水に対する安全性を確保するために、公共施設と宅地との一体的な嵩上げを行う宅地嵩上げ安全確保事業については、市町村を対象とした研修会等において、制度内容を紹介していく必要がある。

○ 緊急時の避難先の確保【建築】＜施策分野：①住宅・都市＞

水害時における県営住宅の空き住戸の活用について、市町村と協定を結び、県営住宅やその周辺の住民が、市町村が定める避難場所等に避難する時間的余裕がない場合、緊急かつ一時的に避難する先（緊急時の避難先）を確保する。

（脆弱性評価結果）

水害時における円滑かつ迅速な避難先を確保するため、市町村に対し、緊急かつ一時的に避難する先（緊急時の避難先）としての県営住宅の空き住戸の活用を働きかけるとともに、市町村と協定を締結し、避難先の確保に取り組んでいる。

水害時における更なる円滑かつ迅速な避難先を確保するため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 河川施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）【県土】

＜施策分野：⑦県土保全、⑭老朽化対策・研究開発＞

河川施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとに策定した個別施設計画に基づき、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策を行う。

（脆弱性評価結果）

河川施設の多くは、高度経済成長期以降に集中的に整備されており、今後、建設後 50 年以上経過する施設の割合が急速に高まることが課題となっている。

このため、施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じる予防保全型インフラメンテナンスへ早期に移行するための措置を行い河川施設のライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続的な維持管理の実現を図る必要がある。

○ ダムの老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）【県土】

＜施策分野：⑦県土保全、⑭老朽化対策・研究開発＞

ダムの長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとに策定した個別施設計画に基づき、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策を行う。

（脆弱性評価結果）

ダムの多くは、高度経済成長期以降に集中的に整備されており、今後、建設後 50 年以上経過する施設の割合が急速に高まることが課題となっている。

このため、施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じる予防保全型インフラメンテナンスへ早期に移行するための措置を行いダム施設のライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続的な維持管理の実現を図る必要がある。

○ 港湾施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）【県土】

＜施策分野：⑦県土保全、⑭老朽化対策・研究開発＞

港湾施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとに策定した個別施設計画に基づき、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策を行う。

（脆弱性評価結果）

港湾施設の多くは、高度経済成長期以降に集中的に整備されており、今後、建設後 50 年以上経過する施設の割合が急速に高まることが課題となっている。

このため、施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じる予防保全型インフラメンテナンスへ早期に移行するための措置を行い港湾施設のライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続的な維持管理の実現を図る必要がある。

○ 砂防施設等の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）【県土】

＜施策分野：⑦県土保全、⑭老朽化対策・研究開発＞

砂防施設等の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとに策定した個別施設計画に基づき、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策を行う。

（脆弱性評価結果）

砂防施設の多くは、高度経済成長期以降に集中的に整備されており、今後、建設後 50 年以上経過する施設の割合が急速に高まることが課題となっている。

このため、施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じる予防保全型インフラメンテナンスへ早期に移行するための措置を行い砂防施設のライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続的な維持管理の実現を図る必要がある。

○ 海岸保全施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）【農林、県土】

＜施策分野：⑥農林水産、⑦県土保全、⑭老朽化対策・研究開発＞

海岸保全施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとに策定した個別施設計画に基づき、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策を行う。

（脆弱性評価結果）

海岸保全施設の多くは、高度経済成長期以降に集中的に整備されており、今後、建設後 50 年以上経過する施設の割合が急速に高まることが課題となっている。

このため、施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じる予防保全型インフラメンテナンスへ早期に移行するための措置を行い海岸保全施設のライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続的な維持管理の実現を図る必要がある。

○ 中継所の非常電源の確保【警察】＜施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等＞

国（九州管区警察局福岡県情報通信部）は、中継所における非常電源の確保のため、災害発生に伴う商用電源供給断及び非常用発動発電機等の機能喪失等を想定した訓練及び施設整備を行う。

＜重要業績指標＞

- ・ 中継所非常用電源確保訓練の実施【警察】
年 1 回実施（R4：1 回、R5：1 回、R6：1 回）

（脆弱性評価結果）

警察情報通信について、災害の影響により中継所における商用電力の供給断が発生しうることから、非常用発動発電機等の機能喪失等を想定した訓練実施や商用電力の供給断に備えた施設整備が必要である。

○ 治山施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）【農林】

＜施策分野：⑥農林水産、⑭老朽化対策・研究開発＞

治山施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとに策定した個別施設計画に基づき、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策を行う。

（脆弱性評価結果）

治山施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとに策定した個別施設計画に基づき、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策を行う必要がある。

○ ため池の防災・減災対策【農林】＜施策分野：⑥農林水産＞

決壊による水害等の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれのある「防災重点農業用ため池」について、市町村による劣化状況評価や地震・豪雨耐性評価を計画的に実施する。

この評価結果をもとに優先順位を決定し、市町村と協議しながら、堤体・洪水吐の改修等のハード対策を実施するとともに、市町村によるハザードマップの作成・公表など必要なソフト対策も推進する。

また、県による整備に加え、「ため池管理保全支援センター」による工事に関する技術的支援や県の上乗せ補助による財政的支援を通じ、市町村による整備も推進する。

＜重要業績指標＞

- ・ 防災重点農業用ため池の劣化状況評価の実施件数【農林】
1,715箇所（R5年度末）→ 2,622箇所（R8年度末）

（脆弱性評価結果）

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年10月1日施行）」に基づき、指定された防災重点農業用ため池の防災・減災対策を進めるため、決壊した場合における下流域への影響度を踏まえ、ため池の劣化状況等を評価する取組が必要である。

○ ダム（基幹的農業水利施設）の老朽化対策【農林】

＜施策分野：⑥農林水産、⑭老朽化対策・研究開発＞

豪雨等による災害防止のため、ダム施設や管理システム等の補修更新を行い、適正な維持管理を継続する。

（脆弱性評価結果）

国営事業により基幹的農業水利施設として建設され、国から管理委託を受けて維持管理を行っている合所ダムについては、施設機械、管理システム等の補修更新を引き続き実施するなど、適正な維持管理が必要である。

○ 盛土に係る防災対策【総務（防）、環境、農林、県土、建築】＜施策分野：⑦県土保全＞

盛土等に伴う災害の発生を防止するため、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する新たな法律「宅地造成及び特定盛土等規制法」（※通称「盛土規制法」）に基づき、規制区域の指定や基礎調査などの措置を適切に実施する。

また、今後、人家・公共施設等に直ちに被害を及ぼすおそれがある「災害危険性の高い盛土」が確認された場合は、速やかに箇所情報も含め公表し、法令等に基づき、躊躇なく行政処分等を行うとともに、行政代執行も視野に入れた土砂の撤去・崩落防止等の危険箇所対策を行う。

(脆弱性評価結果)

令和3年7月の静岡県熱海市における土石流災害を受け、県では関係各課で構成する「盛土による災害防止のための庁内連絡会」を設置し、国からの依頼に基づく盛土の総点検を実施するとともに、今後の盛土対策について検討を進めてきた。

総点検の結果、「許可・届出等の必要な手続きがなされていない」「排水対策等の災害防止措置が適切でない」といった是正措置が必要な盛土が60箇所あることが明らかとなった。

これらの盛土については、判明した時点で速やかに、法令等に従い、行為者や土地所有者等に対し、是正指導を行っているところである。

今後、人家・公共施設等に直ちに被害を及ぼすおそれがある「災害危険性の高い盛土」が確認された場合は、速やかに箇所情報も含め公表し、法令等に基づき、躊躇なく行政処分等を行うとともに、行政代執行も視野にいられた土砂の撤去・崩落防止等の危険箇所対策を行う必要がある。

また、盛土等に伴う災害の発生を防止するため、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することを目的として、「宅地造成及び特定盛土等規制法」が令和5年5月に施行された。同法に基づき、規制区域の指定や既存盛土調査などの措置を適切に実施し、盛土等の安全性の把握・対策等を進めていく必要がある。

○ **高齢者施設等における水害対策【保健】** <施策分野：②保健医療・福祉>

大雨等により発生し得る災害に備えて、高齢者施設等の管理者に対し、利用者が円滑で安全に避難できるよう、水害対策に伴う改修等を促す。

(脆弱性評価結果)

大雨等により災害が発生した際に、高齢者施設等の利用者が円滑で安全に避難できるよう、水害対策に伴う改修等に対する経費の補助を行っている。

災害時に有効な避難手段の確保と避難に要する時間の短縮を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

○ **激甚な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策の集中的実施【県土】**

<施策分野：⑦県土保全>

土砂災害により激甚な被害が発生した際は、再度災害防止対策として砂防施設等（砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設）の整備を集中的に実施する。

(脆弱性評価結果)

砂防施設等の整備については、保全対象となる人家等を考慮し、重要性の高い箇所を整備しているが、令和5年梅雨前線豪雨等、激甚な土砂災害が発生した際は、再度災害防止対策として砂防施設等（砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設）の整備を集中的に実施する必要がある。

○ **人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進【県土】** <施策分野：⑦県土保全>

土砂災害警戒区域について、保全対象となる人家、病院、公共施設等の状況や被災履歴等を勘案しながら、砂防施設等の整備や既存施設の機能強化を進める。

(脆弱性評価結果)

近年、頻発する土砂災害により甚大な被害が発生していることから、土砂災害警戒区域内における土砂災害の防止・軽減を図るため、保全対象となる人家、病院、公共施設等の状況や被災履歴等を勘案しながら、緊急性、重要性の高い箇所を中心に砂防施設等の整備を進める必要がある。

○ 土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化【県土、建築】

＜施策分野：⑦県土保全、⑪リスクコミュニケーション＞

土砂災害の警戒避難体制の強化を図るため、高精度地形情報による新たな土砂災害警戒区域の指定や地形改変等に伴う区域の見直しを適時行うとともに、市町村が行う土砂災害ハザードマップの作成の支援に加え、市町村と連携した住民に対する土砂災害に関する防災知識の普及啓発を図る。

また、土砂災害特別警戒区域内の建築物の所有者等に対し、市町村と連携し、がけ地近接等危険住宅移転事業などの移転支援制度の周知を行う。

これらの取組を行うことで、実効性のある警戒避難体制の構築・強化を図る。

＜重要業績指標＞

- ・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定区域【県土】
警戒区域：18,285 区域、特別警戒区域：16,584 区域（R6.3月）
→ 新規指定、区域の見直しの実施
- ・ 土砂災害ハザードマップの作成率【県土】
100%（R4.1月）→ 新規指定、区域の見直しを含め100%を維持

（脆弱性評価結果）

土砂災害の警戒避難体制の強化を図るため、高精度地形情報による新たな土砂災害警戒区域の指定や地形改変に伴う区域の見直しを適時行っている。また、市町村が行う土砂災害ハザードマップの作成の支援に加え、市町村と連携して区域指定に関する説明会を行っているほか、福岡県政出前講座や防災イベントにおけるパネル展示の出展などを通して、住民に対する土砂災害に関する防災知識の普及啓発を行っている。

また、土砂災害特別警戒区域内の建築物の所有者等に対し、市町村と連携し、がけ地近接等危険住宅移転事業などの移転支援制度の周知を行っている。

これらの取組みは、住民の防災意識の向上や、土砂災害のおそれのある土地の利用抑制につながることから、実効性のある警戒避難体制の構築・強化のため、今後も継続して実施する必要がある。

○ 土砂災害対策としての公共施設、宅地の嵩上げ【建築】＜施策分野：①住宅・都市＞

大規模な土砂災害による被災地において、地域の安全性を確保するために、再度土石流からの被害を発生させないよう河川改修事業、砂防事業等の復興事業と連携して、堆積した土砂を活用し公共施設と宅地との一体的な宅地嵩上げを行う市町村に対し、国の支援事業である宅地嵩上げ安全確保事業について助言を行う。

（脆弱性評価結果）

大規模な土砂災害による被災地において、地域の安全性を確保するために、再度土石流からの被害を発生させないよう河川改修事業、砂防事業等の復興事業と連携して、堆積した土砂を活用し公共施設と宅地との一体的な宅地嵩上げを行う宅地嵩上げ安全確保事業については、市町村を対象とした研修会において、制度内容や県内の事例を紹介している。今後もこのような取組を行う必要がある。

○ 治山施設の整備【農林】＜施策分野：⑥農林水産＞

山地に起因する災害から県民の生命、財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、保安林及び治山施設の整備を推進する。

また、地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画」に掲載されている地区及び地域森林計画区内における山地災害危険地区での治山事業を実施する。

<重要業績指標>

- ・ 周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数【農林】
1,863 集落 (R5 年度末) → 1,918 集落 (R10 年度末)

(脆弱性評価結果)

山地に起因する災害から県民の生命、財産を保全するとともに、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図るため、緊急かつ計画的な実施が必要な崩壊地等について、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じた治山施設や保安林の整備を行っている。

山地災害を防止し、被害を最小限にとどめ、地域の安全性の向上に資するため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 山地災害危険地区の指定・公表【農林】

＜施策分野：⑥農林水産、⑪リスクコミュニケーション＞

山地災害に備えるため、山地災害が発生するおそれの高い箇所として指定した「山地災害危険地区」について、県ホームページで情報提供するとともに、必要に応じて指定・公表の見直しを行う。

<重要業績指標>

- ・ 山地災害危険地区の情報提供率【農林】
100% (R5 年度末) → 100% (R8 年度末)

(脆弱性評価結果)

山地災害が発生するおそれの高い箇所を「山地災害危険地区」に指定し、県ホームページで情報提供しており、必要に応じて指定・公表の見直しを行っている。

山地災害に対する避難体制の更なる強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 自然歩道の整備【環境】＜施策分野：⑧環境＞

自然災害時に利用者が安全に避難するため、自然歩道のルートを示す誘導標識や階段等の施設整備を推進する。

(脆弱性評価結果)

自然環境の持つ防災・減災機能を維持するため、自然環境整備計画にのっとり、計画的に自然歩道の整備を行っている。

自然災害発生時に利用者が安全に避難するため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 自然公園施設の整備【環境】＜施策分野：⑧環境＞

自然災害時に避難施設として利用可能な自然公園施設において、トイレ等の整備を行い、避難拠点としての基盤強化を推進する。

(脆弱性評価結果)

自然環境の持つ防災・減災機能を維持するため、自然環境整備計画にのっとり、計画的に自然公園施設等の整備を行っている。

自然災害発生時に、利用者の安全を確保するため、引き続きこのような取組が必要である。

1-5 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

○ 防災情報通信基盤の整備【総務（防）】

＜施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等＞

法令に基づく情報の収集・伝達を確実にを行うため、県と国、市町村、防災関係機関とを結ぶ福岡県防災・行政情報通信ネットワークの計画的な維持管理を行うとともに震度情報ネットワークを強化する。

また、八幡総合庁舎に設置する衛星通信設備の更新を実施し、非常時の通信確保のため、可搬型衛星通信設備の追加を検討する。

＜重要業績指標＞

- ・ 福岡県防災・行政情報通信ネットワークシステムの再整備【総務（防）】
完成（R1年度末）→ 維持
- ・ 八幡総合庁舎の衛星通信設備更新・可搬型衛星通信設備の追加【総務（防）】
第2世代（R7年度）→ 第3世代（R9年度）

（脆弱性評価結果）

地上光回線や無線などを組み合わせた二重の通信回線、非常用電源を備えた福岡県防災・行政情報通信ネットワークを整備して、県と国、市町村、防災関係機関とを結んでいる。

なお、国との通信回線は、現在は、光回線、地上系無線回線、衛星無線回線で多重化しているが、衛星通信設備の更新時期が迫っているため、必要な更新及び強化等を実施する必要がある。

また、法令に基づく情報の収集・伝達を維持するため、継続的な維持管理が必要である。

特に、地上系無線回線の山上中継局については、建築物の老朽化により通信に支障を来すことがないように、建物、鉄塔、建築付帯設備等について、必要な調査及び修繕を実施する必要がある。

○ 限られた人員での的確な災害対応【総務（防）】

＜施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等＞

激甚化・頻発化する大雨災害に対し、県民の早期避難や被害の未然防止等を図るため、A I 等最新のデジタル技術を活用した、災害リスク予測や分析等のシステム導入に取り組む。

国の施策や九州地域戦略会議の防災・減災DXプロジェクトチームと連携し、多分野・広域の防災情報を取り扱うデジタルプラットフォームの構築を検討する。

＜重要業績指標＞

- ・ 災害リスク予測システムの導入
完成（R7年度）→ 維持
- ・ デジタルプラットフォームの構築
調査（R7年度）→ 完成（R9年度）

（脆弱性評価結果）

頻発化・激甚化する災害に、限られた人員での的確な災害対応を行うため、デジタル技術を最大限活用する必要がある。

また、地域や分野を超える大規模災害への的確に対応するため、多分野に散在する防災関連データを集約及び活用する等、防災・減災DXの推進が必要である。

○ 福岡県総合防災情報システムの活用【県土】

＜施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等＞

県民の水防活動・自助行動の更なる促進を図るため、福岡県総合防災情報システムの維持管理や改良を行うとともに、緊急性や切迫感が伝わる河川情報や分かりやすい防災情報を提供する。

（脆弱性評価結果）

河川やダム の水位計、雨量計、河川監視カメラ等を活用して収集した情報の確認及び伝達を目的に整備された福岡県総合防災情報システムを、県の防災対策に活用するほか、市町村や県民に対して情報提供することにより、水防活動や自助行動を促進している。

今後も、県民の水防活動・自助行動の更なる促進を図るため、福岡県総合防災情報システムの維持管理や改良を行うとともに、緊急性や切迫感が伝わる河川情報や分かりやすい防災情報を提供していく必要がある。

○ ダムの情報提供【県土】＜施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等＞

洪水時のダム の貯水池の状況をリアルタイムで提供するため、福岡県総合防災情報ホームページにおける情報提供を継続していく。また、ダムの緊急放流時（異常洪水時防災操作、非常用洪水吐越流）における情報提供について、関係機関への情報伝達に加え、福岡県総合防災情報ホームページや報道機関への情報提供を行うことで、広く住民への周知を図る。

（脆弱性評価結果）

洪水時のダム の貯水池の状況をリアルタイムで提供するため、福岡県総合防災情報ホームページにおいて情報提供を行っている。さらに、ダムの緊急放流時（異常洪水時防災操作、非常用洪水吐越流）には、関係機関への情報伝達に加え、福岡県総合防災情報ホームページや報道機関への情報提供を行っており、今後もこれらを確実に実施していく必要がある。

○ 土砂災害時の避難判断に有効な情報の提供【県土】

＜施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等＞

住民の土砂災害からの適切な避難行動を支援するため、災害発生前に土砂災害の危険度分かる土砂災害危険度情報のメール配信システムを、広く県民に周知する。

住民の防災意識の向上や、土砂災害からの早期避難の推進のため、引き続きこのような取組を実施する。

（脆弱性評価結果）

住民の土砂災害からの適切な避難行動を支援するため、事前に登録した住民に、災害発生前に土砂災害の危険度がわかる、地図画像付きの土砂災害危険度情報のメール配信を行っている。

また、メール配信システムについて、住民向けの説明会や出前講座などにおいて、都度登録を促し、周知を図っている。

このような取組は、住民の防災意識の向上や土砂災害からの早期避難につながることから、今後も継続して実施する必要がある。

○ 大都市（多数の人が集まる場所等）における避難対策【総務（防）】

＜施策分野：⑬官民連携＞

大規模集客施設の管理者等に対し、定期的に避難訓練を実施するよう働きかける。

また、市町村に対し、災害時の通信手段として有効な公衆無線LAN（Wi-Fi）など、地域の特性に応じ多様な手段を活用し、情報伝達手段を多重化するよう働きかける。

(脆弱性評価結果)

地下鉄や地下街、大規模集客施設などの多数の人が集まる場所等では、災害時に利用者を安全に避難させるため、管理者等においてあらかじめ避難誘導體制を整備し、定期的に避難訓練を実施するよう働きかけている。

また、円滑かつ迅速な避難のため、市町村に対し、災害時の通信手段として有効な公衆無線 LAN (Wi-Fi) など、地域の特性に応じ多様な手段を活用し、情報伝達手段を多重化するよう働きかけている。

地下街等の不特定多数の者が利用する場所における利用者の安全な避難のため、引き続きこのような取組が必要である。

○ **要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援**

【総務（防）、人材、保健、福祉、県土、教育】

＜施策分野：⑪リスクコミュニケーション＞

要配慮者利用施設の管理者等に対し、市町村や気象台と連携をとり、防災気象情報の活用や水害リスク、計画作成のポイント等に関する講習会を開催するなど、必要な支援等を行う。

(脆弱性評価結果)

洪水浸水想定区域内、高潮浸水想定区域内、津波災害警戒区域内及び土砂災害警戒区域に位置し、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成、これに基づく避難訓練の実施及び結果の報告が水防法、津波防災地域づくりに関する法律及び土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律により義務づけられている。

要配慮者利用施設の管理者等に対し、市町村や気象台と連携をとり、防災気象情報の活用や水害リスク、計画作成のポイント等に関する講習会を開催するなど、必要な支援を行う必要がある。

○ **避難行動要支援者の避難支援【総務（防）】＜施策分野：⑫人材育成＞**

避難行動要支援者の安全の確保を高めるため、個別避難計画の作成率が低い市町村を対象として、福祉専門職や地域住民の計画作成への理解向上及び避難支援者の確保等に取り組み、全市町村の計画作成率が 100%に近づくよう支援する。

＜重要業績指標＞

- ・ **避難行動要支援者の個別避難計画の作成率が 70%超の市町村数【総務（防）】**
49 市町村（R6 年度） → 60 市町村（R8 年度）

(脆弱性評価結果)

避難行動要支援者の安全・安心を高めるため、個別避難計画の作成率が低い市町村を対象として、福祉専門職や地域住民の計画作成への理解向上及び避難支援者の確保等に取り組み、全市町村の計画作成率が 100%に近づくよう支援することとしている。

個別避難計画の作成促進を図るため、市町村への支援を強化する必要がある。

○ **指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制【総務（防）】**

＜施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等＞

避難者の健康維持、生活環境の改善のための感染症対策や健康状態の把握、災害用トイレや簡易ベッドの備蓄、間仕切用パーティションやテントの活用等について、避難所の運営主体である市町村に対し、専門家を招へいした研修会や災害時に開設する避難所での実動訓練を通じて支援を実施する。

また、災害時における避難生活に女性の視点が十分盛り込まれるよう、研修や訓練を

通じて啓発する。

さらに、在宅・車中泊・テント泊等の避難所以外避難者に対しても、地域住民、民間団体等と連携し、避難者の状況把握や物資提供、健康管理等の支援を発災直後から行うことができるように、副市町村長、市町村担当課長を対象とした会議や市町村担当者との個別ヒアリングを通じて避難所運営マニュアルの見直しを要請する。

(脆弱性評価結果)

避難者の健康維持やプライバシー確保、避難所の生活環境の改善について、研修や訓練を実施するとともに、必要に応じて避難所運営マニュアルを見直すよう市町村を支援している。

また、災害時における避難生活に女性の視点が十分盛り込まれるよう、研修や訓練において働きかけている。

近年の災害における避難生活では、様々な事情により、在宅・車中泊・テント泊等の避難所以外で避難生活を送る避難者が発生しており、これらの避難者に対しても生活環境の整備を図るよう法律で努力義務とされている。

これらの避難者の支援体制を確立するため、引き続き市町村を支援することが必要である。

○ **福祉避難所への避難体制の整備の促進【福祉】**

＜施策分野：⑩リスクコミュニケーション＞

要配慮者の福祉避難所への避難体制の整備を支援するため、市町村と連携し、住民参加の研修会や避難訓練を実施する。

(脆弱性評価結果)

平成 28 年熊本地震では、福祉避難所について住民への周知不足から福祉避難所への避難が円滑に行われなかった事例があったことから、福祉避難所への避難体制の整備を支援するため、平成 29 年度から市町村と連携し、住民参加の研修会や避難訓練を実施している。

市町村において、福祉避難所への避難体制の整備が進むよう、このような取組が引き続き必要である。

○ **防災教育の推進【教育】**

＜施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等、⑪リスクコミュニケーション＞

児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や防災訓練の実施、職員が講じるべき措置を定めた危機管理マニュアルの作成・更新について、各種研修の機会を通して周知を行う。

<重要業績指標>

- ・ 災害時の児童生徒の引渡し手順・ルールの策定率（公立小中学校）【教育】
91.3%（R6 年度）→ 100%（R8 年度）

(脆弱性評価結果)

児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や防災訓練の実施、危険等発生時に職員が講じるべき措置の内容や手順を定めた危機管理マニュアルの作成・更新について、各種研修の機会を通して周知を行っている。

学校における防災教育を推進するため、引き続きこのような取組が必要である。

○ **外国人に対する支援【総務（防）、政策、商工】**

＜施策分野：⑪リスクコミュニケーション＞

災害時に外国人の適時適切な避難が行われるよう、平時より多言語防災ハンドブックにより防災に関する知識の普及を推進する。また、福岡県国際交流センター等と連携し、

多言語での情報提供を行うため、「災害時通訳・翻訳ボランティア」を必要に応じて派遣する。併せて、福岡県観光連盟等と連携し、ホームページを通じて、国内外の観光客に対し、多言語で交通状況や気象などの情報を発信する。

さらに、多言語化した県防災ホームページを活用し、適宜、防災、避難等に役立つ情報を発信する。

（脆弱性評価結果）

災害時に外国人の適時適切な避難が行われるよう、多言語防災ハンドブックの作成及び県ホームページへの掲載、福岡県国際交流センターのホームページによる情報配信、福岡県国際交流センターを通じた「災害時通訳・翻訳ボランティア」の登録などを行っている。また、訪日外国人観光客への支援として、平成29年7月九州北部豪雨災害時からは、福岡県観光連盟等と連携し、発災直後に、交通状況や気象等の情報をホームページ等で多言語で発信している。さらに、令和3年6月からは、県防災ホームページに自動翻訳による多言語化機能を搭載し、迅速な多言語での情報発信を実施している。

災害時に外国人が被災する危険性が高まってきていることから、在住外国人向け防災訓練を令和3年度より実施している。災害時の情報伝達体制の整備、「災害時通訳・翻訳ボランティア」の登録促進などの取組も引き続き必要である。

○ **防災・避難に関する分かりやすい情報発信と県民が取るべき行動の啓発【総務（防）】**

＜施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等、⑪リスクコミュニケーション＞

防災・避難に関する情報を、県民がスマートフォンなどで簡単に入手できる環境を整備する。

避難情報の意味の正しい理解と適切な避難行動を促すため、過去の災害において適切な避難行動につながった自助・共助の取り組み等について、福岡県防災ハンドブックやイベント、出前講座等の機会を通じ、県民への啓発を図る。

＜重要業績指標＞

- ・ **福岡県防災ホームページの閲覧件数【総務（防）】**
194万件（R5年度）→ 194万件（年間）
- ・ **福岡県防災ハンドブックの普及啓発【総務（防）】**
作成（H30.4月）→ 継続的な改訂の実施・配布

（脆弱性評価結果）

福岡県防災ホームページは、気象情報や避難情報、避難所情報を地図上で分かりやすく表示するとともに、多言語化、チャットボット機能の追加、視覚障がい者向けの読み上げ機能対応など、多くの住民に分かりやすい情報ツールとなっている。

また、過去の災害における教訓を踏まえ、災害時に県民が取るべき行動をホームページや防災出前講座、各種イベント、テレビ等の報道機関を通じて周知を実施している。

今後も、スマートフォンなどを活用した情報発信環境の整備や避難情報の意味の正しい理解と適切な避難行動を促すための取組が必要である。

○ **多様な視点を反映した災害対応の啓発【総務（防）】**

＜施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等、⑪リスクコミュニケーション＞

高齢者、子ども、外国人、性的少数者など多様な視点を踏まえた災害時用備蓄や避難所等での避難生活の重要性について、各種広報、出前講座等を通じて啓発する。

(脆弱性評価結果)

近年、高齢者、子ども、外国人、性的少数者など、多様な視点をもって災害に備えることが求められていることから、防災出前講座等を通じ、それらの取組み等を啓発していく必要がある。

- ・ 防災出前講座実施回数 14回 (R5年度)

○ 男女共同参画の視点を持った災害対応人材の育成【総務（防）、人材】

＜施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等、⑪リスクコミュニケーション＞

災害発生時及び平常時の備えの段階から、男女共同参画の視点をもって対応できる人材を育成するため、自主防災組織や地域コミュニティのリーダー、地域防災の担い手となる男女を対象に研修を実施する。

(脆弱性評価結果)

これまで「女性のための災害対応力向上講座」(H29～R1)、「地域リーダーのための災害対応力向上講座」(R3～R5)を実施し、延べ1,500人以上の地域防災に関わる男女が参加し、災害対応における男女共同参画の視点の重要性や、男女共同参画の視点を活かした避難所運営等のノウハウについて学んだ。

令和6年1月に発生した能登半島地震においては、「避難所運営への女性や多様な人々のニーズが十分に把握されていない」「炊き出しや家族・親族のケア労働の女性への偏りがあった」といった課題が見られた。その背景には、意思決定の場に女性が少なく、平常時から女性が発言しにくい状況があったこと、無償ケア労働の女性への著しい偏りとそれを「当たり前」とする平常時からの固定的性別役割分業意識があることが指摘されていることから、平常時から地域コミュニティにおける男女共同参画を推進することが重要である。

県としても、平常時から地域コミュニティにおける男女共同参画を推進するため、引き続き、災害発生時及び平常時の備えの段階から、男女共同参画の視点をもって対応できる人材を育成する必要がある。

- ・ 研修の受講者数 873人 (R5.6月)

※ 令和6年度以降は、福岡県男女共同参画センター「あすばる」の独自事業として実施

○ 適時適切な避難情報の発令【総務（防）】

＜施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等＞

災害時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、令和3年5月に改定された「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、市町村が適切に避難情報を発令できるよう説明会の開催等により支援する。

<重要業績指標>

- ・ 避難情報の適切な発令基準を設定している市町村【総務（防）】
全市町村 (R3年度) → 維持

(脆弱性評価結果)

災害時における円滑かつ迅速な避難を確保するため、令和3年5月に改定された「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、市町村が適切に避難情報を発令できるよう説明会の開催等により支援している。市町村が適切な避難情報の発令を行えるよう、引き続き支援することが必要である。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

○ 警察施設の耐震化及び老朽化対策【警察】

＜施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等、⑭老朽化対策・研究開発＞

警察署及び交番・駐在所について、適切な維持管理や計画的な修繕を実施するとともに、耐用年数を超過し、老朽・狭隘化が著しい箇所については、建替えや改修といった整備を検討する。

また、建替え予定の警察署及び交番・駐在所は、それぞれ災害警備本部現地指揮所、災害対策の前進拠点としての機能強化を図る。

（脆弱性評価結果）

福岡県耐震改修促進計画（平成18年度～27年度）に基づき、警察本部及び警察署の耐震改修事業を進め、平成25年度までに全施設の耐震化が完了している。また、老朽警察署や耐用年数を超過した交番・駐在所について、点検・補修等の必要な維持管理を実施しつつ、改築を進めている。

警察本部及び警察署の耐震化は既に完了しているが、施設の老朽化が進んでいるため、老朽警察署等の改築等を含む施設の適切な維持管理を行っていくことが必要である。また、交番・駐在所の耐震化及び老朽化の早期対策が必要である。

- ・ 警察本部及び警察署の耐震化率 100%（H25年度末）
- ・ 耐用年数超過警察署数 36箇所中 10箇所（27%）（R6）
- ・ 耐用年数超過交番・駐在所数 329箇所中 123箇所（37%）（R6）

○ 災害対応装備資機材等の整備【警察】＜施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等＞

最新の知見に基づく被害想定や、大規模災害を経験した他県等における資機材整備の状況等を勘案し、災害対応に必要不可欠となる資機材について、優先度の高い警察署から順次整備を進める。

また、整備した資機材を活用した災害警備訓練等を実施し、対処能力の向上を図る。

＜重要業績指標＞

- ・ 災害対処資機材習熟訓練の実施
年36回（警察署数）（R4:31回、R5:32回、R6:47回）

（脆弱性評価結果）

東日本大震災や平成24年7月の豪雨以降、近年の災害を踏まえ、ゴムボートや救命胴衣等の資機材や非常食、毛布等の物資の整備を行っている。

災害対応装備資機材等の更なる整備・充実を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 信号機電源付加装置の整備【警察】＜施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等＞

老朽化した信号機電源付加装置を順次更新するとともに、交通状況の変化等を踏まえ必要箇所の整備を行う。

＜重要業績指標＞

- ・ 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数
毎年4基更新（R4:15基（整備台数：202基）、R5:4基（整備台数：206基）、R6:4基（整備台数：209基））＜全国値：11,703基（R5年度末）＞

(脆弱性評価結果)

停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞等を回避するため、停電時の電力供給装置である信号機電源付加装置を県内主要交差点の信号機に整備している。
災害時における円滑な交通を確保するため、引き続きこのような取組が必要である。

○ **交通情報の収集・提供【警察】** <施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等>

カメラ及びプローブ情報による詳細な渋滞情報の収集・提供や避難誘導経路の把握等を行うため、主要幹線道路を中心に交通流監視カメラ及び高度化光ビーコンの整備を順次進め、対象路線の拡大を図る。

<重要業績指標>

- ・ **交通流監視カメラの整備台数【警察】**
毎年度10基更新 (R4：14基 (整備台数：103基)、R5：34基 (整備台数：103基)、R6：0基 (整備台数：103基))
- ・ **高度化光ビーコン (プローブ情報収集装置) の整備台数【警察】**
毎年度 95 基更新 (R4：95 基 (整備台数：2,760 基)、R5：52 基 (整備台数：2,692 基)、R6：161 基 (整備台数：2,597 基))

(脆弱性評価結果)

国は、集約したプローブ情報を迅速な警察活動に活かすとともに、テレビ、ラジオ、インターネットを通じて一般向けに情報提供するための環境整備を進めている。
県は、カメラやプローブ情報による詳細な渋滞情報の収集・提供や避難誘導経路の把握等を行うため、交通流監視カメラ及び高度化光ビーコン (プローブ情報収集装置) の整備を計画的に進めている。
災害時における交通情報の的確な収集・提供のため、引き続きこのような取組が必要である。

○ **消防本部・消防署の耐震化【総務 (防)】**

<施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等>

災害時の消防機能を維持するため、県内消防本部・消防署の耐震化の進捗状況を把握し市町村等に耐震化を働きかける。

<重要業績指標>

- ・ **消防本部・消防署の耐震化率【総務 (防)】**
100% (R5.10月) → 維持

(脆弱性評価結果)

災害時の消防機能を維持するため、市町村や消防本部に対し、消防本部・消防署の耐震化を要請している。
住民の安全・安心を確保するため、引き続き耐震化を推進していくことが必要である。

○ **消防防災施設の整備促進【総務 (防)】** <施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等>

防災基盤の強化を図るため、市町村の耐震性貯水槽、防火水槽 (林野分) 等、消防防災施設の整備を促進するよう働きかける。

(脆弱性評価結果)

防災基盤の強化を図るため、市町村は補助金等を活用し、消防防災施設の整備を進めている。今後も防災基盤の強化及び充実化を図るため、整備を促進することが必要である。

- **常備消防の充実強化【総務（防）】** <施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等>
平成 29 年度に移転し、新たに設備を充実させた消防学校において、ニーズに応じた教育訓練を実施し、防災関係者の知識、技術の向上を図る。
また、大規模災害に備え、緊急消防援助隊の設備の整備を促進する。

<重要業績指標>

- ・ **緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練の開催【総務（防）】**
年 1 回（R5 年度福岡県で開催）→ 毎年度実施

（脆弱性評価結果）

平成 29 年度に移転し、新たに設備を充実させた消防学校において、ニーズに応じた教育訓練を実施している。

一方、市町村や消防本部では、県内で大規模災害が発生した場合市町村等が連携して対応できるよう、それぞれ、相互応援協定が締結されている。

また、県外消防機関による応援を速やかに実施することを目的として創設された、緊急消防援助隊の訓練を実施するとともに、設備の整備を促進する。

常備消防の充実強化を図るため、引き続き人材育成、訓練、設備整備に取り組むことが必要である。

- **消防団の充実強化【総務（防）】** <施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等>
地域防災力の向上を図るため、消防団への加入を促す広報や従業員の相当数が消防団員である事業所に対する入札優遇措置を設ける等、消防団員の確保に取り組むとともに、消防団員の報酬の引き上げ等の処遇改善について、市町村に働きかける。
また、団員の確保に当たっては、女性の入団を促進するため、女性消防団員が活躍できる環境づくりを行う市町村の取組を支援するとともに、それぞれの能力やメリットを活かしながら特定の消防団活動を行う機能別分団制度について周知し、制度活用推進を図る。

<重要業績指標>

- ・ **消防団員定数充足率【総務（防）】**
86.6%（R6 年度）→ 91.9%（R8 年度）
- ・ **消防団協力事業所表示制度実施市町村数及び協力事業所数【総務（防）】**
60 市町村（R6 年度）→ 維持
830 事業所（R6 年度）→ 維持

（脆弱性評価結果）

地域防災力の向上を図るため、消防団への加入を促す広報や従業員の相当数が消防団員である事業所に対する入札優遇措置を設ける等、消防団員の確保に取り組んでいる。

また、消防団員の報酬の引き上げ等の処遇改善について、市町村に働きかけ、大部分の市町村で処遇改善が行われた。

消防団の充実強化を図るため、消防団員とともに、女性の入団への配慮、女性の視点を活かした組織の活性化や地域のニーズ充足が必要である。

- **自主防災組織の充実強化【総務（防）】** <施策分野：⑪リスクコミュニケーション>
地域防災力の向上を図るため、自主防災組織や地域住民を対象に、地域防災に係る研修や訓練を実施するとともに、自主防災組織のリーダー等を対象とした、防災に関する知識・技能を有する防災士として養成する研修を実施し、自主防災組織の育成や活性化を図る。

＜重要業績指標＞

- ・ 自主防災組織の組織率【総務（防）】
95.2%（R6年度）→ 96.2%（R8年度）

（脆弱性評価結果）

自主防災組織や地域住民を対象に、地域防災に係る研修や訓練を実施するとともに、自主防災組織のリーダー等を対象とした、防災に関する知識・技能を有する防災士として養成する研修を実施し、自主防災組織の育成や活性化を図っている。

自主防災組織の更なる育成・活性化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

- ・ 防災士の養成者数 2,053人（R6年度）

○ 消防本部におけるドローンの活用【総務（防）】＜施策分野：⑮デジタル活用＞

大規模災害をはじめ、火災、捜索救助、NBCや多数傷病者等の災害において、ドローンの活用による情報収集等は非常に有用である。

広範囲の迅速な検索、上空から俯瞰撮影による情報収集等による、火災調査や活動方針の決定、安全管理に取り組む。

＜重要業績指標＞

- ・ ドローン導入済消防本部
24本部中12本部（R6年度）→ 増加

（脆弱性評価結果）

大規模災害をはじめ、火災、捜索救助、NBCや多数傷病者等の災害において、ドローンの活用による情報収集等は非常に有用であるが、まだ半数の消防本部では導入されていない。

導入による広範囲の迅速な検索、上空から俯瞰撮影による情報収集等により、火災調査や活動方針の決定、安全管理を行う必要がある。

2-2 被災地における医療機能の麻痺

○ 現場（急性期医療）のDMATによる医療支援【保健】＜施策分野：②保健医療・福祉＞

災害派遣医療チーム（DMAT）による迅速かつ適切な医療支援のため、DMAT 隊員養成研修等を通じ、災害医療知識・技術の維持、資質向上の取組を行う。

＜重要業績指標＞

- ・ DMAT養成研修・訓練の実施【保健】
年1回（R6年度）→ 毎年度実施

（脆弱性評価結果）

災害現場に出動し、迅速な救命措置等を行うことにより、被災者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図るため、災害拠点病院との間で「福岡県災害派遣医療チームの派遣に関する協定」を締結しており、災害時には福岡県災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請することができる。また、県においてDMATの災害医療知識・技術の維持、資質向上に向けた取組を行っている。

県内の全ての災害拠点病院においてDMATを保有しているが、DMATによる迅速かつ適切な医療支援のため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 避難所・現場救護所の J M A T 等による医療支援【保健】

＜施策分野：②保健医療・福祉＞

災害時の円滑な医療活動のため、福岡県医師会等関係団体との協定により、保健医療活動チームの編成並びに派遣を要請できる体制を維持する。

さらに、福岡県医師会が毎年度実施する災害時を想定した医療救護訓練への支援を通じ、日本医師会災害医療チーム（J M A T）の災害医療知識・技術の維持、資質向上に取り組む。

＜重要業績指標＞

- ・ 県医師会が実施する災害医療救護訓練の支援【保健】
年 1 回（R6 年度）→ 毎年度実施

（脆弱性評価結果）

避難所又は災害現場等に設置する救護所における医療活動を円滑に行うため、福岡県医師会等関係団体との間で「災害時の医療救護活動に関する協定」を締結しており、保健医療活動チームの編成並びに派遣を要請することができる。また、福岡県医師会が毎年度実施する災害時を想定した医療救護訓練への支援を通じ、日本医師会災害医療チーム（JMAT）の災害医療知識・技術の維持、資質向上に取り組んでいる。

災害時の円滑な医療活動のため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 被災地における D P A T による精神科医療及び精神保健活動の支援【保健】

＜施策分野：②保健医療・福祉＞

災害派遣精神医療チーム（D P A T）による迅速かつ適切な精神科医療及び精神保健活動の支援のため、D P A T 養成研修等を通じ、支援に必要な知識と技能の習得、維持及び資質向上に取り組む。

＜重要業績指標＞

- ・ D P A T 養成研修・訓練の実施【保健】
年 1 回（R6 年度）→ 毎年度実施

（脆弱性評価結果）

災害現場に出動し、被災した精神科医療機関における患者搬送・診療補助等の急性期精神科医療への対応及び災害による被災者等の心のケアのため、県内精神科病院との間で「ふくおか災害派遣精神医療チームの派遣に関する協定」を締結しており、災害時には「ふくおか災害派遣精神医療チーム（ふくおか DPAT）」の派遣を要請することができる。

発災直後から中長期にわたる DPAT の支援を支えるため、継続的な研修等の開催により、支援に必要な知識と技能の習得、維持及び資質向上に取り組む必要がある。

○ 保健医療調整本部の設置【保健】＜施策分野：②保健医療・福祉＞

保健医療活動チームによる医療救護活動、健康管理支援等、大規模災害時の災害対策に係る保健医療活動を効果的・効率的に行うため、県災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置し、保健医療活動に関する情報連携等、保健医療活動の総合調整を行う。

（脆弱性評価結果）

平成 28 年熊本地震を対応に関して、国の初動対応検証レポートでは、医療チーム、保健師チーム等における情報共有に関する課題が指摘され、「医療チームや保健師チームを全体としてマネジメントする機能を構築する」べきと提言された。この点を踏まえ、本県における大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備に当たっては、保健医療調整本部を設置し、保健医療チームによる保健医療活動の総合調整を行うことが必要である。

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

○ 健康管理体制の構築【保健】＜施策分野：②保健医療・福祉＞

県と市町村が連携し、被災者の健康管理支援活動を迅速かつ適切に実施できるよう、マニュアルを整備し、関係機関が連携して中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。

（脆弱性評価結果）

福岡県地域防災計画に記載されている健康管理支援活動に関して、円滑かつ効果的に実施するために災害時健康管理支援マニュアルを作成した。（平成29年3月（令和5年5月改訂））

これに基づき、県、市町村の保健師等が共通認識の下、互いの連携、役割分担により、被災者の健康管理支援（感染症予防、エコノミークラス症候群の予防、ストレス性疾患の予防、栄養管理等）に迅速に取り組むこととしており、引き続きこのような取組が必要である。

○ DHEATによる保健医療行政の指揮調整機能等の応援【保健】

＜施策分野：②保健医療・福祉＞

保健医療調整本部や保健所の災害時保健医療対策に係る指揮調整機能等を応援する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の構成員の人材育成、資質の維持・向上の取組として、県及び保健所設置市の職員を対象に、災害発生時の健康危機管理に係る指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を行う。

＜重要業績指標＞

- ・ DHEAT研修・訓練の実施【保健】
年1回（R6年度）→ 毎年度実施

（脆弱性評価結果）

災害対策本部内に設置する保健医療調整本部や保健所が行う超急性期から慢性期までの医療対策及び避難所等における保健衛生対策、生活環境衛生対策等の災害時保健医療対策に係る情報収集、分析評価、連絡調整等の指揮調整機能等を応援する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）を編成するため、構成員の人材育成、資質の維持・向上の取組が必要である。

○ 避難施設の整備【教育】＜施策分野：①住宅・都市＞

県有の学校施設、社会教育施設及び社会体育施設においては、発災時に児童生徒や地域住民の避難所等としての必要な機能が発揮できるよう、空調整備等の災害対応力強化や計画的な老朽化対策を図る。

（脆弱性評価結果）

県有の学校施設、社会教育施設及び社会体育施設においては、個別施設計画を策定し、計画的な改造・改修を行い、施設の長寿命化を図ることとしている。また、発災時に避難所等としての機能を有する場合を想定し、災害対応力の強化を図ることとしている。

発災時に誰もが安心・安全かつ快適に利用することができるよう、引き続きこのような取組を実施していく必要がある。

○ 福祉避難所の設置・運営【福祉】＜施策分野：②保健医療・福祉＞

設備や人材が整った社会福祉施設等の福祉避難所の確保や、必要な物資・器材・人材の確保等、福祉避難所の設置・運営が適切に行われるよう市町村に働きかけるとともに、

福祉用具の調達や災害派遣福祉チームの派遣に関する関係団体との協定の締結等を通じて、福祉避難所における資器材や人材の確保を支援する。

＜重要業績指標＞

- ・ 市町村が確保している福祉避難所の数【福祉】
778 施設 (R5 年度末) → 902 施設 (R9 年度末)

（脆弱性評価結果）

福祉避難所の設置・運営に関する方針を定めた「福祉避難所設置・運営に関するマニュアル」（令和 4 年 3 月改定）を策定し、市町村への説明会等を通じて、設備や人材が整った社会福祉施設等の福祉避難所の確保や、必要な物資・器材・人材の確保など、市町村において、福祉避難所の設置・運営が適切に行われるよう働きかけを行っている。

また、県では、日本福祉用具供給協会と「災害時における物資（福祉用具）の調達及び供給に関する協定」（平成 25 年 10 月締結）を締結するとともに、福岡県社会福祉協議会及び福岡県介護支援専門員協会ほか福祉関係団体 19 団体と「福岡県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」（令和 3 年 3 月締結）を締結するなど、福祉避難所における資器材や人材の確保の支援を行っている。

福祉避難所の設置・運営が適切に行われるよう、引き続きこのような取組を実施していく必要がある。

○ DWAT による福祉避難所等における災害時福祉支援【福祉】

＜施策分野：②保健医療・福祉＞

災害発生時に必要な福祉支援が行われないことによる二次被害の発生を防ぐため、福祉避難所等において福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）を整備し、福岡県社会福祉協議会と連携してチーム員に対する研修などを実施する。

（脆弱性評価結果）

災害の発生時には、平時に利用していた福祉サービスを受けられなくなることや、長期間の避難生活を余儀なくされることにより、生活機能の低下、要介護度の重度化などの二次被害が発生する恐れがある。

これを防ぐため、福祉避難所等において福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）の整備、福岡県社会福祉協議会と連携したチーム員に対する研修などを行っている。

災害時にも必要な福祉支援が行われるよう、引き続きこのような取組を実施していく必要がある。

○ 避難所等の生活環境の改善【総務（防）】

＜施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等＞

避難所における生活環境改善のため、トイレカーや水循環型シャワー等を導入する。

（脆弱性評価結果）

令和 6 年能登半島地震において、災害関連死防止のための避難生活環境の整備等の被災者支援の強化が課題とされたことから、県においても、避難所等の生活環境の改善につながる資器材の導入を検討していく必要がある。

2-4 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

○ 公助による備蓄・調達の推進【総務（防）、保健、福祉、商工、農林】

＜施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等＞

福岡県備蓄基本計画に基づき、災害時に迅速かつ着実に被災市町村へ備蓄物資を供給するため、適切な管理を行うとともに、避難所運営に必要な資機材等の整備を行う。

また、市町村に対しても、同計画で定めた目標量の備蓄物資を確保することや、備蓄物資の供給に関する協定を締結するよう働きかける。

なお、福岡県備蓄基本計画については令和6年能登半島地震での課題や、令和6年度実施する「地震に関する防災アセスメント調査」の状況を踏まえ、計画の改定を行い、公助による備蓄・調達の更なる推進を図る。

＜重要業績指標＞

- ・ 福岡県備蓄基本計画に基づく県の食料の備蓄量の充足率【福祉】
100%（食料 47,000 食分）（R7.6月）→ 100%（食料 825,000 食分）（R10 年度末）
- ・ 福岡県備蓄基本計画に基づく県の避難所運営資機材の備蓄量【総務（防）】
仮設トイレ 70 台、発電機 60 台等（R7 年度末）→ 必要に応じ順次整備
- ・ 物資の供給に関する協定の締結事業者数【総務（防）】
37 業者（R7.6月）→ 協定締結先の拡大
- ・ 物資等の緊急輸送に関する協定の締結事業者数【総務（防）】
12 業者（R7.6月）→ 協定締結先の拡大
- ・ 災害時における物資の保管等に関する協定の締結事業者数【総務（防）】
2 業者（R7.6月）→ 協定締結先の拡大

（脆弱性評価結果）

福岡県備蓄基本計画（平成26年3月策定）に基づき、食料、生活物資、避難所運営に必要な資機材等の備蓄を行うとともに、市町村に対して同計画で定めた目標量の備蓄を促している。また、災害時における災害応急対策の実施に必要な食料及び生活必需品等の物資やその保管場所並びに緊急輸送手段を確保するため、民間事業者等との間で協定の締結を行っている。

公助による備蓄・調達の更なる推進を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 自助・共助による備蓄の促進【総務（防）】＜施策分野：⑪リスクコミュニケーション＞

県民や事業所等による備蓄を促進するため、出前講座や防災展示、県広報紙等での広報を実施する。

また、地域による備蓄を促進できるよう、活用できる支援制度や参考となる取組について研修等で情報提供を行う。

＜重要業績指標＞

- ・ 県民及び事業所における3日分以上の備蓄実施率【総務（防）】
県民：食料 47.0%、飲料水 36.1%（R7.9月）→ 50%（R9 年度末）
事業所：食料 6.8%、飲料水 8.8%（H27.9月）→ 50%（R9 年度末）

(脆弱性評価結果)

県民、事業所など各主体による備蓄を促進するため、啓発用チラシの配布や防災展示、県広報紙等を活用した広報・啓発を実施してきた。

県民や事業者における更なる備蓄の促進を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

また、県が実施する自主防災組織等のリーダーを対象とした研修において、備蓄を含む地域防災における「共助」の重要性を周知している。

地域による備蓄を促進できるよう、活用できる支援制度や参考となる取組について研修等で情報提供が必要である。

- **給食施設における給食供給体制の整備【保健、福祉】** <施策分野：②保健医療・福祉>
保健福祉（環境）事務所が特定給食施設栄養報告書により把握した給食施設ごとの備蓄状況を取りまとめ、施設基準の指導監査を行う所管部局へ情報提供を行い、当該部局で、各施設に応じた供給体制の整備のための指導を行う。

<重要業績指標>

- ・ **特定給食施設の備蓄量に関する情報共有【保健】**
年1回実施（R6年度末）→ 毎年度実施

(脆弱性評価結果)

健康増進法に基づき、一定規模の食事を提供する施設（特定給食施設）の栄養管理について指導を行っており、施設管理者に対し、提供する食事の情報等のほか、備蓄の状況についても記載した「特定給食施設栄養報告書（以下「報告書」という）」を毎年度提出させている。

特定給食施設のうち、特に病院や社会福祉施設等では、食事の提供が停止することで患者や入所者の生命に危険を及ぼす恐れがあることから、施設基準の指導監査を行う所管部局からの適切な備蓄量等の指導が必要であるが、報告書で確認した各施設における備蓄実施状況について所管部局と情報共有がされていない。

災害時に、日常的に食事を提供している施設における患者や入所者の生命を保護するため、特定給食施設の給食供給体制の整備が必要である。

- **物資調達・輸送調整等支援システムの活用【総務（防）】** <施策分野：⑮デジタル活用>
物資の備蓄等については、平時から「物資調達・輸送調整等支援システム」に在庫状況等を適切に入力することにより、災害時における物資調達等に係る迅速かつ的確な判断が可能となる。
また、国が物資支援を行う場合に円滑な調整・判断が可能となることから、市町村に対し同システムを積極的に活用し、物資管理を行うよう働きかける。

(脆弱性評価結果)

大規模災害発生時には、被災自治体において正確な情報把握に時間を要するとともに、民間の物資の供給能力が低下することなどから、被災自治体のみでは必要な物資を迅速に調達することは困難となることが想定される。

国が被災都道府県からの具体的な要請を待たずに、必要であると見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送するプッシュ型支援により、避難所等へ物資支援を行う必要がある。

- **防災拠点の強化【県土】** <施策分野：⑤交通・物流>
防災拠点となる「道の駅」において、ライフライン途絶時に対応できる設備の導入やBCPを策定し、機能強化を図る。

(脆弱性評価結果)

「道の駅」は、広域的な災害支援の「基地」や「避難所」として、これまで非常用トイレや、防災倉庫などの防災設備の整備が行われてきた。令和6年能登半島地震では、「防災道の駅」の災害対応力の高さが確認されたが、「防災道の駅」以外の「道の駅」の災害脆弱性が課題となっている。

○ **高齢者施設等における電力供給体制の整備【保健】** <施策分野：②保健医療・福祉>

災害による停電時にも、施設機能を維持するための電力の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備等の整備を促進する。

(脆弱性評価結果)

災害による停電時にも、電力の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備の整備に対する経費等の支援を行っている。

災害時にも施設機能を維持し、入所者の命と安全を守るため、引き続きこのような取組が必要である。

2-5 大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

○ **帰宅困難者に対する支援【総務（防）】** <施策分野：⑬官民連携>

帰宅困難者に対する支援の充実強化を図るため、事業者等との協定締結による徒歩帰宅者支援ステーションの整備、市町村が行う帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定締結への助言等を行う。併せて、県民に対し防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」等による徒歩帰宅者支援ステーション等の情報を積極的に周知していく。

<重要業績指標>

- ・ 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定の締結事業者数【総務（防）】
25 業者（R6.12月末）、3,327 店舗（R6.12月末） → 協定締結先の拡大

(脆弱性評価結果)

災害時に発生する帰宅困難者に対する支援として、事業者等との協定締結による徒歩帰宅者支援ステーションの整備、市町村が行う帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定締結への助言等を行っている。

帰宅困難者に対する支援の充実強化を図るため、引き続きこのような取組みを実施していくとともに、防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」等による県民への徒歩帰宅者支援ステーション等の情報提供にも取り組んでいく必要がある。

2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

○ **現場映像配信体制の構築【警察】** <施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等>

国（九州管区警察局福岡県情報通信部）は、災害時に県及び県警察が真に必要なとする現場映像を迅速・的確に提供できるよう、平常時から県、県警察及び他機関が主催する防災訓練等に積極的に参加し、モバイル型映像伝送装置等による映像伝送技術の向上を図る。

<重要業績指標>

- ・ 各種訓練等への参加により映像配信訓練を実施した件数
年 20 回程度（R4:14回、R5:11回、R6:12回）

(脆弱性評価結果)

国(九州管区警察局福岡県情報通信部)は、被災現場の映像を配信するモバイル型映像伝送装置などを整備しており、これらの装置を活用した現場映像配信の実効性を高めるため、映像配信の訓練、平常時における装置の活用等を行っている。

被災現場の映像伝送の更なる実効性の向上のため、継続的な訓練等の実施が必要である。

○ **分散型エネルギーの導入促進【環境、施設所管部局】** <施策分野：③エネルギー>

再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムなどの自立・分散型エネルギーは、災害などによる停電時にも利用可能であることから、地域におけるエネルギー供給システムの強靱化に資する重要な設備であるため、市町村や事業者と連携し、導入促進を図る。

(脆弱性評価結果)

再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムなどの地域における自立・分散型エネルギーは、防災拠点や避難施設等に導入することにより災害などによる停電時にも施設機能の確保が可能であることから、地域におけるエネルギー供給システムの強靱化に資する重要な設備である。このため、市町村や事業者と連携し、導入促進に取り組んでいる。

非常時のエネルギー供給を確保するため、引き続きこのような取組が必要である。

2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

○ **疫病のまん延防止【保健】** <施策分野：②保健医療・福祉>

予防接種法に規定される疾病のまん延防止上、緊急の必要があると認める場合に、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう、国や関係機関との情報共有を図るとともに、日ごろから予防接種の実施主体である市町村と密な連携を図る。

(脆弱性評価結果)

疫病のまん延防止上、緊急の必要があると認める場合に、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう、国や関係機関との情報共有を図るとともに、日頃から予防接種の実施主体である市町村との連絡体制の構築を行っており、災害時における疫病のまん延防止のため、引き続きこのような取組が必要である。

○ **感染症の予防・まん延防止【保健】** <施策分野：②保健医療・福祉>

感染症の発生の予防及びまん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症指定医療機関の指定や、医療措置協定の締結を行うとともに、感染症患者の入院受入体制等の訓練を実施する。

また、国内に病原体が常在していない感染症について、国内での発生を想定し医療機関や関係団体等との密な連携を図る。

<重要業績指標>

・ **第二種感染症指定医療機関病床数【保健】**

(※第二種感染症指定医療機関：二類感染症(ジフテリア、SARS など)、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として県知事が指定した病院)

64床(R5年度末) → 維持

・ **第一種協定指定医療機関病床数【保健】**

(※第一種協定指定医療機関：医療措置協定に基づき、新興感染症(新型インフルエンザ等

感染症など)の患者等を入院させ、必要な医療を提供する医療機関として県知事が指定した病院又は診療所)

2,153床(R6.10月)→維持

(脆弱性評価結果)

感染症の発生の予防及びまん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症指定医療機関の指定や、医療措置協定の締結を行うとともに、感染症患者の入院受入体制等の訓練を実施しており、引き続きこのような取組が必要である。

○ 避難所における感染症防止対策の徹底【総務(防)】

＜施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等＞

避難所における感染防止対策を徹底するため、避難所運営マニュアルを踏まえ、適切な避難所運営が実施されるよう必要に応じて市町村へ助言を行う。

併せて、マスク・消毒液等の備蓄を推進、県防災ホームページでの避難所の混雑状況の発信、福岡県避難所運営マニュアル指針に基づく感染防止対策の徹底を図る。

(脆弱性評価結果)

避難所における感染防止対策を徹底するため、避難所運営マニュアルを踏まえ、適切な避難所運営が実施されるよう、必要に応じて市町村へ助言を行っている。

併せて、マスク・消毒液等の備蓄を推進、県防災ホームページでの避難所の混雑状況の発信、福岡県避難所運営マニュアル指針に基づく感染防止対策の徹底を図っている。

市町村が適切な感染防止対策を実施できるよう、引き続き支援することが必要である。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化・交通事故の多発

○ 災害時の警察業務継続体制の確保【警察】

＜施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等＞

災害・被害想定の見直しや組織の改正の都度、平成24年7月に策定した福岡県警察大規模災害対応業務継続計画を見直し、実効性のある計画とする。

＜重要業績指標＞

- ・ 福岡県警察大規模災害対応業務継続計画の改定【警察】
継続的な見直しの実施(R6.5月改定)
- ・ 警察署災害代替施設の確保状況【警察】
全36警察署(R6.12月時点:34警察署)

(脆弱性評価結果)

福岡県地域防災計画で示された被害想定等を基に、業務の維持を図るための措置を示した「福岡県警察大規模災害対応業務継続計画」(平成24年7月策定)について、毎年必要な見直しを行っている。

計画は策定済みであるが、災害への的確な対応が求められるため、継続的な見直しが必要である。

警察署が被災した場合でも、警察業務が停滞し、警察が機能不全に陥らないよう、警察署災害代替施設を確保する必要がある。

- **災害警備本部機能の確保【警察】** <施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等>
 災害時に警察本部が機能不全となった場合に備え、警察本部の機能移転訓練等を実施するとともに、災害警備本部の運営訓練等を実施し、災害警備本部機能の強化を図る。
 警察本部及び代替施設の機能不全を想定し、災害警備本部の機能移転候補地の改築、建替え等に際しては、機能を保持した施設整備について検討を進める。

<重要業績指標>

- ・ **災害警備本部機能移転訓練の実施【警察】**
 年1回（R4:1回、R5:0回、R6:1回）

(脆弱性評価結果)

災害時に警察本部が機能不全となった場合に備え、代替庁舎への災害警備本部の機能移転訓練等を実施するとともに、代替庁舎の機能強化に向けて、通信設備の確保等に取り組んでいる。
 災害警備本部機能の更なる強化を図るため、継続的な訓練等の実施が必要である。

- **警察の広域応援体制の整備【警察】** <施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等>
 災害時における他都道府県の警察災害派遣隊の受援体制、被災地で活動する「福岡県警察災害派遣隊」（平成25年2月設置）による広域応援体制の実効性を確保するため、他の自治体等と連携した訓練の実施、体制の見直しを行う。

<重要業績指標>

- ・ **九州管区持ち回りによる九州広域緊急援助隊合同訓練の実施【警察】**
 年1回（R4:1回、R5:1回、R6:0回）
- ・ **自治体等防災訓練への福岡県警察災害派遣隊（広域緊急援助隊）の参加【警察】**
 年7回程度（R4:4回、R5:6回、R6:8回）

(脆弱性評価結果)

災害時における他都道府県の警察災害派遣隊の受援体制、被災地で活動する「福岡県警察災害派遣隊」（平成25年2月設置）による広域応援体制の整備をすでに終えており、体制整備後、福岡県警察災害派遣隊は平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和6年1月能登半島地震における被災地で活動し、また、平成29年7月九州北部豪雨では他府県の警察災害派遣隊の応援を受けるなど、災害時の広域応援が円滑に行える体制を確保している。
 また、九州各県警察との合同訓練や各自治体等の防災訓練への参加を通じ、広域応援体制の実効性の確保に努めている。

3-2 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

- **防災拠点となる公共施設の整備【総務（防）】**
 <施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等>
 地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、県の防災拠点となる施設等のうち緊急性の高い箇所の整備を推進するとともに、市町村における取組を支援する。
 また、県災害対策本部が機能不全となった事態を想定し、災害対策本部の総合司令部代替施設の設置を検討する。

(脆弱性評価結果)

県の防災拠点となる施設等のうち緊急性の高い箇所の整備を推進するとともに、市町村における取組を支援している。
全国値を上回っているものの、防災拠点となる施設等の更なる整備を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

○ **業務継続体制の確保【総務（防）】** <施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等>

災害・被害想定の見直しや組織の改正の都度、平成 28 年 3 月に策定した大規模災害時における福岡県業務継続計画を見直し、実効性のある計画とするとともに、市町村における業務継続計画を必要に応じて見直しを行うよう支援する。

(脆弱性評価結果)

大規模災害時の県の行政機能を維持し、災害応急対策業務や優先度の高い業務などを継続できる体制をあらかじめ構築するため、平成 28 年 3 月に「大規模災害時における福岡県業務継続計画」を策定している。
計画は策定済みであるが、災害への的確な対応が求められるため、継続的な見直しが必要である。
また、市町村においても同様に業務継続体制の確保を図るため、業務継続計画を必要に応じて見直しを行うよう支援していく必要がある。

○ **各種防災訓練の実施【総務（防）】**

<施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等、⑪リスクコミュニケーション>

防災担当職員の技術の向上や関係機関との更なる連携強化を図るため、総合防災訓練及び石油コンビナート等総合防災訓練、九州・山口 9 県災害時応援協定に基づく訓練、大規模地震や国民保護を想定した訓練等を実施する。

<重要業績指標>

- ・ 総合防災訓練及び石油コンビナート等総合防災訓練の実施件数【総務（防）】
年 1 回（R5 年度）→ 毎年度実施

(脆弱性評価結果)

関係機関の連携強化や県民の防災意識の高揚等を図るため、毎年度、総合防災訓練及び石油コンビナート等総合防災訓練、九州・山口 9 県災害時応援協定に基づく訓練等を実施している。
防災担当職員の技術の向上や関係機関との更なる連携強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

○ **市町村の受援に係る災害対応能力の向上【総務（防）】**

<施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等>

災害時の救援物資等の受け入れ体制の向上を図るため、必要に応じて市町村災害時受援計画の見直し等を行うよう支援する。

(脆弱性評価結果)

災害時の救援物資等の受け入れ体制の向上を図るため、必要に応じて市町村災害時受援計画の見直し等を行うよう支援している。
市町村の災害対応能力の向上を図るため、引き続き支援をしていく必要がある。

○ 市町村災害対策本部設置運営訓練等への支援【総務（防）】

＜施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等＞

市町村の災害対応能力の向上を図るため、市町村災害対策本部設置運営訓練を支援するとともに、訓練の検証結果を基に、必要に応じて地域防災計画や災害対応マニュアルなどの見直し等を行うよう支援する。

（脆弱性評価結果）

市町村の災害対応能力の向上を図るため、市町村災害対策本部設置運営訓練を支援するとともに、訓練の検証結果を基に、必要に応じて地域防災計画や災害対応マニュアルなどの見直し等を行うよう支援している。

市町村の災害対応能力の向上を図るため、引き続き訓練に取り組む等の支援が必要である。

○ 受援体制の確保【総務（防）】＜施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等＞

大規模災害発生時に県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するため、災害時受援計画の継続的な見直しや同計画に基づく訓練等を実施する。

（脆弱性評価結果）

平成30年6月に福岡県災害時受援計画を策定し、大規模災害発生時に県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するための体制を確保している。

さらに、令和3年9月の修正では、九州・山口9県被災地支援対策本部が策定した「災害時リエゾンマニュアル」の活用を盛り込むなど他県との連携体制を強化している。また、「福岡県災害時受援計画」の実効性を確保する目的で令和3年度に「物的支援受け入れ班における支援物資物流マニュアル」を策定し、行政機関、関係民間企業等に周知している。

受援体制の更なる強化を図るとともに計画の実効性を確保するため、計画の継続的な見直しや計画に基づく訓練等の取組みが必要である。

○ 広域航空消防体制の確保【総務（防）】＜施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等＞

近隣県からのヘリ応援を速やかに受け取ることができるよう、防災消防ヘリコプター相互応援協定に基づく合同訓練等を実施し、連携強化に繋げる。

＜重要業績指標＞

- ・ 防災消防ヘリコプター相互応援協定に係る合同訓練の実施件数【総務（防）】
年1回（R6年度）→ 毎年度実施

（脆弱性評価結果）

福岡県では、北九州市及び福岡市が保有する消防防災ヘリコプターを活用して航空消防体制を構築している。

激甚化する自然災害への対応能力の向上を図るため、両政令市や九州各県との連携を強化していく必要がある。

○ 首都中枢機能のバックアップ拠点の整備【政策】

＜施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等＞

首都直下地震や近年の新型コロナウイルス感染拡大時における首都中枢機能維持のため、バックアップ拠点の整備について検討を進めるよう、国に対して働きかける。

(脆弱性評価結果)

首都直下地震や近年の新型コロナウイルス感染拡大などの事態が生じた場合でも政府業務を継続するため、中枢機能の東京への一極集中を是正し、あらゆる事態においても代替機能を発揮できるバックアップ拠点の整備について検討を進めるよう、国に対し働きかけを行っており、引き続きこのような取組が必要である。

○ **機動的な応援体制の整備【総務】** <施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等>

発災後、早期に被災市町村の行政機能を支援するため、機動的に応援職員を被災地に派遣できるよう、事前に災害時緊急派遣チームの要員を指定するとともに、要員に対する研修を行う。また、複数のチームを編成できるよう、チームリーダーを2人体制とする。

(脆弱性評価結果)

発災後、機動的に応援職員を被災地に派遣できるよう、事前に災害時緊急派遣チームの要員を指定するとともに、要員に対する研修を行っている。また、複数のチームを編成できるよう、チームリーダーを2人体制にしている。

早期に被災市町村の行政機能を支援するため、引き続きこのような取組が必要である。

○ **罹災証明の迅速な発行【総務（防）】** <施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等>

大規模災害発生時に市町村が罹災証明書を迅速に発行できる体制を強化するため、罹災証明書の発行業務における実施体制の確保やシステムの導入を働きかけるとともに、住家被害認定の調査・判定方法についても研修を行う。

(脆弱性評価結果)

平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨等の対応状況を検証したところ、罹災証明書の発行を迅速に行うことが、被災者が生活再建を進めるために重要であり、そのためには、住家被害の認定調査の簡素化や、平時からの調査・判定方法等の研修等、大規模災害発生時に市町村が罹災証明書を迅速に発行できる体制の整備が必要である。

○ **民間事業者等との連携強化【総務（防）】**

<施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等>

災害発生時に、物資供給や専門人材の確保に向けた応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業者等との災害に関する応援協定の締結を推進する。

災害発生時に速やかに応援体制を構築できるよう、災害に関する応援協定を締結する団体と平常時から情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化を図る。

(脆弱性評価結果)

災害発生時には、行政機関の職員や備蓄物資等だけでは、災害に十分対応することが難しい。よって、物資供給や専門人材の確保に向けた応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業者等との災害に関する応援協定の締結を推進していく必要がある。

あわせて、災害発生時に速やかに応援体制を構築できるよう、災害に関する応援協定を締結する団体と平常時から情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化を図る必要がある。

○ **被災者支援業務等におけるデジタル技術の活用【総務（防）】**

<施策分野：⑮デジタル活用>

被災者が災害発生後に速やかに生活再建に着手するためには、各種被災者支援手続き

を迅速に行う必要があることから、デジタル技術の活用等による業務の迅速化・効率化を図るため、これら被災者支援システムの導入について積極的に検討するよう、市町村に対し情報提供に努めていく。

(脆弱性評価結果)

被災者が災害発生後に速やかに生活再建に着手するためには、各種被災者支援手続きを迅速に行うことが求められる。

デジタル技術の活用等による業務の迅速化・効率化を図るため、これら被災者支援システムの導入について積極的に検討するよう、市町村に対し情報提供が必要である。

4 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

4-1 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

○ 市町村における情報伝達手段の整備【総務（防）】

＜施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等＞

住民に確実かつ迅速に災害・防災情報が伝達されるよう、市町村に対し、情報伝達手段の多重化を促すとともに、国の財政措置に関する助言等を行う。

また、新たに災害情報共有システム（Lアラート）と連携し、市町村の災害・防災情報をテレビ、ラジオ、インターネットなど様々なメディアへ提供する。

(脆弱性評価結果)

住民に確実かつ迅速に災害・防災情報を伝達するため、市町村に対し、防災行政無線に加え、インターネットや緊急速報メールなどによる情報伝達手段の多重化を促すとともに、国の財政措置に関する助言等を行っている。

全国平均並みの進捗が図られているものの、情報伝達手段の多重化を更に促進するため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 多様な情報伝達ツールの活用【総務（防）】

＜施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等＞

住民に対し、気象情報や避難情報等を確実かつ迅速に伝達するため、ふくおか防災ナビ・まもるくんの機能強化を実施するとともに、福岡県防災ホームページ、LINE、X等の多様なツールを活用し、県民への情報伝達手段の充実強化を図る。

<重要業績指標>

- ・ 「ふくおか防災ナビ・まもるくん」登録者数【総務（防）】

220,922人（R6.12月末）→ 100万人（R10年度末）

(脆弱性評価結果)

近年、気象情報や防災情報等を住民へ伝達する手段は、テレビやメール、ホームページ、アプリ、LINE、Xなど多種多様となっている。これらの多様なツールを上手に活用し、住民へ確実かつ迅速に情報提供を行う手段の充実強化を図る必要がある。

○ 災害・防災情報の利用者による対策促進【総務（防）】

＜施策分野：⑪リスクコミュニケーション＞

県民や事業者等が災害時に災害・防災情報を確実に利活用できるよう、福岡県備蓄基本計画に基づき、県民や事業者等に対し、乾電池・モバイルバッテリー等の備蓄を働きかける。

（脆弱性評価結果）

災害・防災情報を確実に情報の受け手が受け取るためには、携帯情報端末へのエネルギー供給が重要であり、指定避難所や公共施設における非常時の電源確保について指導助言を行っている。

県民や事業者等が災害時に災害・防災情報を確実に利活用できるよう、福岡県備蓄基本計画に基づき、情報の送り手側である公助（県・市町村）による発電機等の備蓄だけでなく、情報の受け手側である県民や自主防災組織、事業者等に対し、乾電池・モバイルバッテリー等の備蓄を働きかけており、引き続きこのような取組が必要である。

4-2 エネルギーの長期にわたる供給停止

○ 各主体と連携したエネルギー需給の確保【総務（防）、環境】

＜施策分野：③エネルギー＞

「福岡県地域エネルギー政策研究会報告書」（平成27年3月）の提言を踏まえ、エネルギーを最大限効率的に利用するとともに、環境にも配慮したエネルギーが安価かつ安定的に供給される社会を目指し、更なるエネルギー施策の充実に努め、ブラックアウト（大規模停電）などエネルギーインフラ（送電線・ガス管等）が途絶した場合の供給・分配手段の確保も含め、事業者や県民等にも働きかける。

また、エネルギーインフラの災害対応力の強化を図るため、広域的な電力融通を可能とする地域間連系線の早期増強などについて、国に対し提言を行う。

あわせて、電力事業者との協定を活用し、災害時の停電復旧作業の連携体制の強化を図る。

＜重要業績指標＞

・ **再生可能エネルギー発電設備導入容量【環境】**

338万kW（R6年度末）→ 405万kW（R8年度末）

（脆弱性評価結果）

エネルギーを安定的に確保するため、事業者における省エネルギー対策の支援、地域の資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進に向けた施策を展開するなど、需給両面での取組を進めている。

また、エネルギーを災害時においても確実に確保するためには、エネルギーインフラ（送電線・ガス管等）の災害対応力の強化を図ることが不可欠であり、非常用電源の普及促進や地域内でのエネルギー自給力の強化を図るとともに、広域的な電力融通を可能とする地域間連系線の早期増強などについて国に提言している。

エネルギーを安定的に確保するため、エネルギーを巡る情勢の変化に対応した取組が必要である。

あわせて、電力事業者との協定を活用し、長期停電に備え、災害時の停電復旧作業の連携体制の強化を図っていく必要がある。

- ・ **災害時における停電復旧作業の連携等に関する協定（九州電力（株）、九州電力送配電（株））
令和3年5月締結**

○ 県の発電施設の老朽化対策【企業】

＜施策分野：③エネルギー、⑭老朽化対策・研究開発＞

県企業局が運営する水力発電所の施設及び設備の老朽化対策として、発電所ごとに策定した修繕（更新）計画に基づき、修繕工事を実施する。

＜重要業績指標＞

- ・ H18 年度劣化診断に基づく発電用水路隧道・放水路補修工事実施率（補修対象延長 2,677 m）【企業】
100%（H29 年度末）→ 維持

（脆弱性評価結果）

県企業局が運営する 3 水力発電所の施設及び設備の老朽化対策として、劣化状況の的確な把握、発電所ごとに策定した修繕（更新）計画に基づく発電設備や水路の点検・修繕等を計画的に行っている。

県の発電施設の更なる老朽化対策を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 高圧ガス事業者に対する保安支援【総務（防）】＜施策分野：④産業＞

高圧ガス事故撲滅のため、高圧ガス取扱事業者に対し、類似事故の再発防止対策の提唱、保安支援活動、保安技術の指導教育及び提供などを行うとともに、関係法令に基づく許可や検査、指導のほか、高圧ガス関係団体主催の保安講習会への講師派遣等を行う。

＜重要業績指標＞

- ・ 高圧ガス事故発生件数【総務（防）】
39 件（R1～R5 年平均）→ 20 件未満

（脆弱性評価結果）

高圧ガス取扱事業者に対し、県、高圧ガス関係団体及び大学で構成する福岡県高圧ガス保安推進会議（平成 21 年度設置）を通じて類似事故の再発防止対策の現場保安支援活動、保安技術の指導教育などを行うとともに、県として関係法令に基づく許可や検査、指導のほか、高圧ガス関係団体主催の保安講習会への講師派遣等を行っている。

高圧ガス事故撲滅のため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 電源としての水素エネルギーの活用【商工】＜施策分野：③エネルギー＞

災害時には、FCV（燃料電池自動車）や定置用燃料電池等が非常用電源として活用されているケースもあることから、非常用電源の多様化という観点も踏まえ、水素エネルギーの普及を図る。

（脆弱性評価結果）

災害時の停電発生を想定し、非常用電源等の電源確保に努めることが重要である。

FCV（燃料電池自動車）や定置用燃料電池等が非常用電源として活用されているケースもあることから、非常用電源の多様化という観点も踏まえ、水素エネルギーの普及を図る必要がある。

4-3 上下水道施設等の長期にわたる機能停止

○ 水資源の確保【県土】＜施策分野：①住宅・都市＞

- ・ 雨水の有効利用

雨水の有効利用を推進するため、情報発信力のある学校等への雨水タンクの設置、ホームページ等を活用した普及啓発を実施する。

- ・ ダム群連携の促進

筑後川水系の河川環境の維持と既得用水の安定化のため、筑後川水系ダム群連携事業の促進を図る。

(脆弱性評価結果)

・ 雨水の有効利用

雨水は利用可能な身近な水資源であり、水の有効利用の観点からも雨水の利用推進を図ることが必要である。

・ ダム群連携の促進

筑後川水系では、夏場の不特定用水の確保が遅れており、降雨が少ない時は、河川の流量が減少する傾向がみられ、河川環境の保全や既得用水の取水に支障をきたすことがある。河川環境の維持と既得用水の安定化のため、引き続き独立行政法人水資源機構に働きかけ筑後川水系ダム群連携事業の促進を図る必要がある。

○ **福岡導水施設の耐震化【県土】** <施策分野：①住宅・都市>

大規模な地震に対する耐震性を確保し、水道用水の安定供給を図るため、福岡導水施設地震対策事業の促進を図る。

(脆弱性評価結果)

福岡導水施設は通水を開始してから 40 年以上が経過しており、耐震性の確保及び老朽施設の補修を速やかに実施しなければならないことから、引き続き独立行政法人水資源機構に働きかけ、福岡導水施設地震対策事業の促進を図る必要がある。

○ **工業用水道施設の老朽化・耐震対策【企業】**

<施策分野：④産業、⑭老朽化対策・研究開発>

県企業局が運営する工業用水道の老朽化対策として、工業用水道ごとに策定した修繕（更新）計画に基づき、耐震化を踏まえた浄水施設、送水施設、配水施設等の改良工事及び送・配水管の布設替工事を実施する。

<重要業績指標>

・ 荇田工業用水道施設の改良工事実施率【企業】

96.4%（R5 年度末）→ 100%（R9 年度末）

・ 大牟田工業用水道施設の改良工事実施率【企業】

100%（H29 年度末）→ 維持

・ 鞍手・宮田工業用水道施設の改良工事実施率【企業】

100%（R3 年度末）→ 維持

(脆弱性評価結果)

県企業局が運営する 4 工業用水道の各水道施設及び設備の老朽化対策として、劣化状況を的確に把握するとともに、工業用水道ごとに策定した修繕（更新）計画に基づく取水施設、浄水施設及び配水施設の更新等を計画的に行っている。

また、工業用水道施設の耐震対策として、平成 24 年度から国の補助事業を活用し、各工業用水道の取水施設、浄水施設及び配水施設の耐震化を進めている。

老朽化対策及び耐震化の更なる推進を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

○ **上下水道一体での地震対策【建築】** <施策分野：①住宅・都市>

市町村等の事業者に対し、上下水道耐震化計画等に基づく上下水道施設の計画的な耐震化や国庫補助の活用について助言を行うなど、国と連携して耐震化を促す。

また、県が管理する流域下水道施設については、福岡県流域下水道総合地震対策計画及び上下水道耐震化計画に基づき、耐震化を実施していく。

＜重要業績指標＞

- ・ 避難所や災害拠点病院等の重要施設につながる上下水道管の耐震化率
54% (R5 年度末) → 70% (R11 年度末)

(脆弱性評価結果)

令和6年に発生した能登半島地震では、特に耐震化未実施であった上下水道施設に甚大な被害が発生し、上下水道施設が長期にわたって機能停止したため、被災者の生活に大きな影響があった。

上下水道施設の長期にわたる機能停止を回避するため、耐震化を促進させる必要があり、特に避難所や災害拠点病院等の重要施設に接続している管路については、重点的かつ迅速に取り組む必要がある。

○ 下水道BCPの実効性の確保【建築】＜施策分野：①住宅・都市＞

県が管理する8流域下水道及び市町が管理する公共下水道において、下水道BCPの情報を適宜更新し、定期的に訓練を実施することにより、実効性を高めていく。

(脆弱性評価結果)

下水道事業を実施している県及び市町においては、大規模地震や水害等の自然災害により下水道施設等が被災した場合でも、迅速かつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復するために、下水道BCPを策定している。

今後とも下水道BCPの情報を適宜更新し、定期的に訓練を実施することにより、実効性を高める必要がある。

○ 農業集落排水施設の老朽化対策【農林】

＜施策分野：⑥農林水産、⑭老朽化対策・研究開発＞

農業集落排水施設の老朽化対策を進めるため、農業農村整備事業管理計画に掲載されている地区について、市町村が行う最適化構想に基づく老朽化対策に必要な情報提供や助言を行う。

(脆弱性評価結果)

農業集落排水施設については、市町村において、老朽化（供用開始後20年経過）した施設の機能診断を実施し、最適整備構想を策定している。

今後は、最適整備構想による効率的な維持管理・更新等を行うため、情報提供や助言等により支援していくことが必要である。

○ 浄化槽の整備【環境】＜施策分野：⑧環境＞

老朽化した単独処理浄化槽から災害に強く早期に復旧できる合併処理浄化槽への転換を促進するため、市町村が行う浄化槽整備事業に要する経費の一部を補助する。

(脆弱性評価結果)

浄化槽については、福岡県汚水処理構想に基づき、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強く早期に復旧できる合併処理浄化槽への転換を促進する必要があり、市町村が行う浄化槽整備事業に要する経費の一部を補助している。

合併処理浄化槽への転換を一層促進するため、引き続きこのような取組が必要である。

4-4 交通インフラの長期にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

○ 鉄道施設の改良、更新【市町村】＜施策分野：⑤交通・物流＞

鉄道輸送の安全を確保するため、国、関係市町村と協調し、地域鉄道の事業者が行う鉄道施設の改良、更新等に要する経費の一部を補助する。

(脆弱性評価結果)

鉄道の安全性の向上に資する設備の整備を通じて輸送の安全を確保するため、鉄道施設の改良、更新を実施し、予防保全による防災・減災対策の強化が必要である。

○ **道路の法面・盛土等の防災対策【県土】** <施策分野：⑤交通・物流>

長大切土や高盛土、自然斜面等の存在する道路において点検や巡視等の結果を踏まえ、防災対策を推進する。

特に、緊急輸送道路においては大規模災害時の緊急輸送を確保するため、長大切土や高盛土を定期的に点検し、点検で得られた施設の状態を踏まえた措置を実施する。

(脆弱性評価結果)

令和6年能登半島地震では、土砂災害等により道路ネットワークが寸断されたことで、多数の孤立集落が発生し、また被災状況の把握や復旧作業が遅延することとなった。このため、降雨や地震等の自然災害の影響を大きく受ける法面や盛土等の防災対策を推進し、災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。

○ **緊急輸送道路の整備【県土】** <施策分野：⑤交通・物流>

大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路に位置づけられた道路については、新設電柱の占用を制限した上で、改良整備などを重点的に進める。

(脆弱性評価結果)

大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路に位置づけられた道路については、新設電柱の占用を制限した上で、改良整備などを重点的に行っている。

大規模災害発生時の輸送手段の確保、風水害に対する安全性の確保を図るため、引き続き道路の整備に関するプログラムを踏まえた取組が必要である。

○ **重要物流道路の整備【県土】** <施策分野：⑤交通・物流>

物流上重要な道路輸送網として指定されている「重要物流道路」及び重要物流道路の脆弱区間の代替機能、重要物流道路から防災拠点（備蓄基地・総合病院等）へのアクセス機能を有する「代替・補完路」について、災害時においても安定的な輸送を確保するため、改良整備などを重点的に進める。

(脆弱性評価結果)

物流上重要な道路輸送網として指定されている「重要物流道路」及び重要物流道路の脆弱区間の代替機能、重要物流道路から防災拠点（備蓄基地・総合病院等）へのアクセス機能を有する「代替・補完路」について、災害時においても安定的な輸送を確保するため、改良整備などを重点的に進める。

大規模災害発生時において、被災する道路から救援する道路への転換を図るため、引き続き道路の整備に関するプログラムを踏まえた取組が必要である。

○ **道路橋の耐震補強【県土】** <施策分野：⑤交通・物流>

大規模災害時に被害を最小限に留め、安定的な交通を確保するため、緊急輸送道路や同道路を跨ぐ橋梁及び、鉄道を跨ぐ橋梁の耐震化を優先的に進める。

<重要業績指標>

- ・ **耐震対策が必要な橋梁（15m未満）において地震時に落橋・崩壊といった致命的な損傷を防止するための対策率【県土】**

79.7%（R6年度末）→ 100%（R8年度末）<県管理橋梁>

(脆弱性評価結果)

平成7年兵庫県南部地震や平成28年熊本地震では、被災直後の緊急・救急活動を可能とする道路ネットワークの確保が課題となった。このため地震発生時における道路橋の落橋や崩壊といった致命的な損傷を防止するための対策が必要である。

○ **道路施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）【県土】**

＜施策分野：⑤交通・物流、⑭老朽化対策・研究開発＞

道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとに策定した個別施設計画に基づき、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策を行う。

＜重要業績指標＞

- ・ **橋梁架換え事業着手済み橋数【県土】**

54 橋 (R6 年度末) → 62 橋 (R8 年度末)

(脆弱性評価結果)

道路施設の多くは、高度経済成長期以降に集中的に整備されており、今後、建設後50年以上経過する施設の割合が急速に高まることが課題となっている。

このため、施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じる予防保全型インフラメンテナンスへ早期に移行するための措置を行い道路施設のライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続的な維持管理の実現を図る必要がある。

○ **市町村道路施設の老朽化対策支援（戦略的な維持管理・更新）【県土】**

＜施策分野：⑤交通・物流、⑭老朽化対策・研究開発＞

市町村が道路施設の修繕や更新を効果的、効率的に行うことができるように、国、県、市町村、高速道路会社等の道路管理者で構成する「道路メンテナンス会議」（平成26年6月設置）や、橋梁の点検・診断・修繕に関する技術講習会などにより市町村への技術的な助言、指導等の支援を行う。

＜重要業績指標＞

- ・ **市町村橋梁点検等技術講習会 毎年度実施【県土】**

実施 (R6 年度) → 継続

(脆弱性評価結果)

道路施設の多くは、高度経済成長期以降に集中的に整備されており、今後急速に老朽化していくことが懸念される。市町村においては、財政状況が厳しく、技術者も不足しているため、道路施設の修繕や更新を効果的、効率的に実施していくことが重要な課題となっている。

○ **維持管理における新技術等の活用【県土】**

＜施策分野：⑤交通・物流、⑭老朽化対策・研究開発＞

個別施設計画に基づくメンテナンスサイクルを確立し、戦略的な維持管理を行うため、ロボットやAI等を活用した維持管理の効率化・省力化に向けた取組を進める。

(脆弱性評価結果)

インフラの老朽化、技術者の高齢化や担い手不足が進行する中で、限られた人員での維持管理が求められることとなり、このため、新技術等を活用することにより維持管理業務の質を維持したうえで、業務効率をこれまで以上に向上させる必要がある。

○ 道路啓開の実効性の向上【県土】＜施策分野：⑤交通・物流＞

福岡県道路啓開計画の実効性を向上させるために、関係機関の連携・協力のもと定期的な訓練を実施していくとともに、計画の継続的な見直しに取り組む。

（脆弱性評価結果）

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を契機に大規模災害時に最低限度の道路通行機能を確保する目的で福岡県道路啓開計画を策定している。社会情勢の変化を踏まえながら、計画の実効性を向上させていく必要がある。

○ 無電柱化の推進【県土】＜施策分野：⑤交通・物流＞

災害時の電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、緊急輸送道路における電柱の新設を制限するとともに、低コスト手法を活用した無電柱化を関係事業者と協力し推進する。

＜重要業績指標＞

- ・ 県管理道路の無電柱化延長（整備延長）
16.8km（R5 年度末）→ 19.7km（R10 年度末）

（脆弱性評価結果）

災害時の電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、電線管理者と協議の上、無電柱化を推進している。

無電柱化のコストが高いこと、関係事業者や地元との調整が困難なこと、道路幅が狭いことから、整備が進んでいない。

○ 道路の雪寒対策の推進【県土】＜施策分野：⑤交通・物流＞

集中的な大雪に備え、冬期の安定した道路交通を確保するため、除雪計画を策定する。

また大雪時には、道路利用者への情報発信や、関係機関と連携し事前の通行規制等を行う。規制後は、融雪剤散布やグレーダー除雪等の除雪作業を実施し道路交通の早期復旧を図る。

（脆弱性評価結果）

近年、集中的な大雪により、大規模な車両滞留や長時間・広範囲に通行止めが発生し、県民生活や企業活動に影響を及ぼしている。このため、大雪時に車両滞留を発生させないよう、自動車利用の抑制、事前の通行規制及び除雪作業に取り組む必要がある。

○ 生活道路の整備【県土】＜施策分野：⑤交通・物流＞

災害時における地域交通網を確保するため、幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、県民の安心・安全を確保するための道路整備を進める。

（脆弱性評価結果）

幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、県民の安全・安心を確保するための道路整備を行っている。

災害時においても機能する地域交通網の確保により孤立集落の発生を回避し、被災地への人員・物資の輸送を迅速に行うため、引き続き道路の整備に関するプログラムを踏まえた取組が必要である。

○ 港湾BCPの充実【県土】＜施策分野：⑤交通・物流＞

大規模災害や感染症発生時に緊急物資の輸送や復旧作業といった優先業務に取り組むとともに、経済活動や災害対応において港湾が担う重要な機能を維持するため、航路啓

開計画やフェーズ別対応計画（地震・津波）の追加、発災を想定した訓練の実施等、港湾BCPの充実化及びその実効性向上を図る。

＜重要業績指標＞

- ・ 重要港湾（苅田港・三池港）の港湾BCP（事業継続計画）の充実及び実効性の向上を目的とした新任者向け説明会及び訓練の実施【県土】
新任者向け説明会及び訓練の実施 年1回（R6年度末）
→ 新任者向け説明会及び訓練の実施 年1回（R9年度末）

（脆弱性評価結果）

大規模災害や感染症発生時に緊急物資の輸送や復旧作業といった優先業務に取り組むとともに、低下した物流機能をできる限り早期に回復できるよう、重要港湾である苅田港及び三池港の港湾BCP（高潮編等）の策定を行っている。

経済活動や災害対応において港湾が担う重要な機能を維持するため、航路啓開計画やフェーズ別対応計画（地震・津波）の追加、発災を想定した訓練の実施等、港湾BCPの充実化及びその実効性向上を図る必要がある。

○ 発災時の情報収集ツールとしてのサイバーポートの活用【県土】

＜施策分野：⑮デジタル活用＞

国土交通省が構築したサイバーポートを活用し、発災時において被害を受けた港湾施設の情報やその施設の利用状況等を即座に把握することで、港湾機能の早期復旧を図るとともに、受援体制や情報共有体制を強化する。

（脆弱性評価結果）

サイバーポートを発災時の情報収集ツールとして活用するため、重要港湾については港湾施設の登録が完了しているが、すべての港湾について早急に登録する必要がある。

○ 空港の整備【市町村】＜施策分野：⑤交通・物流＞

福岡空港及び北九州空港で策定された「A2-BCP（空港業務継続計画）」が、自然災害発生時においてしっかりと機能するよう、訓練を実施するなど対策を講じる。

（脆弱性評価結果）

福岡空港及び北九州空港で策定された「A2-BCP（空港業務継続計画）」が、自然災害発生時においてしっかりと機能するよう、訓練を実施するなど対策を講じる必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

○ 企業BCPの策定促進【商工】＜施策分野：④産業＞

福岡県中小企業団体中央会が行う連携事業継続力強化計画の策定支援、福岡県中小企業振興センターが行う窓口相談やセミナー開催などの取組に加え、商工会・商工会議所と市町村が連携して行うワークショップ等の取組を支援し、中小企業等へのBCP策定の必要性や策定方法等の周知を図る。

(脆弱性評価結果)

中小企業に対して、災害が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ることを促すことが極めて重要である。そのため、中小企業等へのBCP策定の必要性や策定方法等の周知を図るため、商工会・商工会議所と市町村が連携して行うワークショップや周知活動等の取組みを支援している。

また、福岡県中小企業団体中央会が行う連携事業継続力強化計画の策定支援、福岡県中小企業振興センターが行う窓口相談やセミナー開催などの取組を支援している。

緊急事態における損害の最小化と事業の継続・早期復旧のため、今後も策定普及や効果的な運用に向けた取組が必要である。

○ **事業継続力強化支援計画の策定促進【商工】** <施策分野：④産業>

県内事業所の事業継続力を強化するため、商工会・商工会議所が市町村と共同で作成する、防災意識の向上活動、事業継続計画（BCP）の作成支援、災害発生時の情報収集等を定めた支援計画の策定を促進する。

<重要業績指標>

・ **事業継続力強化支援計画の認定状況【商工】**

93.3% (R6.10) → 100% (R9年度末)

(脆弱性評価結果)

近年、激甚災害に指定されるような自然災害が多発し、今後、気候変動による更なる災害リスクの増加が想定されることを踏まえ、自然災害その他の事象が事業活動に与える影響の認識など、小規模事業者に対して最低限の事業継続力強化の取組を促すこと等は、喫緊の課題となっている。

さらに、新型コロナウイルス感染症（ワクチン等の予防策や有効な治療方法が開発されていない段階にある感染症を言います。）などの未知の感染症の流行時にどのような取組を行えば良いのか、そのためには平時からどのような対応を行うべきかをまとめておくことも有用である。

このことから、県内事業所の事業継続力を強化するため、商工会・商工会議所が市町村と共同で作成する、防災意識の向上活動、事業継続計画（BCP）の作成支援、災害発生時の情報収集等を定めた支援計画の策定を促進する必要がある。

○ **商工業者への事業継続支援【商工】** <施策分野：④産業>

県、商工会・商工会議所、中小企業振興センター、中小企業団体中央会、信用保証協会、金融機関、中小企業診断士などの専門家などで構成される地域中小企業支援協議会を中心に、中小企業支援に連携して取り組むとともに、被災時には、各構成機関の支援メニューや国の支援制度を活用することにより、被災商工業者の事業の再開・継続を総合的に支援する。

(脆弱性評価結果)

被災商工業者の事業の継続、早期再開のためには、個々の状況に応じた支援を行う必要がある。このため、平時から県と市町村、商工団体等間の連絡体制を整備し、情報を共有するなど、関係機関の連携体制を整えている。

被災商工業者の早期復興と経営安定のため、引き続き、このような取組が必要である。

○ **代替性確保や信頼性を高めるための道路整備【県土】** <施策分野：⑤交通・物流>

・ 下関北九州道路の実現に向けた取組

老朽化が進む関門橋及び関門トンネルの多重性・代替性を確保する観点から、信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、下関北九州道路の早期事業化に向け、引き続き国への働きかけを行う。

- 東九州自動車道 4 車線化の実現に向けた取組

高速道路の通行をできるだけ止めない、また、仮に被災しても通行機能を迅速に回復できる信頼性の高い高速道路へと強化するためには、東九州自動車道の 4 車線化が不可欠である。

暫定 2 車線区間のうち対面通行となる区間では、中央分離帯の設置ができず、事故が重大化しやすい等安全性に課題があるほか、大規模災害時における多重性・代替性の確保の観点からも、4 車線化による信頼性の高い道路ネットワークの構築を行う。

東九州自動車道の早期 4 車線化について早期に事業化するよう、引き続き国への働きかけが必要である。
- 国道 201 号八木山バイパス 4 車線化に向けた取組

国道 201 号の八木山バイパスは、平成 26 年 10 月の無料化以降、交通量が倍増し、交通混雑や事故の急増、並びに事故や積雪に起因した長時間の通行止めの発生など、道路交通の定時性、安全性が損なわれている。また、大規模災害時における多重性・代替性の確保の観点からも、この八木山バイパスの早期 4 車線化について、引き続き国に働きかけを行う。

(脆弱性評価結果)

- 下関北九州道路の実現に向けた取組

本州と九州を結ぶ関門橋及び関門トンネルは、近年、施設の老朽化に伴う補修工事や悪天候、事故の発生による通行制限が頻繁に行われており、加えて大規模災害時には長期にわたる通行規制が懸念される。このため、多重性・代替性の確保の観点からも信頼性の高い道路ネットワークの構築が必要である。

下関北九州道路の早期事業化に向け、引き続き国への働きかけが必要である。
- 東九州自動車道 4 車線化の実現に向けた取組

北九州市から日南市までが直結している東九州自動車道は、暫定 2 車線区間の速度低下による渋滞や、事故や工事による通行止めの発生などにより、道路交通の定時制、安全性が損なわれている。

現在、一部区間において 4 車線化が行われているものの、大規模災害時など「いざという時」にこそ確実に機能する道路ネットワークを構築するとともに、走行車両の重大事故を低減するために、東九州自動車道の早期全線 4 車線化について国への働きかけを行う必要がある。
- 国道 201 号八木山バイパス 4 車線化に向けた取組

国道 201 号の八木山バイパスは、平成 26 年 10 月の無料化以降、交通量が倍増し、交通混雑や事故の急増、並びに事故や積雪に起因した長時間の通行止めの発生など、道路交通の速達性、安全性が損なわれている。また、大規模災害時における多重性・代替性の確保の観点からも、この八木山バイパスの早期 4 車線化整備を引き続き国に働きかける必要がある。

○ 広域的な避難路となる高規格道路等へのアクセス強化【県土】

＜施策分野：⑤交通・物流＞

港湾・空港等の物流拠点と高規格道路を結ぶ道路の整備を進めることで、平常時の円滑な物流のみならず、大規模災害時の災害対応力の強化に資する道路ネットワークの構築を推進している。

(脆弱性評価結果)

平常時の円滑な物流のみならず、大規模災害時における災害対応力の強化に資する道路ネットワークの構築を推進している。

災害時の広域避難や救援物資輸送に資する高規格道路等へのアクセス性向上を図るために、引き続き道路の整備に関するプログラムを踏まえた取組が必要である。

○ 広域道路ネットワークの整備【県土】＜施策分野：⑤交通・物流＞

大規模な自然災害発生時における人流・物流を確保するため、高規格道路の整備、既存の高規格道路の4車線化やミッシングリンクの解消、環状機能の強化、代替路や補完路の整備によるネットワークの多重化を推進する。

道路ネットワーク機能を十分に発揮できるよう高規格道路から日常生活道路まで階層的に整備を行い、道路網の連携強化を図るため、引き続きこのような取組を行う。

(脆弱性評価結果)

大規模な自然災害発生時においても、道路の機能を十分に発揮させ、広域的な人流・物流を確保する必要がある。

道路ネットワーク機能を十分に発揮できるよう高規格道路から日常生活道路まで階層的に整備を行い、災害に強い道路網の連携強化を図るため、高規格道路の整備、4車線化やミッシングリンクの解消、環状機能の強化、代替路・補完路などの整備を推進する必要がある。

○ 港湾施設の耐震・耐波性の強化【県土】＜施策分野：⑤交通・物流＞

陸上輸送が遮断された場合でも、緊急物資の海上輸送機能が確保できるようにするため、貨物量の増加や船舶の大型化に対応したふ頭の整備など、港湾施設の機能拡充を進めるとともに、港湾施設の耐震・耐波性の強化を進める。

(脆弱性評価結果)

陸上輸送が遮断された場合でも、緊急物資の海上輸送機能が確保できるようにするため、貨物量の増加や船舶の大型化に対応したふ頭の整備など、港湾施設の機能拡充を進めるとともに、港湾施設の耐震・耐波性の強化を進める必要がある。

また、県管理港湾の臨港道路については、対策が必要となる橋梁の耐震化工事が完了しており、荇田港では、耐震強化岸壁の整備も完了している。港湾管理施設の更なる機能拡充や安全性確保を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

5-2 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

○ 大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等【環境】＜施策分野：⑧環境＞

県民の健康被害のリスクを軽減するため、大気汚染物質、公共用水域・地下水の水質汚濁状況及び大気・水質・土壌中のダイオキシン類の常時監視及び結果の公表、事業場への立入検査や事業者への指導を行う。

災害時における大気環境の観測体制及び注意情報の発信体制並びに環境中の有害物質のモニタリング体制を確保する。

災害時に備え、平時から有害物質等を使用・貯蔵している事業場の情報を関係機関で共有する体制を確保するとともに、被災建築物等の石綿調査体制を関係団体等と連携して確保する。

有害物質の漏出等により住民の生命身体に危険の恐れがあると認められる場合は、市町村やマスコミを通じて、県民に対し、周知等を行う。

また、土壌汚染については、土地所有者等に対し、適切な土壌汚染対策を指導する。

（脆弱性評価結果）

大気環境や水質、土壌の保全等を図り、県民の健康被害のリスクを低減するため、大気汚染物質、水質汚濁状況及びダイオキシン類の常時監視や、事業者等に対する指導等を行っており、引き続きこのような取組が必要である。

また、災害時にも大気汚染情報の観測・発信を継続できる体制や、環境中の有害物質のモニタリングを実施できる体制、有害物質等を使用する事業場等の情報を関係機関で共有できる体制を確保するとともに、被災した建築物等からの石綿飛散を防止する体制を確保する必要がある。

○ **毒物劇物の流出等の防止【保健】** <施策分野：⑧環境>

災害に起因する毒物劇物の流出等を防ぐため、関係行政機関や取扱事業者との連絡・協力体制の確保を図るとともに、毒物劇物の営業者等への立入調査等による取扱事業者に対する管理徹底の指導、県ホームページを活用した事故未然防止対策等の情報発信を行う。

（脆弱性評価結果）

災害に起因する毒物劇物の流出等を防ぐため、毒物劇物の営業者等への立入調査や講習会の開催等による取扱事業者に対する管理徹底の指導、県ホームページを活用した毒物劇物の事故未然防止対策等の情報発信、事故発生時における関係行政機関及び取扱事業者との連絡・協力体制の確保等を行っている。

毒物劇物の流出防止のため、引き続きこのような取組が必要である。

5-3 海上・臨海部における広域複合災害の発生

○ **石油コンビナート等における耐災害性の向上【総務（防）】** <施策分野：④産業>

石油コンビナート等における災害に備え、令和3年度に改定した石油コンビナート等防災計画に基づき、平常時から防災関係機関や特定事業者等と情報を共有するとともに、訓練を実施し、結果を検証して、関係機関の防災力の向上を図る。

<重要業績指標>

- ・ **石油コンビナート等総合防災訓練の実施件数【総務（防）】**
年1回（R5年度） → 毎年度実施

（脆弱性評価結果）

石油コンビナート等における災害に備え、昭和51年に石油コンビナート等防災計画を策定し、平成元年及び平成8年には、アセスメント調査を実施し、必要な見直しを行ってきた。

平成25年、国の防災アセスメント策定指針により、新たに評価すべき項目として示された、津波や長周期・短周期地震動による被害等に対応するため、平成26年度、防災アセスメント調査を実施し、その結果を計画に反映させた。

令和3年、豊前地区が特別防災区域から解除されたことに伴い、計画の改正を行った。

石油コンビナート等における災害に備え、計画に基づいて、引き続き訓練を実施し、その結果を検証して、必要に応じ、計画を改定していく必要がある。

5-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響

○ **農業水利施設の老朽化対策【農林】** <施策分野：⑥農林水産、⑭老朽化対策・研究開発>

農業生産力の維持安定を図るため、農業農村整備事業管理計画に掲載されている県が造成した基幹的農業水利施設について、個別施設計画に基づき、計画的な維持管理や施設の更新を行い、老朽化対策を推進する。

(脆弱性評価結果)

農業生産力の維持安定を図るため、県が造成した基幹的農業水利施設の機能診断を行い、劣化状況に応じた補修・更新等の個別施設計画を策定し、施設の老朽化対策に取り組んでいる。
農業生産力の維持安定を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

○ **農地の防災・減災対策【農林】** <施策分野：⑥農林水産、⑭老朽化対策・研究開発>

農地の湛水被害の防止・軽減を図るため、湛水被害が生じている、又は生じる恐れのある地域を対象として、市町村と協議の上、排水機、排水樋門、農地等の整備を進める。

また、県が管理する地すべり防止施設について、個別施設計画に基づき、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。

これらの整備により、農業農村整備事業管理計画に掲載されている地区での農地の防災・減災対策を推進する。

(脆弱性評価結果)

既存の農地の湛水被害のリスクを軽減し、生産力を維持安定させるため、湛水被害が生じている又は生じるおそれのある地域を対象として、市町村と協議の上、排水機、排水樋門、農地等の整備を実施している。

また、地すべり防止区域内の農地を保全するため、地表水、地下水の処理及び抑止工等の地すべり防止工事を実施するとともに、地すべり防止施設の個別施設計画を策定しており、計画に基づく効率的な維持管理・更新を行っている。

農地に係る防災・減災対策の更なる強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

○ **農道・林道の整備、保全【農林】** <施策分野：⑥農林水産>

農業農村整備事業管理計画に掲載されている農道及び地域森林計画の「林道の開設及び拡張に関する計画」に掲載されている林道の整備を進める。

また、災害時に避難路や輸送道路の代替・迂回道路としての活用が期待されている農道・林道の整備を行うとともに、農道・林道を管理している市町村が実施する、トンネルや橋梁の維持管理・更新等に対し支援を行う。

(脆弱性評価結果)

避難路や輸送道路となる主要道路が被災し途絶した場合の代替道路や迂回道路としての活用が期待されている農道・林道の整備を行っているところであり、農道・林道を管理している市町村では、対象となるトンネル、橋梁等施設の個別施設計画を策定し、効率的な維持管理・更新等に取り組んでいる。

○ **卸売市場の流通機能の保全【農林】** <施策分野：⑥農林水産>

大規模災害時でも卸売市場が機能するように、施設の耐災害性の強化、事業者によるBCPの策定を促進する。

また、卸売市場における停電時の電源確保など、耐災害性の向上を促進する。

(脆弱性評価結果)

大規模災害時でも卸売市場の流通機能を維持し、県民の生活に支障を来さないようにすることが必要である。

○ **生乳・食肉施設の停電時の電源確保対策【農林】** <施策分野：⑥農林水産>

生乳・食肉の持続可能な生産・流通を確保するため、停電時の対応計画を作成すると

ともに、酪農家、乳業施設及び食肉処理施設の停電時の非常用電源設備の導入等を推進する。

＜重要業績指標＞

- ・ 生乳・食肉処理施設の停電時の対応計画の作成率【農林】
100%（R5年度末）→ 100%（R9年度末）

（脆弱性評価結果）

生乳・食肉の持続可能な生産・流通を確保するため、停電時の対応計画を作成するとともに、酪農家、乳業施設及び食肉処理施設の停電時の非常用電源設備の導入が必要である。

○ 農業用ハウスの補強【農林】＜施策分野：⑥農林水産＞

近年の台風、大雪等による被害発生を踏まえ、十分な耐候性がない農業用ハウスについて、ハウスの補強や防風ネットの設置等の対策を支援する。

（脆弱性評価結果）

近年の台風、大雪等による被害発生を踏まえ、十分な耐候性がない農業用ハウスについて、ハウスの補強や防風ネットの設置等の対策を実施する必要がある。

○ 漁港施設の老朽化対策【農林】＜施策分野：⑥農林水産、⑭老朽化対策・研究開発＞

県内の流通及び防災拠点となる漁港において、陸揚岸壁の耐震・耐津波対策に取り組む。

また、県内の全漁港において、安全性を確保し、長寿命化を図るための対策に取り組む。

＜重要業績指標＞

- ・ 陸揚岸壁が耐震・耐津波化された流通・防災拠点漁港の割合【農林】
50%（R5年度末）→ 100%（R8年度末）

（脆弱性評価結果）

漁港施設の老朽化対策として、県内の流通及び防災拠点となる漁港において、個別施設計画に基づき対策を実施している。また、陸揚岸壁の耐震・耐津波対策にも取り組んでおり、漁港施設の更なる強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

5-5 農地・森林等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

○ 園芸産地の防災・減災対策【農林】＜施策分野：⑥農林水産＞

度重なる被害を受けている園芸産地の維持・発展を図るため、農地中間管理機構が浸水リスクが少ない土地を確保・斡旋するとともに、園芸農家が行うハウス移転等に要する経費の一部を補助する。

（脆弱性評価結果）

農業用ハウス等の被災者に対し、施設・機械の修繕や再取得に加え、浸水防止壁や排水ポンプの設置といった災害回避対策を支援している。

度重なる豪雨被害からの浸水リスクを回避するためには、浸水被害が少ない土地へのハウスの移転等の取組が必要である。

○ 荒廃農地対策【農林】＜施策分野：⑥農林水産＞

農業委員会が毎年実施する利用状況調査で判明した遊休農地について、調査結果を取

りまとめて国へ報告するとともに、荒廃農地の再生利用等を促進するため、市町村に対し、国庫補助事業等の活用を働きかける。

(脆弱性評価結果)

農業委員会が毎年実施する利用状況調査で判明した遊休農地について、調査結果を取りまとめて国へ報告するとともに、荒廃農地の再生利用等を促進するため、国庫補助事業等を活用して、荒廃農地の再生を支援している。

土砂災害防止にもつながる荒廃農地の解消による農地の有効利用を促進するため、引き続きこのような取組が必要である。

○ **地域における農地・農業水利施設等の保全【農林】** <施策分野：⑥農林水産>

農業・農村の有する多面的機能の発揮を促進し、担い手農家の負担軽減や集落機能維持を図るため、市町村と連携し、農業者、地域住民等で構成される活動組織が実施する水路、農道等の保全活動に対し、多面的機能支払交付金による支援を行うとともに、パンフレットの配布などによりその取組内容の普及を図る。

(脆弱性評価結果)

食料の安定供給のみならず、国土保全や自然環境の保全等農業の有する多面的機能を支える農地、農地周辺の水路、農道等の地域資源は、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となってきたことから、市町村を通じて、農業者、地域住民等で構成される活動組織により実施される水路、農道等の保全活動を支援している。

農地等の地域資源の保全管理のため、引き続きこのような取組が必要である。

- ・ **地域による農道等の保全活動の実施** 49 市町村、942 組織 (R6. 3 月)

○ **森林の整備・保全【農林】** <施策分野：⑥農林水産>

森林の荒廃を未然に防止し、土砂災害防止や二酸化炭素吸収等の公益的機能を長期的に発揮させるため、市町村が実施する強度間伐(※)による針広混交林化等に対し、福岡県森林環境税を活用して支援する。また、森林の有する多面的機能の維持・向上を図るため、森林所有者等が行う間伐等の森林整備や林野火災の拡大防止のため消化資機材等に要する経費の一部を補助する。

※ 強度間伐：公益的機能を長期的に発揮させるため、間伐率を通常より高く設定した間伐
(間伐率は一律ではなく、災害を誘発しないよう、現地に応じて適切に設定)

<重要業績指標>

- ・ **荒廃森林の整備面積【農林】**

7,900ha (R5 年度末) → 10,000ha (R9 年度末)

(脆弱性評価結果)

森林の荒廃を未然に防止し、森林の有する水源かん養や土砂災害防止、二酸化炭素吸収等の公益的機能を持続的に発揮させるため、福岡県森林環境税を活用し、市町村が実施する強度間伐による針広混交林化や流木化する可能性の高い立木の伐採・搬出等に対して支援している。

また、森林の有する多面的機能の維持・向上を図るため、市町村や森林所有者、森林組合等が行う間伐等の森林整備や林野火災の拡大防止のため消火資機材等に要する経費の一部を助成するとともに、山火事予防意識の啓発や林野火災防止パトロールを実施している。

森林荒廃の未然防止、森林の有する多面的機能の維持・向上のため、引き続きこのような取組が必要である。

○ **指定管理鳥獣捕獲等に関する対策【環境】** <施策分野：⑧環境>

自然生態系の保全は水源かん養機能や土砂災害防止機能の維持にもつながることから、動植物等の生息密度のバランスを維持するため、ニホンジカ（指定管理鳥獣）の捕獲を実施する。

(脆弱性評価結果)

増えすぎたニホンジカの食害等により生態系被害を受けた地域において、ニホンジカの個体数管理を行い、適正な生息密度を維持するため捕獲を実施している。

自然環境を保全し、自然生態系が有する水源かん養機能や土砂災害防止機能を維持するため、引き続きこのような取組が必要である。

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

○ **被災者等支援制度の周知【政策、福祉】** <施策分野：⑪リスクコミュニケーション>

被災者の生活再建に資するため、災害発生の都度、当該災害で適用される支援制度をとりまとめて、速やかに被災者に周知する。

(脆弱性評価結果)

大規模な災害が発生した場合には、人命及び財産に多大な被害をもたらす可能性があり、こうした場合には被災者の生活再建が急務となるため、各種被災者支援をまとめて「被災者支援」として、ホームページで公表を行っている。より一層の周知が必要であるため、引き続きこのような取組が必要である。

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等の不足（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）、地域コミュニティの崩壊により復興できなくなる事態

○ **地域コミュニティの活性化【市町村】** <施策分野：⑪リスクコミュニケーション>

地域コミュニティ活性化に取り組む市町村を支援するため、市町村職員や自治会役員等を対象とした研修会や活動事例報告会の開催、先進事例の情報提供等の取組を行う。

(脆弱性評価結果)

市町村における地域コミュニティ活性化の取組を支援するため、市町村職員や自治会役員等を対象とした研修会や活動事例報告会の開催、先進事例の情報提供等の取組を行っている。

地域コミュニティの更なる活性化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 県及び市町村の防災担当職員等の育成【総務（防）、農林、県土】

＜施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等＞

大規模災害時には、被災市町村の復旧に携わる職員の不足が予想されることから、技術向上のための講習会の開催による県・市町村の防災担当職員の育成や、災害アドバイザーの派遣などの取組を実施する。

＜重要業績指標＞

- ・ 県・市町村防災担当職員を対象とした講習会【県土】
年 8 回（R6 年度）→ 継続実施
- ・ 緊急初動班の訓練【総務（防）】
年 1 回実施（R5 年度）→ 継続実施

（脆弱性評価結果）

県及び市町村の防災担当職員を育成するため、講習会の開催、講師の派遣、災害復旧事業の解説 DVD の作成・配布などの取組や、実践的な能力を高めるための演習を行っている。また、防災担当職員以外では、緊急初動班員及び災害対策地方本部職員に対し、訓練・研修を行っている。職員の更なる育成のため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 迅速な応急・災害復旧のための自治体支援【総務（防）、県土】

＜施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等＞

市町村の復旧・復興を支援するため、災害復旧実務研修、防災（地震・豪雨の対応）研修などを通じて市町村職員の技術向上を図る。

市町村職員の防災意識向上や災害復旧・復興に必要な技術向上のため引き続きこのような取組を実施する。

（脆弱性評価結果）

市町村の災害復旧・復興を支援するため、市町村職員を対象に公共事業施設災害復旧業務における申請書類作成から災害査定までの一連の手續きについて、模擬査定を通じた実践的な演習を行い、国庫負担法における災害復旧事業の実務に関する講義を行っている。

また、激甚化・頻発化する豪雨災害や大規模地震の発生に備えて、災害の発生メカニズムや避難時に関する情報の提供・共有、防災気象情報の利活用、災害発生時の対応などについて講義を行っている。

このような取り組みは、市町村職員の防災意識向上や災害復旧・復興に必要な技術向上につながることから、継続して取り組むことが必要である。

○ 公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築【農林、県土】

＜施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等＞

災害時に迅速かつ円滑な復旧を図るため、建設関係業者や建設関係業界団体と復旧工事・支援業務に関する協定を締結する。

（脆弱性評価結果）

災害に備え、関係出先機関ごとに管内の建設関係業者との間で「風水災害時の緊急対策工事等に関する協定」や、県土整備部と建設関係業界団体との間で「災害復旧支援業務等に関する協定」等を締結している。

災害時に復旧業務を円滑に行える体制を確保するため、引き続きこのような協定の締結先を増やす取組が必要である。

○ **建設人材の確保・育成【農林、県土、建築】**＜施策分野：④産業＞

復旧・復興を担う建設人材の確保・育成のため、国の指針に基づき、予定価格の適正な設定、適正な労務単価の設定、発注・施工時期の平準化、週休2日制の導入による就労環境の整備や、ICT活用工事、遠隔臨場等、建設現場に情報通信技術を導入することにより、生産性・安全性の向上を図る。

（脆弱性評価結果）

災害時の建設人材不足の状況を踏まえ、復旧・復興を担う建設人材の確保・育成のため、公共工事に係る設計労務単価の適正な設定や最低制限価格の引上げ、週休2日制の導入による就労環境の整備、若年技術者採用企業に対する総合評価での加点措置等による若年人材の建設関係企業への就労促進及び定着支援等の取組を行っている。また、ICT活用工事、遠隔臨場等、建設現場に情報通信技術を導入することにより、生産性・安全性の向上を図っている。

建設人材の更なる確保・育成のため、引き続きこのような取組が必要である。

○ **災害ボランティアの活動環境等の整備【総務（防）、市町村、福祉】**

＜施策分野：⑩リスクコミュニケーション＞

災害ボランティアセンターが、地域のボランティアやNPO、企業などの多様な主体と連携した「地域協働型」の運営ができるよう、市町村社会福祉協議会等を対象とする研修・訓練や、災害ボランティアセンターを人員派遣や車両の貸出などで支援する企業の開拓等の県社会福祉協議会の取組を支援することにより、災害ボランティアの活動環境の整備を推進する。

また、県、県社会福祉協議会、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との間で締結している「災害ボランティア活動の連携支援に関する協定（令和3年3月24日締結）」により、平時から協力・連携体制の構築を図るとともに、災害時を想定した情報共有やボランティア活動の調整機能強化のための訓練を通じて、災害中間支援組織の育成・機能強化を図る。

（脆弱性評価結果）

災害ボランティアセンターが、地域のボランティアやNPO、企業などの多様な主体と連携した「地域協働型」の運営ができるよう、市町村社会福祉協議会等を対象とする研修・訓練や、災害ボランティアセンターを人員派遣や車両の貸出などで支援する企業の開拓等の県社会福祉協議会の取組を支援している。

また、災害時にボランティア活動を円滑に行うため、県、県社会福祉協議会、災害中間支援団体との間で「災害ボランティア活動の連携支援に関する協定（令和3年3月24日締結）」を締結し、災害時の情報共有会議を実施する体制を整えるなど、平時から協力・連携体制の構築や災害時の情報共有等の訓練を行うことで、災害時における災害ボランティアの活動環境の整備を推進している。

災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われる環境整備のため、引き続きこのような取組・支援が必要である。

○ **農地防災・災害アドバイザーの育成・確保【農林】**

＜施策分野：⑥農林水産、⑩行政／警察・消防／防災教育等＞

農地、農業用施設の防災や被災施設の早期復旧を推進するため、平常時の農業用施設の点検や維持管理の指導を行うほか、災害時の被害状況の調査、応急措置及び災害復旧業務への技術支援を担う農地防災・災害アドバイザーを育成・確保する。

＜重要業績指標＞

- ・ 市町村等担当職員を対象とした農地等の災害復旧事業研修会の実施
年 1 回（R5 年度）→ 継続実施
- ・ 農地防災・災害アドバイザーの登録者数【農林】
66 人（R5 年度末）→ 66 人（R8 年度末）

（脆弱性評価結果）

農地、農業用施設の防災や被災施設の早期復旧を推進するため、平常時の農業用施設の点検や維持管理の指導のほか、災害時の被害状況の調査、応急措置及び災害復旧業務への技術支援を担う農地防災・災害アドバイザーを育成・確保し、体制整備に努めており、引き続きこのような取組が必要である。

6-3 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

○ 災害廃棄物処理体制の整備【環境】＜施策分野：⑧環境＞

被災地の迅速な復旧・復興を図るため、平成 28 年 3 月に策定（令和 3 年 3 月改定）した災害廃棄物処理計画に基づき、県内の市町村や関係団体を対象にした支援要請や広域処理の調整等を行い、処理体制の整備を図る。

また、市町村災害廃棄物処理計画の策定を支援するとともに、実効性の向上に向け、県及び市町村職員等の人材育成を図る。

（脆弱性評価結果）

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、「福岡県災害廃棄物処理計画」に基づき、処理体制の整備を進めており、県内廃棄物関係事業者団体や九州・山口各県と相互支援協定を締結し、広域的な災害廃棄物処理に係る連携体制を構築している。

また、市町村の災害廃棄物処理計画の策定支援、市町村や関係団体職員等を対象とした研修を実施し、実践的な対応能力の向上を図っている。

令和 5 年 7 月の大雨では、被災自治体へ災害廃棄物の処理に関する助言を行ったほか、特に大きな被害を受けた自治体には職員を派遣し、仮置場の運営等に関して必要な助言を行うとともに、県内の市町村に支援を要請し、災害廃棄物の広域処理の調整を行った。

引き続き、市町村による災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、実効性の向上に向け、県及び市町村職員等の人材育成、関係機関の連携強化を進めていく必要がある。

- ・ 福岡県災害廃棄物処理計画の策定（H28.3 月、R3.3 月改定）
- ・ 災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定（H29.2 月等締結）
- ・ 九州・山口 9 県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定（H29.11 月締結）
- ・ 市町村等災害廃棄物処理担当者研修会 年 1 回実施
- ・ 市町村向けに災害廃棄物仮置場の設置・運営等マニュアルを作成（R4.3 月作成）

6-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・喪失

○ 貴重な文化財の喪失への対策【市町村、教育】

＜施策分野：⑪リスクコミュニケーション＞

展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめるため、県文化施設における展示方法・収蔵方法等の点検を実施する。

修理の実施にあわせ、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める。また、文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を促進する。

(脆弱性評価結果)

県文化施設における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物被害を最小限にとどめるとともに、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める必要がある。また、文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。

6-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

○ 地籍調査の促進【農林】<施策分野：⑨土地利用（県土地利用）>

近年の極端な気象現象に伴う土砂災害や洪水等が多発していることを踏まえ、土砂災害警戒区域等の災害が想定される地域の地籍調査を促進し、被災後の復旧、復興を円滑に進めるため、市町村が実施する地籍調査に要する経費の一部を補助する。

<重要業績指標>

・ **地籍調査進捗率【農林】**

76% (R6 年度末) → 78% (R11 年度末)

(脆弱性評価結果)

近年の極端な気象現象に伴う土砂災害や洪水等が多発していることを踏まえ、土砂災害警戒区域等の災害が想定される地域の地籍調査を促進し、被災後の復旧、復興を円滑に進める上で、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、市町村が実施する地籍調査に要する経費の一部を補助している。

全国値を上回る進捗が見られるが、更なる土地境界等の明確化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 建設型応急仮設住宅の供給体制の整備【建築】<施策分野：①住宅・都市>

「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」に基づき、災害時に必要な建設型応急仮設住宅を迅速かつ適切に提供できるよう建設可能戸数や候補地の確認等、供給体制の維持を図る。

<重要業績指標>

・ **建設型応急仮設住宅の建設可能戸数の確認及び建設候補地台帳の更新【建築】**

年1回 (R2 年度末) → 毎年度実施

(脆弱性評価結果)

平成 24 年度に「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」を策定し、地震防災アセスメント調査による想定地震被害から建設必要戸数（避難世帯数から民間賃貸住宅の借上げ可能戸数を控除して算定）を想定し、最大となる建設必要戸数の供給体制の確保、建設に必要な用地の確保、仮設住宅の仕様、建設・運営・撤去までの事務、執行体制等を定めた。

市町村は、被災者に対して応急仮設住宅を迅速に提供するため、予め住宅建設に適する建設用地を選定し、建設候補地台帳を作成する等、供給体制の整備に努めている。

県は、災害時における必要な仮設住宅の供給に備えるため、プレハブ造の仮設住宅について一般社団法人プレハブ建築協会との間で建設に関する協定を締結（平成 7 年 3 月）した。また、木造の仮設住宅の供給体制の充実を図るため、建設に関する協定を、県内の建設業者で構成された福岡県建築物災害対策協議会（平成 28 年 6 月）、タマホーム（株）（平成 29 年 11 月）、一般社団法人日本木造住宅産業協会（平成 30 年 2 月）及び一般社団法人全国木造建設事業協会（平成 30 年 6 月）の 4 団体と締結するとともに、供給体制の強化を図るため、協定締結団体への研修会等を実施することとしている。

今後も、災害時に応急仮設住宅が迅速かつ適切に提供できる体制を維持することが必要である。

○ **公的賃貸住宅や賃貸型応急住宅の提供体制の整備【建築】** <施策分野：①住宅・都市>

被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、公営住宅等の公的賃貸住宅及び賃貸型応急住宅の提供について、市町村等向けに作成した「災害時における住宅支援手引書」を活用し、市町村や関係団体との情報共有及び連携を図る。

(脆弱性評価結果)

災害発生時における被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、公営住宅等の公的賃貸住宅及び賃貸型応急住宅に関する応急的な住宅支援について取りまとめた「災害時における住宅支援手引書」を作成（令和 6 年度改定）し、市町村等の公的賃貸住宅供給主体や関係団体向けに配布・説明を行い情報の共有を図っている。また、災害時における賃貸型応急住宅の提供等に係る協定を関係団体と締結し、円滑かつ迅速な提供に備えている。

今後も、災害時に被災者に対する迅速な住宅支援を実施するため、引き続きこのような取組が必要である。

第5章 計画推進の方策

I 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、庁内に設置した策定会議などを活用し、全庁的に取り組むとともに、地域強靱化を実効性あるものとするため、本県だけでなく、国、市町村、民間事業者等と緊密に連携する。

II 計画の進捗管理と見直し

本計画に基づく地域強靱化施策の実効性を確保するため、各プログラムの達成度や進捗を把握するために設定した重要業績指標（KPI）について、PDCAサイクルによる評価を行い、その結果を踏まえ、更なる施策推進につなげていく。

また、国に対する予算要望を機動的に行うため、3年を目途として計画内容の見直しを行うが、それ以前においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、適宜見直しを行う。

なお、本計画に基づき実施する取組のうち、国予算を活用して実施する事業については、別冊「福岡県地域強靱化計画に関連する事業のうち国の支援を活用して実施する個別事業一覧」に記載する。

施策別関連リスクシナリオ整理表

| 管理 番号 | 施策名 | リスクシナリオ <●：最も関連の深いもの、○：関連するもの> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|----------------------------------|--------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 1-1 | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 1-5 | 2-1 | 2-2 | 2-3 | 2-4 | 2-5 | 2-6 | 2-7 | 3-1 | 3-2 | 4-1 | 4-2 | 4-3 | 4-4 | 5-1 | 5-2 | 5-3 | 5-4 | 5-5 | 6-1 | 6-2 | 6-3 | 6-4 |
| 1 | 住宅、建築物の耐震化 | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 病院、社会福祉施設等の耐震化 | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 学校施設の耐震化 | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 応急危険度判定体制の整備 | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 大規模盛土造成地の安全性の把握 | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 住環境等の整備 | ● | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 不燃化を行う区域の指定 | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 指定緊急避難場所となる県営公園の整備、老朽化対策 | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 海岸保全施設等の津波・高潮・侵食対策 | | ● | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 津波・高潮に対する避難体制の強化 | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | 水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化などによる効果的な管理運用の推進 | | ● | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | 河川施設の地震・津波対策 | | ● | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | 大型台風を想定したタイムラインの運用 | | ● | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | 漁村地域における防災・減災対策の推進 | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| 15 | 気候変動による水災害の激甚化、頻発化に備えた「流域治水」の推進 | | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | | |
| 16 | 激甚な水害が発生した地域等において集中的に実施する災害対策 | | ○ | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | ○ | | | |
| 17 | 治水対策の推進 | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18 | リアルタイムな河川情報の提供 | | ○ | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 19 | 下水道による都市浸水対策 | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20 | ダム の 事前放流の取組 | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 21 | 排水ポンプ車の運用 | | ○ | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 22 | 洪水ハザードマップの作成 | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 23 | 「水防災意識社会 再構築ビジョン」の推進 | | ○ | ● | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 24 | 災害関連情報収集のためのドローンの活用 | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 25 | 雨水出水浸水想定区域図の作成 | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 管理 番号 | 施策名 | リスクシナリオ <●：最も関連の深いもの、○：関連するもの> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|----------------------------------|--------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 1-1 | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 1-5 | 2-1 | 2-2 | 2-3 | 2-4 | 2-5 | 2-6 | 2-7 | 3-1 | 3-2 | 4-1 | 4-2 | 4-3 | 4-4 | 5-1 | 5-2 | 5-3 | 5-4 | 5-5 | 6-1 | 6-2 | 6-3 | 6-4 | 6-5 |
| 26 | 防災まちづくり拠点施設及び防災広場、防災公園の整備 | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 27 | 浸水対策としての公共施設、宅地の嵩上げ | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 28 | 緊急時の避難先の確保 | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 29 | 河川施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新） | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 30 | ダム の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新） | | | ● | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | |
| 31 | 港湾施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新） | | ○ | ● | | | | | ○ | | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | | | | |
| 32 | 砂防施設等の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新） | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 33 | 海岸保全施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新） | | ○ | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 34 | 中継所の非常電源の確保 | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 35 | 治山施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新） | | | ● | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 36 | ため池の防災・減災対策 | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 37 | ダム（基幹的農業水利施設）の老朽化対策 | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 38 | 盛土に係る防災対策 | ○ | | ● | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 39 | 高齢者施設等における水害対策 | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 40 | 激甚な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策の集中的実施 | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 41 | 人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進 | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 42 | 土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化 | | | | ● | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 43 | 土砂災害対策としての公共施設、宅地の嵩上げ治 | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 44 | 治山施設の整備 | | | ○ | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 45 | 山地災害危険地区の指定・公表 | | | ○ | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 46 | 自然歩道の整備 | | | | ● | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 47 | 自然公園施設の整備 | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 48 | 防災情報通信基盤の整備 | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 49 | 限られた人員での的確な災害対応 | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 50 | 福岡県総合防災情報システムの活用 | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 管理 番号 | 施策名 | リスクシナリオ <●：最も関連の深いもの、○：関連するもの> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|----------------------------------|--------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 1-1 | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 1-5 | 2-1 | 2-2 | 2-3 | 2-4 | 2-5 | 2-6 | 2-7 | 3-1 | 3-2 | 4-1 | 4-2 | 4-3 | 4-4 | 5-1 | 5-2 | 5-3 | 5-4 | 5-5 | 6-1 | 6-2 | 6-3 | 6-4 |
| 51 | ダムの情報提供 | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 52 | 土砂災害時の避難判断に有効な情報の提供 | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 53 | 大都市（多数の人が集まる場所等）における避難対策 | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 54 | 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援 | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 55 | 避難行動要支援者の避難支援 | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 56 | 指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制 | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 57 | 福祉避難所への避難体制の整備の促進 | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 58 | 防災教育の推進 | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 59 | 外国人に対する支援 | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 60 | 防災・避難に関する分かりやすい情報発信と県民が取るべき行動の啓発 | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 61 | 多様な視点を反映した災害対応の啓発 | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 62 | 男女共同参画の視点を持った災害対応人材の育成 | | | | | ● | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 63 | 適時適切な避難情報の発令 | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 64 | 警察施設の耐震化及び老朽化対策 | ○ | | | | ● | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| 65 | 災害対応装備資機材等の整備 | ○ | | | | ● | | | | | | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| 66 | 信号機電源付加装置の整備 | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | |
| 67 | 交通情報の収集・提供 | | | | ○ | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 68 | 消防本部・消防署の耐震化 | ○ | ○ | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 69 | 消防防災施設の整備促進 | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 70 | 常備消防の充実強化 | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 71 | 消防団の充実強化 | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 72 | 自主防災組織の充実強化 | | | | | ● | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| 73 | 消防本部におけるドローンの活用 | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 74 | 現場（急性期医療）のDMATによる医療支援 | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 75 | 避難所・現場救護所のJMAT等による医療支援 | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 管理 番号 | 施策名 | リスクシナリオ <●：最も関連の深いもの、○：関連するもの> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|----------------------------------|--------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 1-1 | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 1-5 | 2-1 | 2-2 | 2-3 | 2-4 | 2-5 | 2-6 | 2-7 | 3-1 | 3-2 | 4-1 | 4-2 | 4-3 | 4-4 | 5-1 | 5-2 | 5-3 | 5-4 | 5-5 | 6-1 | 6-2 | 6-3 | 6-4 |
| 76 | 被災地における DPAT による精神科医療及び精神保健活動の支援 | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 77 | 保健医療調整本部の設置 | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 78 | 健康管理体制の構築 | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 79 | DHEAT による保健医療行政の指揮調整機能等の応援 | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 80 | 避難施設の整備 | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 81 | 福祉避難所の設置・運営 | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 82 | DWAT による福祉避難所等における災害時福祉支援 | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 83 | 避難所等の生活環境の改善 | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 84 | 公助による備蓄・調達の推進 | | | | | | | | ● | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 85 | 自助・共助による備蓄の促進 | | | | | | | | ● | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 86 | 給食施設における給食供給体制の整備 | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 87 | 物資調達・輸送調整等支援システムの活用 | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 88 | 防災拠点の強化 | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 89 | 高齢者施設等における電力供給体制の整備 | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 90 | 帰宅困難者に対する支援 | ○ | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 91 | 現場映像配信体制の構築 | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 92 | 分散型エネルギーの導入促進 | | | | | | | | | | ● | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 93 | 疫病のまん延防止 | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 94 | 感染症の予防・まん延防止 | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 95 | 避難所における感染症防止対策の徹底 | | | | | | | | | | ○ | ● | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 96 | 災害時の警察業務継続体制の確保 | | | | | ○ | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | |
| 97 | 災害警備本部機能の確保 | | | | | ○ | | | | | ○ | ● | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 98 | 警察の広域応援体制の整備 | | | | | ○ | | | | | ○ | ● | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 99 | 防災拠点となる公共施設の整備 | ○ | | | | ○ | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | |
| 100 | 業務継続体制の確保 | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | |

| 管理 番号 | 施策名 | リスクシナリオ <●：最も関連の深いもの、○：関連するもの> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|-----------------------|--------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 1-1 | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 1-5 | 2-1 | 2-2 | 2-3 | 2-4 | 2-5 | 2-6 | 2-7 | 3-1 | 3-2 | 4-1 | 4-2 | 4-3 | 4-4 | 5-1 | 5-2 | 5-3 | 5-4 | 5-5 | 6-1 | 6-2 | 6-3 | 6-4 |
| 101 | 各種防災訓練の実施 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | ● | | | | | | | ○ | | | | | | |
| 102 | 市町村の受援に係る災害対応力の向上 | | | | | ○ | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | |
| 103 | 市町村災害対策本部設置運営訓練等への支援 | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | |
| 104 | 受援体制の確保 | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ● | | | | | | | | | | | | | |
| 105 | 広域航空消防体制の確保 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | |
| 106 | 首都中枢機能のバックアップ拠点の整備 | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | |
| 107 | 機動的な応援体制の整備 | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | |
| 108 | 罹災証明の迅速な発行 | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | |
| 109 | 民間事業者等との連携強化 | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | ● | | | | | | | | | | | | | |
| 110 | 被災者支援業務等におけるデジタル技術の活用 | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | |
| 111 | 市町村における情報伝達手段の整備 | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | |
| 112 | 多様な情報伝達ツールの活用 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | |
| 113 | 災害・防災情報の利用者による対策促進 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | |
| 114 | 各主体と連携したエネルギー需給の確保 | | | | | | | | | | | | ○ | | | | ● | | | | | | | | | | | |
| 115 | 県の発電施設の老朽化対策 | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | |
| 116 | 高圧ガス事業者に対する保安支援 | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | |
| 117 | 電源としての水素エネルギーの活用 | | | | | | | | | ○ | | ○ | | | | | ● | | | | | | | | | | | |
| 118 | 水資源の確保 | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | |
| 119 | 福岡導水施設の耐震化 | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | |
| 120 | 工業用水道施設の老朽化・耐震対策 | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | |
| 121 | 上下水道一体での地震対策 | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | |
| 122 | 下水道 BCP の実効性確保 | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | |
| 123 | 農業集落排水施設の老朽化対策 | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | |
| 124 | 浄化槽の整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | |
| 125 | 鉄道施設の改良、更新 | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | |

| 管理 番号 | 施策名 | リスクシナリオ <●：最も関連の深いもの、○：関連するもの> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|------------------------------|--------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 1-1 | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 1-5 | 2-1 | 2-2 | 2-3 | 2-4 | 2-5 | 2-6 | 2-7 | 3-1 | 3-2 | 4-1 | 4-2 | 4-3 | 4-4 | 5-1 | 5-2 | 5-3 | 5-4 | 5-5 | 6-1 | 6-2 | 6-3 | 6-4 |
| 126 | 道路の法面・盛土等の防災対策 | ○ | | | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | ● | ○ | | | ○ | | | | | |
| 127 | 緊急輸送道路の整備 | ○ | | | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | ● | ○ | | | ○ | | | | | |
| 128 | 重要物流道路の整備 | ○ | | | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | ● | ○ | | | ○ | | | | | |
| 129 | 道路橋の耐震補強 | ○ | | | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | ● | ○ | | | ○ | | | | | |
| 130 | 道路施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新） | | | | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | ● | ○ | | | ○ | | | | | |
| 131 | 市町村道路施設の老朽化対策支援（戦略的な維持管理・更新） | | | | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | ● | ○ | | | ○ | | | | | |
| 132 | 維持管理における新技術等の活用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | |
| 133 | 道路啓開の実効性の向上 | | | | | | ○ | | | | ○ | ○ | | | | | | | | ● | ○ | | | ○ | | | | |
| 134 | 無電柱化の推進 | ○ | | | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | ● | ○ | | | ○ | | | | | |
| 135 | 道路の雪寒対策の推進 | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | ● | ○ | | | ○ | | | | | |
| 136 | 生活道路の整備 | ○ | | | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | ● | ○ | | | ○ | | | | | |
| 137 | 港湾 BCP の充実 | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | |
| 138 | 発災時の情報収集ツールとしてのサイバーポートの活用 | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | |
| 139 | 空港の整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | |
| 140 | 企業 BCP の策定促進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | ○ | | | | | |
| 141 | 事業継続力強化支援計画の策定促進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | ○ | | | | | |
| 142 | 商工業者への事業継続支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | ○ | | | | | |
| 143 | 代替性確保や信頼性を高めるための道路整備 | ○ | | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | ● | | | ○ | | | | | |
| 144 | 広域的な避難路となる高規格道路等へのアクセス強化 | ○ | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | ● | | | ○ | | | | | |
| 145 | 広域道路ネットワークの整備 | ○ | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | ● | | | ○ | | | | | |
| 146 | 港湾施設の耐震・耐波性の強化 | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | | | | | ○ | ○ | ● | | | ○ | ○ | | | | |
| 147 | 大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | |
| 148 | 毒物劇物の流出等の防止 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | |
| 149 | 石油コンビナート等における耐災害性の向上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | |
| 150 | 農業水利施設の老朽化対策 | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | |

| 管理 番号 | 施策名 | リスクシナリオ <●：最も関連の深いもの、○：関連するもの> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|------------------------------|--------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 1-1 | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 1-5 | 2-1 | 2-2 | 2-3 | 2-4 | 2-5 | 2-6 | 2-7 | 3-1 | 3-2 | 4-1 | 4-2 | 4-3 | 4-4 | 5-1 | 5-2 | 5-3 | 5-4 | 5-5 | 6-1 | 6-2 | 6-3 | 6-4 | 6-5 |
| 151 | 農地の防災・減災対策 | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | ○ | | | | | |
| 152 | 農道・林道の整備、保全 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | |
| 153 | 卸売市場の流通機能の保全 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | |
| 154 | 生乳・食肉施設の停電時の電源確保対策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | |
| 155 | 農業用ハウスの補強 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | |
| 156 | 漁港施設の老朽化対策 | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | |
| 157 | 園芸産地の防災・減災対策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | ● | | | | | |
| 158 | 荒廃農地対策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 159 | 地域における農地・農業水利施設等の保全 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | ● | | | | | |
| 160 | 森林の整備・保全 | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 161 | 指定管理鳥獣捕獲等に関する対策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 162 | 被災者等支援制度の周知 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | |
| 163 | 地域コミュニティの活性化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | |
| 164 | 県及び市町村の防災担当職員等の育成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | |
| 165 | 迅速な応急・災害復旧のための自治体支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | |
| 166 | 公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築 | | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | |
| 167 | 建設人材の確保・育成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | ● | | | |
| 168 | 災害ボランティアの活動環境等の整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | |
| 169 | 農地防災・災害アドバイザーの育成・確保 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | |
| 170 | 災害廃棄物処理体制の整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | |
| 171 | 貴重な文化財の喪失への対策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | |
| 172 | 地籍調査の促進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● |
| 173 | 建設型応急仮設住宅の供給体制の整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● |
| 174 | 公的賃貸住宅や賃貸型応急住宅の提供体制の整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● |

施策別関連施策分野整理表

| 管理 番号 | 施策名 | 施策分野 | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|----------------------------------|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ | ⑬ | ⑭ | ⑮ |
| 1 | 住宅、建築物の耐震化 | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 病院、社会福祉施設等の耐震化 | | ● | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 学校施設の耐震化 | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 応急危険度判定体制の整備 | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 大規模盛土造成地の安全性の把握 | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 住環境等の整備 | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 不燃化を行う区域の指定 | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 指定緊急避難場所となる県営公園の整備、老朽化対策 | ● | | | | | | | | | | | | | ● | |
| 9 | 海岸保全施設等の津波・高潮・侵食対策 | | | | | | ● | ● | | | | | | | | |
| 10 | 津波・高潮に対する避難体制の強化 | | | | | | | ● | | | ● | | | | | |
| 11 | 水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化などによる効果的な管理運用の推進 | | | | | | | ● | | | | | | | | |
| 12 | 河川施設の地震・津波対策 | | | | | | | ● | | | | | | | | |
| 13 | 大型台風を想定したタイムラインの運用 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 14 | 漁村地域における防災・減災対策の推進 | | | | | | ● | | | | | | | | | |
| 15 | 気候変動による水災害の激甚化、頻発化に備えた「流域治水」の推進 | | | | | | ● | ● | | | | | | | | |
| 16 | 激甚な水害が発生した地域等において集中的に実施する災害対策 | | | | | | ● | ● | | | | | | | | |
| 17 | 治水対策の推進 | | | | | | | ● | | | | | | | | |
| 18 | リアルタイムな河川情報の提供 | | | | | | | ● | | | ● | | | | | |
| 19 | 下水道による都市浸水対策 | | | | | | | ● | | | | | | | | |
| 20 | ダムの事前放流の取組 | | | | | | | ● | | | | | | | | |
| 21 | 排水ポンプ車の運用 | | | | | | | ● | | | | | | | | |
| 22 | 洪水ハザードマップの作成 | | | | | | | ● | | | ● | | | | | |
| 23 | 「水防災意識社会 再構築ビジョン」の推進 | | | | | | | ● | | | ● | | | | | |
| 24 | 災害関連情報収集のためのドローンの活用 | | | | | | | ● | | | | | | | ● | |
| 25 | 雨水出水浸水想定区域図の作成 | | | | | | | ● | | | | | | | | |

| 管理 番号 | 施策名 | 施策分野 | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|----------------------------------|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ | ⑬ | ⑭ | ⑮ |
| 26 | 防災まちづくり拠点施設及び防災広場、防災公園の整備 | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 27 | 浸水対策としての公共施設、宅地の嵩上げ | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 28 | 緊急時の避難先の確保 | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 29 | 河川施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新） | | | | | | | ● | | | | | | | ● | |
| 30 | ダムの老朽化対策（戦略的な維持管理・更新） | | | | | | | ● | | | | | | | ● | |
| 31 | 港湾施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新） | | | | | | | ● | | | | | | | ● | |
| 32 | 砂防施設等の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新） | | | | | | | ● | | | | | | | ● | |
| 33 | 海岸保全施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新） | | | | | | ● | ● | | | | | | | ● | |
| 34 | 中継所の非常電源の確保 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 35 | 治山施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新） | | | | | | ● | | | | | | | | ● | |
| 36 | ため池の防災・減災対策 | | | | | | ● | | | | | | | | | |
| 37 | ダム（基幹的農業水利施設）の老朽化対策 | | | | | | ● | | | | | | | | ● | |
| 38 | 盛土に係る防災対策 | | | | | | | ● | | | | | | | | |
| 39 | 高齢者施設等における水害対策 | | ● | | | | | | | | | | | | | |
| 40 | 激甚な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策の集中的実施 | | | | | | | ● | | | | | | | | |
| 41 | 人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進 | | | | | | | ● | | | | | | | | |
| 42 | 土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化 | | | | | | | ● | | | | ● | | | | |
| 43 | 土砂災害対策としての公共施設、宅地の嵩上げ | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 44 | 治山施設の整備 | | | | | | ● | | | | | | | | | |
| 45 | 山地災害危険地区の指定・公表 | | | | | | ● | | | | ● | | | | | |
| 46 | 自然歩道の整備 | | | | | | | | ● | | | | | | | |
| 47 | 自然公園施設の整備 | | | | | | | | ● | | | | | | | |
| 48 | 防災情報通信基盤の整備 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 49 | 限られた人員での的確な災害対応 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 50 | 福岡県総合防災情報システムの活用 | | | | | | | | | | ● | | | | | |

| 管理 番号 | 施策名 | 施策分野 | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|----------------------------------|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ | ⑬ | ⑭ | ⑮ |
| 51 | ダムの情報提供 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 52 | 土砂災害時の避難判断に有効な情報の提供 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 53 | 大都市（多数の人が集まる場所等）における避難対策 | | | | | | | | | | | | | ● | | |
| 54 | 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援 | | | | | | | | | | | ● | | | | |
| 55 | 避難行動要支援者の避難支援 | | | | | | | | | | | | ● | | | |
| 56 | 指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 57 | 福祉避難所への避難体制の整備の促進 | | | | | | | | | | | ● | | | | |
| 58 | 防災教育の推進 | | | | | | | | | | ● | ● | | | | |
| 59 | 外国人に対する支援 | | | | | | | | | | | ● | | | | |
| 60 | 防災・避難に関する分かりやすい情報発信と県民が取るべき行動の啓発 | | | | | | | | | | ● | ● | | | | |
| 61 | 多様な視点を反映した災害対応の啓発 | | | | | | | | | | ● | ● | | | | |
| 62 | 男女共同参画の視点を持った災害対応人材の育成 | | | | | | | | | | ● | ● | | | | |
| 63 | 適時適切な避難情報の発令 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 64 | 警察施設の耐震化及び老朽化対策 | | | | | | | | | | ● | | | | ● | |
| 65 | 災害対応装備資機材等の整備 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 66 | 信号機電源付加装置の整備 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 67 | 交通情報の収集・提供 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 68 | 消防本部・消防署の耐震化 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 69 | 消防防災施設の整備促進 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 70 | 常備消防の充実強化 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 71 | 消防団の充実強化 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 72 | 自主防災組織の充実強化 | | | | | | | | | | | ● | | | | |
| 73 | 消防本部におけるドローンの活用 | | | | | | | | | | | | | | | ● |
| 74 | 現場（急性期医療）のDMATによる医療支援 | | ● | | | | | | | | | | | | | |
| 75 | 避難所・現場救護所のJMAT等による医療支援 | | ● | | | | | | | | | | | | | |

| 管理 番号 | 施策名 | 施策分野 | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|----------------------------------|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ | ⑬ | ⑭ | ⑮ |
| 76 | 被災地における DPAT による精神科医療及び精神保健活動の支援 | | ● | | | | | | | | | | | | | |
| 77 | 保健医療調整本部の設置 | | ● | | | | | | | | | | | | | |
| 78 | 健康管理体制の構築 | | ● | | | | | | | | | | | | | |
| 79 | DHEAT による保健医療行政の指揮調整機能等の応援 | | ● | | | | | | | | | | | | | |
| 80 | 避難施設の整備 | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 81 | 福祉避難所の設置・運営 | | ● | | | | | | | | | | | | | |
| 82 | DWAT による福祉避難所等における災害時福祉支援 | | ● | | | | | | | | | | | | | |
| 83 | 避難所等の生活環境の改善 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 84 | 公助による備蓄・調達の推進 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 85 | 自助・共助による備蓄の促進 | | | | | | | | | | | ● | | | | |
| 86 | 給食施設における給食供給体制の整備 | | ● | | | | | | | | | | | | | |
| 87 | 物資調達・輸送調整等支援システムの活用 | | | | | | | | | | | | | | | ● |
| 88 | 防災拠点の強化 | | | | | ● | | | | | | | | | | |
| 89 | 高齢者施設等における電力供給体制の整備 | | ● | | | | | | | | | | | | | |
| 90 | 帰宅困難者に対する支援 | | | | | | | | | | | | | ● | | |
| 91 | 現場映像配信体制の構築 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 92 | 分散型エネルギーの導入促進 | | | ● | | | | | | | | | | | | |
| 93 | 疫病のまん延防止 | | ● | | | | | | | | | | | | | |
| 94 | 感染症の予防・まん延防止 | | ● | | | | | | | | | | | | | |
| 95 | 避難所における感染症防止対策の徹底 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 96 | 災害時の警察業務継続体制の確保 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 97 | 災害警備本部機能の確保 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 98 | 警察の広域応援体制の整備 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 99 | 防災拠点となる公共施設の整備 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 100 | 業務継続体制の確保 | | | | | | | | | | ● | | | | | |

| 管理 番号 | 施策名 | 施策分野 | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|-----------------------|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ | ⑬ | ⑭ | ⑮ |
| 101 | 各種防災訓練の実施 | | | | | | | | | | ● | ● | | | | |
| 102 | 市町村の受援に係る災害対応力の向上 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 103 | 市町村災害対策本部設置運営訓練等への支援 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 104 | 受援体制の確保 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 105 | 広域航空消防体制の確保 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 106 | 首都中枢機能のバックアップ拠点の整備 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 107 | 機動的な応援体制の整備 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 108 | 罹災証明の迅速な発行 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 109 | 民間事業者等との連携強化 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 110 | 被災者支援業務等におけるデジタル技術の活用 | | | | | | | | | | | | | | | ● |
| 111 | 市町村における情報伝達手段の整備 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 112 | 多様な情報伝達ツールの活用 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 113 | 災害・防災情報の利用者による対策促進 | | | | | | | | | | | ● | | | | |
| 114 | 各主体と連携したエネルギー需給の確保 | | | ● | | | | | | | | | | | | |
| 115 | 県の発電施設の老朽化対策 | | | ● | | | | | | | | | | | ● | |
| 116 | 高圧ガス事業者に対する保安支援 | | | | ● | | | | | | | | | | | |
| 117 | 電源としての水素エネルギーの活用 | | | ● | | | | | | | | | | | | |
| 118 | 水資源の確保 | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 119 | 福岡導水施設の耐震化 | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 120 | 工業用水道施設の老朽化・耐震対策 | | | | ● | | | | | | | | | | ● | |
| 121 | 上下水道一体での地震対策 | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 122 | 下水道 BCP の実効性確保 | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 123 | 農業集落排水施設の老朽化対策 | | | | | | ● | | | | | | | | ● | |
| 124 | 浄化槽の整備 | | | | | | | ● | | | | | | | | |
| 125 | 鉄道施設の改良、更新 | | | | | ● | | | ● | | | | | | | |

| 管理 番号 | 施策名 | 施策分野 | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|------------------------------|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ | ⑬ | ⑭ | ⑮ |
| 126 | 道路の法面・盛土等の防災対策 | | | | | ● | | | | | | | | | | |
| 127 | 緊急輸送道路の整備 | | | | | ● | | | | | | | | | | |
| 128 | 重要物流道路の整備 | | | | | ● | | | | | | | | | | |
| 129 | 道路橋の耐震補強 | | | | | ● | | | | | | | | | | |
| 130 | 道路施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新） | | | | | ● | | | | | | | | | ● | |
| 131 | 市町村道路施設の老朽化対策支援（戦略的な維持管理・更新） | | | | | ● | | | | | | | | | ● | |
| 132 | 維持管理における新技術等の活用 | | | | | ● | | | | | | | | | ● | |
| 133 | 道路啓開の実効性の向上 | | | | | ● | | | | | | | | | | |
| 134 | 無電柱化の推進 | | | | | ● | | | | | | | | | | |
| 135 | 道路の雪寒対策の推進 | | | | | ● | | | | | | | | | | |
| 136 | 生活道路の整備 | | | | | ● | | | | | | | | | | |
| 137 | 港湾 BCP の充実 | | | | | ● | | | | | | | | | | |
| 138 | 発災時の情報収集ツールとしてのサイバーポートの活用 | | | | | | | | | | | | | | | ● |
| 139 | 空港の整備 | | | | | ● | | | | | | | | | | |
| 140 | 企業 BCP の策定促進 | | | | ● | | | | | | | | | | | |
| 141 | 事業継続力強化支援計画の策定促進 | | | | ● | | | | | | | | | | | |
| 142 | 商工業者への事業継続支援 | | | | ● | | | | | | | | | | | |
| 143 | 代替性確保や信頼性を高めるための道路整備 | | | | | ● | | | | | | | | | | |
| 144 | 広域的な避難路となる高規格道路等へのアクセス強化 | | | | | ● | | | | | | | | | | |
| 145 | 広域道路ネットワークの整備 | | | | | ● | | | | | | | | | | |
| 146 | 港湾施設の耐震・耐波性の強化 | | | | | ● | | | | | | | | | | |
| 147 | 大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等 | | | | | | | | ● | | | | | | | |
| 148 | 毒物劇物の流出等の防止 | | | | | | | | ● | | | | | | | |
| 149 | 石油コンビナート等における耐災害性の向上 | | | | ● | | | | | | | | | | | |
| 150 | 農業水利施設の老朽化対策 | | | | | | ● | | | | | | | | ● | |

| 管理 番号 | 施策名 | 施策分野 | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|------------------------------|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ | ⑬ | ⑭ | ⑮ |
| 151 | 農地の防災・減災対策 | | | | | | ● | | | | | | | | ● | |
| 152 | 農道・林道の整備、保全 | | | | | | ● | | | | | | | | | |
| 153 | 卸売市場の流通機能の保全 | | | | | | ● | | | | | | | | | |
| 154 | 生乳・食肉施設の停電時の電源確保対策 | | | | | | ● | | | | | | | | | |
| 155 | 農業用ハウスの補強 | | | | | | ● | | | | | | | | | |
| 156 | 漁港施設の老朽化対策 | | | | | | ● | | | | | | | | ● | |
| 157 | 園芸産地の防災・減災対策 | | | | | | ● | | | | | | | | | |
| 158 | 荒廃農地対策 | | | | | | ● | | | | | | | | | |
| 159 | 地域における農地・農業水利施設等の保全 | | | | | | ● | | | | | | | | | |
| 160 | 森林の整備・保全 | | | | | | ● | | | | | | | | | |
| 161 | 指定管理鳥獣捕獲等に関する対策 | | | | | | | | ● | | | | | | | |
| 162 | 被災者等支援制度の周知 | | | | | | | | | | | ● | | | | |
| 163 | 地域コミュニティの活性化 | | | | | | | | | | | ● | | | | |
| 164 | 県及び市町村の防災担当職員等の育成 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 165 | 迅速な応急・災害復旧のための自治体支援 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 166 | 公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築 | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 167 | 建設人材の確保・育成 | | | | ● | | | | | | | | | | | |
| 168 | 災害ボランティアの活動環境等の整備 | | | | | | | | | | | ● | | | | |
| 169 | 農地防災・災害アドバイザーの育成・確保 | | | | | | ● | | | | ● | | | | | |
| 170 | 災害廃棄物処理体制の整備 | | | | | | | | ● | | | | | | | |
| 171 | 貴重な文化財の喪失への対策 | | | | | | | | | | | ● | | | | |
| 172 | 地籍調査の促進 | | | | | | | | | ● | | | | | | |
| 173 | 建設型応急仮設住宅の供給体制の整備 | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 174 | 公的賃貸住宅や賃貸型応急住宅の提供体制の整備 | ● | | | | | | | | | | | | | | |



福岡県地域強靱化計画

改定日／令和8年4月

編集／福岡県総務部防災危機管理局防災企画課

福岡県総務部防災危機管理局防災企画課

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

TEL 092-643-3115 FAX 092-643-3117

E-mail bouki@pref.fukuoka.lg.jp